独立行政法人教職員支援機構の 令和5年度における業務の実績に関する評価

令和6年

文部科学大臣

独立行政法人教職員支援機構 令和5年度評価 目次

1 – 1 – 1	評価の概要		••• p 1
1 - 1 - 2	<u>総合評定</u>		· · · p 2
1 - 1 - 3	項目別評定総括表		· · · p 4
1 - 1 - 4 - 1	項目別評価調書(国民に対して提供す	るサービスその他の業務の質の向上に関する事項)	•••р6
	項目別評価調書 No. 1 — 1 学校教育	関係職員に対する研修	•••р6
	項目別評価調書 No. 1—2 公立学校	の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対する専門的な助言	· · · p18
	項目別評価調書 No. 1—3 学校教育	<u>関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助</u>	· · · p 20
	項目別評価調書 No. 1 — 4 学校教育	関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及	· · · p 27
	項目別評価調書 No. 1 — 5 免許法認	定講習等の認定に関する事務	· · · p 32
	項目別評価調書 No. 1 — 6 教員資格	<u>認定試験の実施に関する事務</u>	•••р34
1 - 1 - 4 - 2	項目別評定調書(業務運営の効率化に	:関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)	· · · p37
	項目別評価調書 No. 2 業務運営	の効率化に関する事項	•••р37
	項目別評価調書 No. 3 財務内容	の改善に関する事項	· · · p 40
	項目別評価調書 No. 4 — 1 長期的視	<u>野に立った施設・設備等の整備・管理の実施</u>	· · · p41
	項目別評価調書 No. 4—2 人事に関	する計画	· · · p 43
	項目別評価調書 No. 4—3 内部統制	の充実・強化	· · · p 48
	項目別評価調書 No. 4 — 4 業務の電	子化の推進及び情報セキュリティの確保	· · · p 52

1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関す	1. 評価対象に関する事項									
法人名	独立行政法人教職員支援機構									
評価対象事業年度	年度評価	令和 5 年度								
	中期目標期間	令和3年度~令和7年度(第6期)								

2	2. 評価の実施者に関する事項									
主	務大臣	文部科学大臣								
	法人所管部局	総合教育政策局	担当課、責任者	教育人材政策課、後藤教至						
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、福井俊英						

3. 評価の実施に関する事項

令和6年7月10日 独立行政法人教職員支援機構の評価等に関する有識者会合を開催し、有識者より意見を聴取した。 同日、上記の有識者会合において、教職員支援機構よりヒアリングを実施した。

4. その他評価に関する重要事項

教育公務員特例法等の改正(平成30年4月1日施行分)により、免許状更新講習及び免許法認定講習等の認定事務並びに教員資格認定試験の実施事務が文部科学省から移管した。

1-1-2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定	1. 全体の評定									
評定	A	(参	考) 本中期目標	期間における過年	度の総合評定の状	:況				
(S, A, B, C,										
D)		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
		A	A	A						
評定に至った理由	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められる	るため。	1		•	•				

2. 法人全体に対する評価

法人全体の評価

以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の顕著な進捗が認められるなど、全体として、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められる。

○学校教育関係職員に対する研修 (p 7)

- (1) 中央研修については、教職員の学びにおける「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざし、「研修観の転換」を進めるため、探究型研修の新設、インターバル研修の導入、研修内容の改善が進められた。また、令和4年度から研修のBYOD 化を順調に進め、GIGA スクール構想下での研修スタイルの導入を図るなど、時代に応じた新たな検討や取組が行われている。このような取組により、標準定員に対する参加率が94.2%を達成(目標90%以上)するとともに、受講者に対するアンケート(回答率91.4%)において、「有意義であった」との回答が99.0%となった(目標95%以上)ほか、「大変有意義であった」との回答が91.2%となる(目標80%以上)など目標を上回っていることは高く評価できる。
- (2) 基盤研修、指導者養成研修については、昨年度に引き続き、主な業務実績に記載のとおり、A、B、C3タイプの研修を設定し、オンラインに適した研修内容や研修方法などを探りながら研修に取り組んだ。このような取組により、標準定員に対する参加率が122.3%を達成(目標90%以上)するとともに、受講者に対するアンケート(回答率99.39%)において、「有意義であった」との回答が99.6%となる(目標80%以上)など目標を上回っており評価できる。
- (3)年度計画において評価指標としていた「研修における女性教職員の割合」について、個別に目標値を定めているが、91.3%の研修で達成したこと(目標 60%)は評価できる。

○学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助 (p21)

- (1)次世代型教職員研修開発センターを新たに設置し、機構職員が対話・協働しながら探究を行う「マネプロ」の実施による「研修観の転換」に向けた「新たな教職員研修」の協働開発や、「マネプロ全国版」の実施による「研修観の転換」の全国的な浸透を図るなど、「新たな教職員の学び」の実現に向けた体制の構築と取組の実施を行ったことや、全国教員研修プラットフォームの運用に向けて、文部科学省と連携しながらその構築、開発を進め、令和6年度からの本格稼働の準備を的確に行ったことは高く評価できる。
- (2)「新たな教職員の学び」協働開発推進事業として教育委員会等から6名の特別研修員を受け入れ新たな教職員研修の協働開発を行うとともに、理事長を始めとした役職員で全国24の教育委員会との対話を重ね、令和6年度には11の教育委員会から特別研修員の受入を実現し、新たな研修の企画・立案を進めていることも評価できる。
- (3) オンライン研修コンテンツの充実を進め、令和5年度には「校内研修シリーズ」を26タイトル(令和4年度21タイトル)作成するとともに、既存のコンテンツについても内容や構成を継続的に見直すなど、現場のニーズに応じたコンテンツの作成に精力的に取り組んでいることも高く評価できる。

○学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及 (p27)

教職員の養成・採用・研修の改善に資するため、評価指標として中期目標期間中に調査研究プロジェクトを5件程度実施することとしているが、令和5年度においては昨年度に引き続き6つの調査研究を実施(120%)した。その成果の普及にあたっては、各プロジェクトに研修プロデューサーや特別研修員を配置する取組を始め、各プロジェクトの進捗を機構が把握するとともに、特別研修員が研究の方向性や内容、研究的な視点について研究者から学ぶ機会を得ることにより、習得した知見を研修構築に活かすことができていることは評価できる。また、調査研究プロジェクトで得られた知見をメールマガジン「NITSニュース」にて配信するほか、調査研究中間報告書等の作成による成果発信に加え、中間成果報告会を開催し、令和6年度以降の研修の効果的な在り方の検討に活かしたことは評価できる。

○教員資格認定試験の実施に関する事務 (p34)

各教員資格認定試験について運営委託業者や外部有識者の協力を得ながら、事前の調整を綿密に行うなど、効果的・効率的な運営のため、試験運営業務の改善が図られたことは評価できる。

また、令和6年度からの高等学校(情報)試験の再開に向けた作問及び広報に係る業務を的確に実施している。

○人事に関する計画 (p 43)

- (1)「新たな教師の学びの姿」の実現のため、「次世代型教職員研修開発センター」を新設し、教職大学院や教育委員会とより一層協働していくための体制を整備することで、関係部署で相互に知見を共有し合える体制整備、効率的な業務運営につながる見直しを行ったことは評価できる。
- (2)「プロパー職員等育成プラン」に基づいた人事計画の策定・実行や、人事監督者による面談の実施によりきめ細やかなサポート体制を構築したことは、今後の同機構の更なる発展に

	つながるものと期待される。 (3)他機関との積極的な人事交流に取り組んでいることや、「国内研究員制度」の活用も、同機構の活性化につながるものと考えられる。 (4)他機関の研修へ職員を参加させたり、職員を講師とした研修会を開催したりするなど、職員の資質向上に向けた様々な取組が行われている。
	○内部統制の充実・強化(<u>p 48</u>) (1)新たな教師の学びの姿の実現に向け、理事長のリーダーシップの下、新たに全職員を対象とした「NITS 会議」を実施するほか、理事長と職員が直接意見交換できる機会を設け、職員一人一人に機構のミッションを共有し職員の自主性を高めるとともに、風通しのよい組織風土の醸成に努めていることは高く評価できる。 (2)事業継続計画書 (BCP) の見直しと周知により、大規模災害等の緊急事態が発生しても適切に事業を継続できる体制を整えるとともに、「規程管理システム」の運用を通じて、業務の効率化を図るとともに、ガバナンス体制を強化したことは評価できる。
全体の評定を行う上で 特に考慮すべき事項	特になし。

3. 項目別評価における	3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など								
項目別評定で指摘した	○学校教育関係職員に対する研修 (<u>p 8</u>)								
課題、改善事項	・主体的、対話的で深い学びを実現し、行動変容につなげることができる研修にすべく、さらなるブラッシュアップを図ることが求められる。 ・引き続き、学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助に係る事業や調査研究事業等と連携しながら、効果的な研修の追究と構築に努めることが求められる。 ○学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助(p 22) ・研修コンテンツのさらなる活用に向け、教員研修プラットフォームとの連携を視野にいれたコンテンツ内容の充実や改善が求められる。								
その他改善事項	特になし。								
主務大臣による改善命 令を検討すべき事項	特になし。								

4. その他事項	
監事等からの意見	○機構の各業務については、法令等に従い適正に実施され、中期目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的な運営が行われていると認める。 ○内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。理事長は、職員に業務運営方針等を直接伝え、日常的なモニタリングを行うととも に諸規程の見直しを行い、リーダーシップを発揮できる体制が運営されていると認める。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を行いながら、集合型研修の実施や参加者受け 入れ体制の整備を行う等、リスク管理は機能していると認める。
その他特記事項	特になし。

- ※ 評定区分は以下のとおりとする。(「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準(以降「評価基準」とする)」p13)
 - S:中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
 - A:中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
 - B:全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
 - C:全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
 - D:全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表

中期目標			年度評価			項目別 調書No.	備考	中期目標			年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和3 年度	令和4 年度	令和 5 年度	令和6 年度	令和7 年度	-					令和3 年度	令和4 年度	令和 5 年度	令和6 年度	令和7 年度	· 调音No.	
I. 国民に対して提供するサート	ごスその他	の業務の質	「の向上に関	」 関する事項				-	. 業務運営の	効率化に関する	耳						
1. 学校教育関係職員に対 する研修	<u>A</u> ○重	<u>A</u> ○重	<u>S</u> ○重			1-1											
2. 公立学校の校長及び教 員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対 する専門的な助言	B〇重	B〇重	B〇重			1-2			業務運営の 事項	効率化に関する	В	В	В			2	
3. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助	<u>s</u> ○重	<u>s</u> ○重	<u>s</u> ○重			1-3											
4. 学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及	A〇重	A〇重	A〇重			1-4				改善に関する事項	В	В	В			3	
5. 免許状更新講習及び免 許法認定講習等の認定に関 する事務	В	В	В			1-5		-	 その他業務	運営に関する重要	要事項						
6. 教員資格認定試験の実 施に関する事務	A	A	A			1-6			設備等の整	に立った施設・備・管理の実施	В	В	В			4-1	
									人事に関す		A	A	A			4-2	
										充実・強化	Α	A	А			4-3	
No. of the last of			4 France		2-11-2					化の推進及び情 ティの確保	В	В	В			4-4	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書 No.」欄には、本評価書の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。
- ※5 評定区分は以下のとおりとする。
 - S:中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。
 - A:中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が 120%以上、又は定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合)。
 - B:中期計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の100%以上)。
 - C:中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%以上100%未満)。

D:中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その 他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

なお、「Ⅲ.業務運営の効率化に関する事項」、「Ⅲ.財務内容の改善に関する事項」及び「Ⅳ.その他の事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S:-

- A: 難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。
- B:目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く。)。
- C:目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く。)。
- D:目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関す	る基本情報									
1-1	学校教育関係職員に対する研修									
業務に関連する政策・施策	政策目標1新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標1-3 魅力ある教育人材の養成・確保	当該事業実施に係る根拠(個別 法条文など)	独立行政法人教職員支援機構法第10条第1項第1号							
当該項目の重要度、難易度	重要度:「高」(新たな課題に対応した教育が学校現場で効果的に実践されるよう、研修事業の再構築を図るとともに、校内研修等の活性化を促進していくことは、教員の資質向上を図る上で極めて重要であるため) 困難度:「高」(調査研究の成果や関係機関との連携を通じて、教職員研修の高度化及び体系化を図ること並びに ICT 活用やオンライン研修の一層の充実を進めるとともに、集合・宿泊型研修とオンライン研修を最適に組み合わせることで研修効果の最大化を目指すハイブリッド型研修を確立することは、新たな研修の仕組みを構築する取組であるため)	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001447							

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット(アウトカム)情報									②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
参加率が 90% 以上となった 研修数	_	14 研修 (16 研修を実施)	17 研修 (17 研修 を実施)	17 研修 (17 研修 を実施)	17 研修 (17 研修 を実施)				予算額(千円)	258, 182	311, 626	344, 618			
教職員等有第二十年 中の表 学の第25%以上、 及び研修 教室がが指導する 表 を と と と と を が り た の の た の の の の の の の と の の た り る の り る り る り る り る り る り る り る り る り	_	16 研修 (16 研修を実施)	17 研修 (17 研修 を実施)	17 研修 (17 研修 を実施)	17 研修 (17 研修 を実施)				決算額(千円)	255, 524	313, 719	296, 331			
教職員等中央 研修で大変有 意義率が 80% 以上となった 研修数	_	1 研修 (中央研修全体を 1 として計上)	1研修 (中央研修 全体を1と して計上)	1 研修 (中央研修 全体を1 と して計上)	1 研修 (中央研修 全体を1 と して計上)				経常費用(千円)	374, 540	445, 054	477, 461			
教職員等中央 研修で成果活 用率が 85%以 上となった研 修数	-	1 研修 (中央研修全体を 1 として計上)	1 研修 (中央研修 全体を1 と して計上)	1 研修 (中央研修 全体を1 と して計上)	1 研修 (中央研修 全体を1 と して計上)				経常利益 (千円)	△7, 560	6, 428	58, 703			
教職員等中央 研修で校内研	_	O研修 (中央研修全体を	0 研修 (中央研修	0 研修 (中央研修	0 研修 (中央研修				行政サービス実施コ スト (千円)	_	_	-			

修における成 果活用率が 85%以上となった研修数	1として計上)	全体を1と して計上)	全体を1と して計上)						
					行政コスト (千円)	414, 661	490, 948	527, 830	
					従事人員数	14	17	21	

法人の業務実績・自己評価

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

主な業務実績等

中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等 <主な定量的指標

- 参加率 90%以上
- ・教職員等中央研 修における有意義 率 95%以上、指導 者養成研修におけ る有意義率 80%以 上
- ・教職員等中央研 修における大変有 意義率80%以上
- ・教職員等中央研 修における研修成 果活用率 85%以上

<その他の指標> 中期目標に定めた 研修を適切に行 う。

調査研究の成果や 関係機関との連携 を通じて、教職員 研修の高度化及び 体系化を図る。

ICT 活用やオンライン研修の一層の充実を進めるとともに、集合・宿泊型研修とオンライン研修を最適に組み合わせることで研ります。

<主要な業務実績>

【研修事業の実施体制の確立と研修の改善】

独立行政法人教職員支援機構(以下「機構」という。)では、教職員に対する総合的な支援を行う全国的な中核拠点としての機能強化を図るため、研修の高度化に向けた実施体制を確立し、不断に改善を進めている。

特に、令和5年度においては研修改善を進める中で、次の問題意識のもと、教職員研修の学び手である参加者の視点に立ち、「研修を通じて、参加者にどのような気づきや変化があるか」に当たる「研修目標」、「参加者は何について学ぶか」に当たる「研修内容」、「参加者はどのように学ぶか」に当たる「研修過程・方法」の3つから構成する「参加者を主語にした『研修デザインの三角形』」を研修ごとに整理し、整理した共通言語をもとに、企画立案した研修のブラッシュアップを図るとともに、研修後のリフレクションを実施した。「参加者を主語にした『研修デザインの三角形』」については、これまで十分な検討がされてこなかった教職員の学び自体に焦点を当て、研修の質を上げるための新たな発想や考え方であり、以下の問題意識のもと、今後、全国の教育委員会・教育センター等にNITS からの提案として発信し、各方面からご意見をいただきながら見直しを継続していく。

- ・教職員研修では、研修担当者が研修プログラムを企画、実施し、改善していくうえでの手掛かりとなる 発想や考え方があまり共有されてこなかったのではないか。
- ・多くの研修担当者が、前例踏襲的に教職員研修を企画・実施する傾向があるのではないか。
- ・学び手たる教職員を主語として研修の在り方を変えていく必要があるのではないか。

令和5年度は、令和4年度に引き続き、教職員等中央研修(以下、「中央研修」という。)を集合・宿泊型研修として、学校経営に関する基盤研修(「以下、「基盤研修」という。)、及び教育課題に対応する指導者養成研修(以下、「指導者養成研修」という。)を主にオンライン研修として実施することとした。

①研修の実施体制の確立

研修の企画・実践・評価・改善に関して、研修運営に従事した経験を豊富に持ち関係自治体から出向している教職経験者、「新たな教職員の学び」協働開発推進事業等で関係自治体から派遣された教職経験者 (特別研修員)、学校経営について研究業績を有しその知見をもとに研修の改善に貢献することが期待されるポスドククラスの若手研究員、研修運営の連続性を担保し今後の研修運営の中心として活躍が期待されるプロパー職員が協働して行う体制とした。

令和4年12月19日中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について〜『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成〜(答申)」(以下、「令和4年答申」という。)を踏まえ、子供の学びと教師の学びは「相似形」であるとして、教師の学びにおける「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざし、教職員研修の「研修観の転換」を進めるため、令和5年度は、教職員の課題探究力を育成することを目的とした「コア研修(探究型研修)」等を新設するとともに、研修で学んだことが一層実践で活用されることを意図して「インターバル型研修」(集合・宿泊型研修の実施後、実践を経て、オンライン等で改めて研修を実施するもの)を導入するなど研修内容の改善を図った。

また、研修後に、組織的に研修改善を行うための研修リフレクションを、先述の実施体制のもとに実施

<自己評価評定:S> 【根拠理由】

(1)「研修観の転換」に向けた研修・セミナー等の新設・改善

自己評価

令和4年答申を踏まえ、子供の学びと教職員の学びは「相似形」であるとして、学習指導要領で提起された考え方を参考として、「研修出程・方法」の3つから構成する「参加者を主語にした『研修デザインの三角形』」を新たに作成し、各研修改善のための共通言語として活用している。教職員の学びにおける「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざし、「研修観の転換」を進めるため、探究型研修の新設、インターバル研修の導入、研修内容の改善を図っている。

教職員の課題探究力を育成する ことを目的としたコア研修(探究型 研修)では、探究が止まらず深まり 続けるような対話とリフレクショ ンの機会や、参加者の状況に即して 学びの時間を「デザイン」していく という新たな取組を導入し、企画・ 実施した。複数のコースを設定して おり、2年コースでは管理職と中堅 教諭のペア参加という新たな形態 を試みた。さらに、複数回のインタ ーバル研修を行うことで、実践と共 有の往還を繰り返し、参加者の学び の深まりを意図した。参加者アンケ ートからも、研修のねらいに即した 一定の成果が得られた。

教育行政リーダー研修では、多様な教育課題がある中、各教育委員会には、既存の思考に囚われることな

<評定に至った理由>

評定

以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の顕著な進捗が認められるため、自己評価書の「S」との評価結果が妥当であると確認できた。

主務大臣による評価

S

まず、中央研修については、教職員の学 びにおける「主体的・対話的で深い学び」 の実現をめざし、「研修観の転換」を進め るため、探究型研修の新設、インターバル 研修の導入、研修内容の改善が進められ た。また、令和4年度から研修のBYOD化 を順調に進め、GIGA スクール構想下での 研修スタイルの導入を図るなど、時代に応 じた新たな検討や取組が行われている。こ のような取組により、標準定員に対する参 加率が 94.2%を達成 (目標 90%以上) す るとともに、受講者に対するアンケート (回答率 91.4%) において、「有意義であ った」との回答が 99.0%となった (目標 95%以上)ほか、「大変有意義であった」 との回答が91.2%となる(目標80%以上) など目標を上回っていることは高く評価 できる。

また、基盤研修、指導者養成研修については、昨年度に引き続き、主な業務実績に記載のとおり、A、B、C3タイプの研修を設定し、オンラインに適した研修内容や研修方法などを探りながら研修に取り組んだ。このような取組により、標準定員に対する参加率が122.3%を達成(目標90%以上)するとともに、受講者に対するアンケート(回答率99.3%)において、「有意義であった」との回答が99.6%となる(目標80%以上)など目標を上回っており評価できる。

さらに、年度計画において評価指標とし

修効果の最大化を 目指すハイブリッ ド型研修を確立す る

<評価の視点> 学校教育関係職員 に対する研修が適 切に実施されてい るか。

新たな研修フェーズに対応した研修 体系を確立できているか。 している。対象とする研修を絞り、研修の目標・内容・方法を共有したのち、研修改善に向けた話し合いを行った。

②教職員等中央研修 (課題探究力の育成を目的とする研修)

<コア研修(新設)>

コア研修は「研修観の転換」を特に象徴するものであり、1年又は2年の「探究型」の研修として実施した。「探究」を体感することを通じて「探究する力」を育成することをめざし、研修企画を行った。特に、学び手(研修参加者)に探究に不可欠な「自由」を渡しつつも「放任」とならないよう、探究が止まらず深まり続けるような対話とリフレクションの機会の設定や、参加者の状況に即して学びの時間を「デザイン」していくことを意識して実施した。

1年コースの参加者は中堅教諭を中心とし、2年コースの参加者は校長・副校長等の学校管理職と中堅教諭のペアの参加とした。それぞれの参加者は自らの課題を持ち、その課題を中心に、本研修内で探究を進めた。

研修開始前には事前説明会を開催し、本研修が「参加者自身が省察・対話・実践による探究をすること」を中心とした研修であることを共有した。その後の集合・宿泊型研修では、省察と対話の中から互いの価値観・視座に気付いていくことを意識した長時間の対話を多く設定した。この対話が十分に深まるよう、各グループには1~2名ずつの機構職員(①で述べた教職経験者を含む)及び機構地域センターの一つである福井大学教職大学院からファシリテーターが参加し、参加者が自他の視座に気付き、自らの課題や実践をとらえ直すことができる対話になるように適宜問いかけを行った。また、対話による気付きを振り返り、記録を綴るための時間も研修の中に意図的に多く組み込んだ。加えて、それぞれが自由な場所で、自由に活動し、個人であるいは対話することで、自分の考えをまとめる時間を取った。集合・宿泊型研修後は、インターバル型研修として、実践期間を経て、オンラインで再度集まり実践の状況を共有した。単なる実践内容の報告にとどまらず、各自の探究的な学びが深まるよう、実践を省察した記録を作成することや、互いの考えや立場に寄り添いながら考えを深めることを意識した対話の場づくり等を意識して展開した。

本研修はグループに最低一人はファシリテーターが参加しているため、研修中の参加者一人一人の様子を丁寧にみとりつつ展開することができた。ファシリテーターがみとった参加者の様子は会議やスプレッドシートで随時共有し、その内容を踏まえて研修企画担当者が中心となり、柔軟に次の展開を調整した。具体的な調整内容は、研修の時間配分、活動の順番、提供する資料や情報提供者の提供する話題、グループ編成等多岐にわたった。

本研修は、単なる研修の実施に留まらず、「新たな教職員の学び」に資する、従来型とは異なる教職員研修の在り方の提案にも繋がっている。本研修については、研修実施前から各教育委員会・教育センターにも積極的に情報発信を行っており、文部科学省・教育委員会等からの視察者も受け入れた。また、研修の実施を通しての職員の気づきや参加者の感想などから、「研修観の転換」に向けた提案文書(「『研修観の転換』に向けた NITS からの提案(第一次)~豊かな気付きの醸成~」(以下、「NITS からの提案」という。))の作成にも繋がった。

③教職員等中央研修(学校経営力や課題解決力の育成を目的とする研修)

<教育行政リーダー研修(新設)>

多様な教育課題がある中、各教育委員会には、既存の思考に囚われることなく、優先的な課題を設定するとともに、学校に対して効果的な指導や支援(「働きかけ」)を行うことを通じて、教育行政を前に進めることが求められている。

教育行政リーダー研修は、教育委員会幹部職員等に求められる、視点・思考の根底を探り、課題を再構築する力や、学校の内発的な改善を促す力を高めることを目標として新たに実施した。8月の集合・宿泊型研修では、対話、リフレクション、事例共有、ケーススタディ、参考文献の読み込みなどの多様な学び方を採用した。その後、約5ヶ月間の実践期間を経て、令和6年1月に実践の報告と振り返りをオンラインで行った。一人につき70分ずつの対話の時間を確保して、自らの実践とそれにまつわる内省を参加者同士が共有する場とした。

<校長研修、副校長・教頭等研修、中堅教員研修、リーダー教員育成研修、事務職員研修>

く、優先的な課題を設定するととも に、学校に対して効果的な指導や支 援を行うことを通じて、教育行政を 前に進めることが求められており、 対話を中心に自らの実践とそれに まつわる内省を参加者同士が共有 する研修を企画・実施した。教育行 政リーダーを対象とすることで、学 んだ内容が各自治体等に還元され、 地域全体に波及していくことが期 待される。

職階別の中央研修については、研 修初日午後を「令和4年答申等」の 読み込みをもとに自校の課題を明 確にして、5日間の研修で学びたい 「問い」を立てるなど、受講者に委 ねる時間とした。また、朝のイント ロダクションや夕方のリフレクシ ョンの時間を延ばし、朝に立てた 「問い」に対する考えをまとめ、グ ループで共有し、学校で取り入れた いことを協議した。研修最終日の 「学校改善計画の策定」では、事前 課題や講義・演習等で学んだことを 活かし、実際に学校を改善していく 具体的な計画を立てて、研修転移を 図るなどの改善を行った。さらに、 各研修の第1回は、省察の深まりと 研修転移を意図して、新たにインタ ーバル型研修を導入した。集合・宿 泊型研修の実施後、12 月にオンラ イン上で改めて集合し、「学校改善 計画」をもとにした各学校での実践 をグループで共有し、対話を通して 今後の実践に向けた見通しをもつ ことができるようにし、研修効果の 持続性向上につなげた。

セミナーについては、全国的な 「研修観の転換」をめざし、新たに 「マネプロ全国版」を実施し、「『新 たな教職員の学び』をデザインす る」をテーマに、参加者の視点から 研修を構築することの意義や価値 についての協議等を行った。「新た な教職員の学びの実現」に向けた取 組や構想等について、全国の教育セ ンターに波及させるきっかけを提 供することで、学び合いのコミュニ ティ作りに寄与した。

ていた「研修における女性教職員の割合」 について、個別に目標値を定めているが、 91.3%の研修で達成したこと(目標 60%) は評価できる。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方 策>

- ・主体的、対話的で深い学びを実現し、行動変容につなげることができる研修に すべく、さらなるブラッシュアップを図 ることが求められる。
- ・引き続き、学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助に係る事業や調査研究事業等と連携しながら、効果的な研修の追究と構築に努めることが求められる。

<その他事項>

- ・「研修観の転換」を目的とした「コア研修」及び「教育行政リーダー研修」の企画・立案に期待している。特に、コア研修について、1つの学校から管理職と中堅教員の2人でペアを組んで参加する形式を取ったコースがあることや、複数回のインターバル研修を行うことで、実践と共有の往還を繰り返し、参加者の学びの深まりを意図していることは、非常にユニークであり、今後の取組が期待される。
- ・全国的な「研修観の転換」をめざし、新たに「マネプロ全国版」を実施し、「新たな教職員の学びの実現」に向けた取組や構想等について全国の教育センターに波及させるきっかけを提供することで、学び合いのコミュニティ作りに寄与しており、今後も更なる拡大展開が期待される。
- ・教育委員会における業務が立て込む中で、教育委員会の課長クラスが参加する 教育行政リーダー研修は大変有意義で ある。今後は、指導主事を対象とする研 修も一層充実されることを期待する。

職階別の中央研修については、受講者が「受ける研修」から「求める研修」へと研修観の転換を図ることができるよう、職階別にめざす研修参加者の姿を定め、「研修デザインの三角形」に沿って、研修目標、研修内容、研修方法を構想して進めた。

具体的には、研修初日の午前に、荒瀬理事長から「令和の日本型学校教育の実現に向けて」というテーマで講義・演習を設定し、午後に、受講者が「令和4年答申」等の読み込みをもとに、自校の課題を明確にして、5日間の研修で学びたい「問い」を立てた。また、朝に行うイントロダクションでは、令和4年度の10分間から25分間に時間を延ばし、その日の講義・演習で学びたい目標を「問い」の形で明確にした。さらに、夕方のリフレクションも30分間から60分間に時間を延ばし、朝に立てた「問い」に対する考えをまとめ、グループで共有したり、学校でやってみたいことを協議する場とした。最終日に各参加者が行う「学校改善計画の策定」では、事前課題や講義・演習等で学んだことを活かし、実際に学校を改善していく具体的な計画を立てて、研修転移を図った。

また、各研修の第1回は、省察の深まりと研修転移を意図して、新たにインターバル型研修を導入した。集合・宿泊型研修の実施後、12月にオンライン上で改めて集合し、「学校改善計画」をもとにした各学校での実践をグループで共有し、対話を通して今後の実践に向けた見通しをもつことができるようにした。

加えて、研修前には、担当講師に講義・演習概要の作成を依頼し、それをもとに講師と事前打合せを行い、各職階別研修の到達目標や令和5年度の方向性や研修構成の検討・確認を行った。各講師には、この事前打合せ内容をもとに講義・演習を行うよう依頼した。

また、令和4年度から研修のBYOD (Bring Your Own Device) 化が順調に進んでおり、中央研修では、講義資料のデータでの提供だけでなく、受講者同士の交流やグループ協議にWeb 会議ツールを用いるなど、GIGAスクール構想下での研修スタイルの導入を図った。

なお、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに対応し、当初の計画のとおり、5日間の集合・宿泊型研修として実施した。研修並びに宿泊生活全般について確認、見直しを図った上で、研修期間中に発熱等で帰宅せざるを得ない受講者が3名いたが、機構内で緊急対応マニュアルを見直し、それに沿って対応したことで、混乱なく対応することができた。

11 月以降の各研修の最終回については、子育てや介護等の理由により集合・宿泊型研修に参加が難しいなど、受講者の幅広いニーズに配慮し、オンライン研修として実施した。

④学校経営に関する基盤研修、教育課題に対応する指導者養成研修

基盤研修、指導者養成研修は、第6期中期目標期間においては原則、非集合型のオンライン研修として開催している。オンライン研修に関しては、実施形態や方法についての十分な検証がなされていなかったため、約3年間の取組を通して、オンラインに適した研修内容や研修方法などを探った。それらの検証に当たっては手がかりが必要であり、基盤研修と指導者養成研修については、研修ごとに3年間(令和3~5年度)で以下のA~Cの3タイプを実施(別紙1「令和5年度 実施研修一覧(受講者数・参加率・有意義率・女性比率)」参照)した。3年間の取組により、リアルタイム(ABタイプ)であれば、参加者の有意義率を集合・宿泊型研修に近づけることができること、オンデマンド(Cタイプ)よりも大変有意義率が高いことなどが明らかとなった。それぞれから得られるデータや経験知をもとにオンライン研修の実施を継続し、今後も実施形態や方法の見直しを継続していく(後述の「各種研修における3つの形態の組合せ」参照)。

なお、キャリア教育指導者養成研修と外国人児童生徒等への日本語指導指導者養成研修は、政府関係機関の地方移転に関する基本方針(平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定)に基づき、地方での集合型研修として実施した。

Aタイプは同時双方向型研修であり、できるだけ集合型研修に近づけようとするものである。講師がリアルタイムで講義を行い、小グループによる演習を取り入れている。このタイプの研修は、学校組織マネジメント研修とカリキュラム・マネジメント研修等 9 研修を実施した。

Bタイプは、Aタイプと同じく同時双方向型研修であるが、講義はリアルタイムで配信する収録動画を 視聴し、視聴後のリフレクションの時間に、機構職員のファシリテートによるグループ協議を行う形式と している。研修内容(コンテンツ)と受講者同士の学び合いを切り離すことで、ファシリテーターの養成 と配置を意識した新たな研修スタイルの確立を視野に入れている。このタイプの研修として、いじめ問題 理解基幹研修、道徳教育推進研修等の4研修を実施した。

(2)集合・宿泊型研修とオンライン研修のベストミックスについての取りまとめ

集合・宿泊型研修とオンライン研 修のベストミックスについては、令 和3~5年度の3ヶ年をかけ、検証 を前提とし様々な形態で研修を実 施した。単に各形態での研修を実施 するのみならず、集合・宿泊型、リ アルタイム・オンライン型 オンデ マンド型、それぞれの形態の中でい かに研修効果を高めることができ るか、毎年度変化・発展する環境や 機材・ツール等の情報も踏まえつ つ、様々な工夫を試みた。具体的に は、集合・宿泊型研修からオンライ ン研修の全ての研修において、ニー ズに応じて、意見共有のための共同 編集機能やホワイトボード機能な ど複数の Web サービスを活用し、受 講者同士で研修時間外でも交流で きる場を提供したこと等が一例に 挙げられる。

以上のような3ヶ年の検証を経て、令和5年度中に、研修受講者のアンケート結果及び機構調査研究を踏まえ検討し、検証結果の取りまとめを行った。集合・宿泊型研修とオンライン研修のいずれの類型にも優位性と課題がある中、研修の性質や「対面研修」と「リアルタイム・オンライン研修」の組合せについて整理し、令和6年度研修の企画・立案に生かしている。

(3) 地域センター(教職大学院) 等関係機関との連携・協働

連携協定を締結した教職大学院について、近隣の教育委員会とも連携し各教職大学院の強みを活かした研修プログラムの計画・実施等を行い、教職員研修の高度化、体系化、組織化等に資するため、地域センターを設置するものとして選定している(8教職大学院)。令和5年度は各センター主催の174研修に13,629名が参加した。このことにより、各地域における研修機会の拡大に貢献し、現職教員等の研修の高度化・体系化の実現に寄与した。今

Cタイプは非同期型のオンデマンド研修であり、LMS(学習管理システム:Learning Management System) を用いて配信する。受講者自身が設定した研修日に、クラウド上に保存されている講義動画を視聴し、個 人でリフレクションを行う研修である。ここでいうリフレクションとは、受講後の学びをまとめる時間、 再視聴して知識の定着を図る時間、自らの実践を省みる時間、インターネット等を利用して学びを発展さ せる時間等を指している。このタイプの研修として、学校組織マネジメント研修、カリキュラム・マネジ メント研修、生徒指導基幹研修の3研修を実施した。

⑤セミナー等

<全国研修担当者セミナー・教職大学院セミナー>

5月に「全国研修担当者セミナー」及び「教職大学院セミナー」をオンラインで合同開催し、研修企画 者と研究者等が一堂に会する機会とした。

令和4年答申で、子供たちの学び(授業観・学習観)の転換とともに、教師の学び(研修観)の転換が 教師にも求められる命題であり、教師の学びの姿も、子供たちの学びの相似形であることが強調された。 このことを受けて、これからの研修は「教職員を主語とした学び」が重要な出発点となるべきであるとい う考え方のもと、当機構における新研修構築のプロセスを議論の土台に、参加者の視点から研修を構築す ることの意義や価値について協議することを通して、新たな教職員の学びの姿を実現するための研修の 在り方について具体的なイメージを持てるような内容とした。

<令和の日本型学校教育実践セミナー(新規)>

令和3年1月26日中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して~全ての子供たちの可 能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現~(答申)」(以下、「令和3年答申」という。) を踏まえ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、学習指導要領の着実な実施に つなげていくことをめざして、「令和の日本型学校教育実践セミナー」を2会場で実施した。

8月のさいたま市会場(さいたま市教育委員会共催)では、荒瀬理事長の基調講演、愛知県春日井市立 高森台中学校の ICT の一体的な活用に向けた実践紹介後、協議を行った。

10月の静岡県会場(静岡県教育委員会共催)では、荒瀬理事長の基調講演、「学校づくり」、「授業づく り」、「探究」をテーマに京都市立葵小学校、春日井市教育委員会、福井県立若狭高等学校の実践発表、シ ンポジウムを行った。

<研修マネジメント力育成プログラム全国版(新規)>

11月、12月、2月の計3回、「研修観の転換」の全国的な協働展開に向け、「研修マネジメント力育成 プログラム全国版(略称:マネプロ全国版)|を新たに実施した(オンライン)。令和4年度に、機構地域 センターの一つである福井大学と連携して実施した「研修デザイン力育成セミナー」をベースとして、 「『新たな教職員の学び』をデザインする」をテーマとし、短期・中期・長期の研修ビジョンを描き教育 実践につなげていく一連の構想力や、学び手の変化を意識し研修を推進するためのデザイン力の向上を めざした。

マネプロ全国版の4日目(最終日)となる2月末の開催では、外部からの参加者を募り、研修参加者が これまで培ってきた「新たな教職員の学びの実現」に向けた取組や構想について意見交換する場を設ける ことで、更なる学び合いのコミュニティの拡大展開をめざした。

< 共生社会を実現する教育研究セミナー>

特別支援教育について、社会のニーズが高まっている中、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に 在籍する児童生徒数は、令和4年度は平成24年度に比べ、それぞれ1.2倍、2.1倍の増加となっている。 また、小・中・高等学校の通常の学級においても、通級による指導を受けている児童生徒が近年増加して

令和4年12月に公表された文部科学省の調査においては、小・中学校において推定値8.8%、高等学 校においては推定値2.2%の割合で、通常の学級に学習面又は行動面で著しい困難を示すとされる児童生 徒が在籍している、という結果が出ている。

そこで本セミナーでは、「令和の日本型学校教育の構築」をめざして、今後の特別支援教育の在り方を 確認するとともに、全ての教師に求められる隨害の特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力を伸 ↓ 等において、主体的・対話的で深い

後は、各地域センターの取組をそれ ぞれの地域センター同士で交流で きる場を設けるとともに、その成果 を広く周知することで、より充実し た取組としていく。

さらに、これまでの地域センター の活動をさらに発展させ、機構のミ ッションに掲げる教職員の養成・採 用・研修の一体的改革と、「研修観 の転換 を核とした教職員の資質能 力の向上に資する取組を充実させ るため、令和6・7年度地域センタ ー事業の公募を行い、新たに11地 域センターを決定し、教職大学院の 取組や特色を生かした探究型研修 の開発等に向けた基盤づくりを行 った。すべての地域センター担当者 と機構担当者の協議の場を設け、こ れまでの教職大学院での取組や特 色を生かした探究型研修の開発等 を機構とともに行っていくことと

以上のことから、最重要指標であ る教職員研修の高度化及び体系化、 集合・宿泊型研修とオンライン研修 の最適な組み合わせの整理を達成 できたことに加え、参加率、有意義 率、活用率、女性参加率等の指標に おいて、定量的成果指標における基 準値を全て達成しており、さらに、 これまで十分な検討がされてこな かった教職員の学び自体に焦点を 当て、研修の質を上げるための新た な発想や考え方を提案し、全国的な 「研修観の転換」に向けた探究型研 修(コア研修、教育行政リーダー研 修等)を教職員等中央研修の枠組み で開発、実施した。また、研修参加 者の省察の深まりと研修転移を意 図して、新たにインターバル型研修 を導入した。

これらのことから、中期計画にお ける所期の目標を上回る顕著な成 果が得られたため、自己評価評定を Sとした。

〈課題と対応〉

探究型研修はじめすべての研修

ばすとともに、通常の学級における特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に関する理解等を深めることで指導力の向上を図った。

<単元内自由進度学習から考える『子どもを主語にした個別最適な学び』セミナー(新規)>

学習指導要領では、これからの学校教育に、一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることなどを求めている。また、主体的・対話的で深い学びを実現するために、令和3年答申において、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実が掲げられた。そこでは、児童生徒が「学習の目標や教材について理解し、計画を立て、見通しをもって学習し、その過程や達成状況を評価して次につなげる」ことや、教師が「学習の進め方(学習計画、学習方法、自己評価等)を自ら調整する力を身に付けさせることを一つの柱として行う」ことの可能性が指摘されるとともに、「多様な学習の進め方を実践できる環境を整えること」の重要性が指摘されている。

これらのことを実現していく一つの方法として「単元内自由進度学習」を取り上げ、子どもを主語にした個別最適な学びの在り方の理解と実践意欲の向上をめざすセミナーとして、本セミナーを新たに開設した。

全体の構成について、参加者のニーズや習熟に合わせて複数コースの選択を可能にするなど、参加者に個別最適な学びが提供できるよう留意した。申込時には想定よりも多くの方が参加を希望したため、令和6年度はより受入れ人数を拡大する。

<研修企画担当職員研究セミナー・教職大学院教職員研究セミナー>

本セミナーについては、毎年、テーマの見直しを行っており、令和5年度は、教職員支援機構の実践を 題材に、探究型の研修についてイメージを広げたり、深めたりする中で、新たな教職員研修の在り方を模 索することを目的とし、2月に開催した。

【研修事業の実施実績】

機構は、中期計画及び年度計画に基づき、令和5年度に実施すべきとされた区分による17研修について実施した。オンデマンド型の研修であるCタイプ研修を除く年間の受講者数は、当初計画(3,920人)を上回る4,197人であった。なお、Cタイプを含めると、年間の受講者数は当初計画(4,520人)を大きく上回る7,310人であった。

主催する研修における女性教職員の割合については、実施した23 研修のうち、21 研修で各々の設定する目標値を超え、達成率91.3%となり、目標を達成した。(女性比率については別紙1「令和5年度実施研修一覧(受講者数・参加率・有意義率・女性比率)」を参照)

【集合・宿泊型研修とオンライン研修のベストミックス】

集合・宿泊型研修とオンライン研修のベストミックスについては、令和3~5年度の機構調査研究及び 受講者のアンケート結果を踏まえ検討し、機構において令和5年度に以下の取りまとめを行った。

集合・宿泊型研修とオンライン研修のいずれの類型にも優位性と課題がある中、研修提供者においては、可能な限り、研修目標の達成や期待される研修効果が実現されやすい実施形態を選択するとともに、選択後は、実施形態に合わせた効果的な研修の提供方法を構想し、実施することが重要である。とりわけ、研修の企画にあたっては、研修目標(受講者は研修後に何ができるようになるか)の達成の観点から、研修内容や研修手法を構成することが大事であり、上記方向性を踏まえつつ、具体の研修手法の選択については、研修目標と照らし合わせて行う必要がある。

また、ChatGPT やメタバースなど、オンライン上のツールの開発は今後も急速に進展すると思われ、機構としては、それらの動向も踏まえつつ、本方針についても随時見直しながら、より良いベストミックスの在り方を追求していくこととする。

<合和5年度の取りまとめ>

①はじめに

集合・宿泊型研修とオンライン研修のいずれの実施形態にも優位性と課題がある中、機構としては、現

学びを実現し、行動変容につなげる ことができる研修にしていくため に、今後も不断の見直しを行いなが ら、新たな研修スタイルについて追 求、構築していく。

また、研修によって教職員の認識がどう変わったかという研修評価については、定量的な指標に基づいた研修後の一時点での短期的な評価だけでなく、研修期間中あるいは研修後の中・長期的スパンで、受講者の変容を定量的・定性的に丁寧に捉えることも重要である。そのため、中央研修等におけるリフレクションの記録やインターバル型研修等における受講者の様子、その他アンケート結果等から、受講者の学びをより多角的に捉える枠組みを確立していく。

対面研修とリアルタイム・オンライン研修のベストミックスについては、ChatGPTやメタバースなど、オンライン上のツールの開発は今後も急速に進展すると思われ、機構としては、それらの動向も踏まえつつ、本方針についても随時見直しながら、より良いベストミックスの在り方を追求していく。

在のリソースも踏まえ、可能な限り、研修目標の達成や期待される研修効果が実現されやすい実施形態を 選択するとともに、選択後は、実施形態に合わせた効果的な研修の提供方法を構想し、実施した。具体的 には、以下の3つの形態やそれらの組合せにより実施した。

- ・対面研修:対面で行う研修
- ・リアルタイム・オンライン研修:オンラインを活用して、リアルタイムで研修を展開する研修
- ・オンデマンド研修:オンデマンド動画を、受講者が各自で視聴することを通じて行う研修

②調査研究成果の概要

調査研究「ポストコロナ時代の新たな研修スタイルの確立に関する調査研究プロジェクト」の成果の概要については次のとおり。

- ・教職員支援機構の研修の目的は「特定の教育課題について理解を深めた教員を育成し、指導者として当該地域の学校に浸透させる」ことにある。そのうえでは、特定の知識・技術等の伝達にとどまらず、受講者の深い課題理解とそれに基づく当該地域の学校の変革方途の探究を促すことが重要となる。このことを踏まえると、研修提供者側がその手応えを確認することが重要となるため、人数は限られるが、「集合・宿泊型研修」の方が望ましい。
- ・ただし、調査研究が行ったアンケート調査結果をみると、「宿泊をともなわない」「移動をともなわない」 オンライン研修に対しては、女性教員及び若手教員が有意に高く支持していた。近年の教員集団における 年齢構成の若年化、男女共同参画社会の実現の重要性などを踏まえれば、オンライン研修のニーズも高 い。
- ・研修の推薦度を示す NPS (Net Promoter Score) は、リアルタイム・オンライン: 72.6pt、オンデマンド: 52.2pt であった。受講者のニーズに配慮したオンライン研修においても、高い研修効果を実現するうえでは、リアルタイム・オンラインでの実施が望ましい。
- ・以上から、集合・宿泊型研修とオンライン研修(リアルタイム・オンライン)の双方で実施することが、多様な受講者のニーズを満たしながら、教職員支援機構としてめざす研修目的を達成するうえで有効であると考えられる。

③受講者アンケート結果を踏まえた検討結果

受講者アンケート結果を踏まえた検討結果の概要については次のとおりで、集合・宿泊型研修とオンライン研修にはそれぞれの優位性と課題があると考えられる。

- ・参加者による情動面での意思疎通やそれを通じたネットワークづくり、すきま時間の活用、研修提供者としての学びの手応えや即興的な対応等の点で、集合・宿泊型研修は、オンライン型研修に比べ、一定の優位性がある。
- ・一方で、オンライン型研修については、集合・宿泊型研修に比べ多くの参加者を受け入れることができること、参加者の参集する負担やコストが低く、子育てや介護等様々な理由から集合・宿泊型研修の受講が難しいなど幅広いニーズを持つ参加者へも対応できること、参加者自身で参加環境を整備したり自由に選択したりできること、といった優位性がある。

④各種研修における3つの形態の組合せ

上述のとおり、令和3~5年度の基盤研修・指導者養成研修の取組により、リアルタイム・オンライン研修(ABタイプ)であれば参加者の有意義率を集合・宿泊型研修に近づけることができること、調査研究及び受講者アンケート結果から集合・宿泊型研修とオンライン研修のいずれの実施形態にも優位性と課題があること等を勘案し、機構としては、各研修の異なる性質も踏まえ、多様なニーズに対応するための望ましい組合せとして、以下のように分類し、引き続き最適な研修の在り方を追求していく。

研修種別	研修の性質	望ましい実施形態の組合せ
探究型研修(教職員	「探究」の営みを通じて、教育実践を再	「対面研修」と「リアルタイ
の探究に向かう力の	構成し、変革できるようになることをめ	ム・オンライン研修」を組み
涵養を主たる目標と	ざす研修。参加者同士の対話と省察が研	合わせたコア研修及び教育
する研修)	修内容の中心となり、参加者同士の即興	行政リーダー研修に加えて、
	的なやりとり及び参加者の学びの様子や	「リアルタイム・オンライン

	実態等を踏まえつつ、その内容や進行について調整が必要となる。はじめに「参加者による情動面での意思疎通」を行うことが特に重要で、参加者同士の関係が構築された上で、インターバルで行われる研修でもある。機構として、「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて新たに取り組んでいる研修。	研修」に特化した研修を実施。
教職員の学校経営等 に資する課題解決力 の育成を主たる目標 とする研修	学校経営に関する様々な課題等について 学び合うため、「参加者同士の意思疎通や それを通じたネットワークづくり」が重 要となる研修。一方、参集する負担等の ため、オンラインでの参加を望むニーズ も高い。	異なる参加者を対象に、「対面研修」と「リアルタイム・オンライン研修」を両方実施。(なお、年度内の研修成果の活用促進のため、各職階別研修の第1回については、一定期間をあけ、同じ参加者がリアルタイム・オンライン研修を実施する。)
特定の教育課題に関 する各学校や地域に おける指導者の養成 等を目標とする研修	教育諸課題の改善に向け、学校や当該地域の教職員の専門性向上を推進する人材育成及び研修推進力の習得をめざす研修。	異なる参加者を対象に、「集合・宿泊型」と「オンライン型」を隔年で実施しつつ、それらの参加者を対象に、知識・技能の伝達を「オンデマンド型」により実施。

⑤ハイフレックス型研修

令和4年度副校長・教頭等研修において、ハイフレックス型研修(対面とオンラインの両方の参加者が同じ研修に参加)の実施を試みたが、以下のような難しさがあると考えており、これらはハイフレックス型の学習についての調査研究((中島 2021)(杉森 2022))でも指摘されている。

- ・講師は対面で参加している参加者に目を向けがちであり、遠隔参加する参加者とのやりとりや質問対応が不十分になることが多い。結果として、オンラインの参加者は疎外感を覚え、学びへの満足度を低下させる傾向がある。
- ・上記のような状況を勘案しながら、対面、オンライン、双方の参加者が満足できる研修環境を設計し、 運営するには、多くのリソースを割く必要がある。

機構の現在の研修態様及びリソースで、現状の研修数を維持しながら、対面、オンラインの受講者双方が満足するハイフレックス型研修を実施することは困難であることから、当面、ハイフレックス型の研修、セミナーを原則実施しないこととしつつ、引き続き、ハイフレックス型研修についての情報収集等を実施する。

【地域センターを拠点とした研修機会の提供】

①地方での研修機会の拡大

連携協定を締結した教職大学院について、近隣の教育委員会とも連携し各教職大学院の強みを活かした 研修プログラムの計画・実施等を行い、教職員研修の高度化、体系化、組織化等に資するため、地域セン ターを設置するものとして選定している(8教職大学院)。令和5年度は各センター主催の174研修に 13,629名が参加した。

また、これまでの地域センターの活動をさらに発展させ、機構のミッションに掲げる教職員の養成・採用・研修の一体的改革と、「研修観の転換」を核とした教職員の資質能力の向上に資する取組を充実させるため、令和6・7年度地域センター事業の公募を行い、新たに11地域センターを決定(弘前大学、横浜国立大学、兵庫教育大学が新規)し、今後の教職大学院の取組や特色を生かした探究型研修の開発等に向けた基盤づくりを行った。令和6・7年度のすべての地域センター担当者と機構担当者の協議の場を設け、これまでの教職大学院での取組や特色を生かした探究型研修の開発等を機構とともに行っていくこ

ととした。

②研修成果の発信

地域センターの事業実施に当たっては、地域センター協議会を開催し、定期的な情報交換及び事業計画の共有を図っており、令和5年度は1回開催した。地域センター協議会では、従来から行っていた各地域センターの取組内容を協議するに留まらず、機構の事業との関係性の強化方策や教育委員会等との連携強化の方針について協議を行った。

また、機構職員による各地域センターへの訪問も実施し、地域センターの取組内容について理解を深めることができた。

各地域センターの成果については、各地域センターのホームページで活動内容等の紹介が行われており、機構のホームページにもリンクを掲載している。ただ、より広く成果を周知するためには、成果報告の様式を本事業の趣旨に一層沿うものとして再設計し、地域センター同士が研修の成果を共有したり対話したりできる仕組みづくりを行うなど、改善が必要である。

【調査研究の成果や関係機関との連携を通じた研修の高度化及び体系化】

令和5年度は、令和3年答申等の趣旨を踏まえ、「令和の日本型学校教育を支える教職員研修の実践に 貢献する調査研究」をテーマに掲げ、6つのプロジェクトを実施した。研究成果は、実施期間の最終年度 を除く毎年度末に中間報告書を、最終年度に成果報告書としてまとめ、機構ホームページで公表し、教育 委員会や学校現場等に広く参考となる情報を提供することとしている。今後、各プロジェクトの成果を研 修へ反映し、高度化・体系化に引き続き取り組む。

【ICT 活用やオンライン研修の一層の充実とハイブリッド型研修の確立】

集合・宿泊型で実施した中央研修では、引き続き、BYOD による研修を実施した。ICT の活用においては、講義資料の閲覧だけでなく、グループ協議において、Web 会議ツールのホワイトボード機能を用いて各々の考えを可視化した上で協議した。これまで、模造紙と付箋で行っていた作業をWeb 会議ツール上で行うことができ、研修終了後も編集・閲覧が可能であることから、研修の成果をより実践に活かしやすくなったといえる。リアルタイム・オンラインで行うAタイプの研修でも、同様のWeb 会議ツールを用いた協議を行った。

また、集合・宿泊型研修からオンライン研修の全ての研修において、ニーズに応じて、意見共有のための共同編集機能やホワイトボード機能など複数の Web サービスを活用し、受講者同士で研修時間外でも交流できる場を提供した。

集合・宿泊型研修とオンライン研修のベストミックスについては、上記(3)に記述したとおりである。

【研修の目標とする成果の指標に対する達成状況(中央研修)】

研修の目標とする成果の指標に対する達成状況(参加率、有意義率等)は、別紙1「令和5年度 実施研修一覧(受講者数・参加率・有意義率・女性比率)」のとおりである。

令和5年度の標準定員での参加率は、中央研修は、2,120人の標準定員に対し、1,996人の参加があり、参加率は94.2%であった。

また、令和5年度実施した中央研修において、受講者の99.0%から「有意義であった」などのプラスの評価を得るとともに、受講者の91.2%から「大変有意義であった」の最高評価を得た。

【研修の目標とする成果の指標に対する達成状況(基盤研修及び指導者養成研修)】

令和5年度に実施した基盤研修及び指導者養成研修において、研修の目標とする成果の指標に対する達成状況(参加率、有意義率等)は、別紙1「令和5年度実施研修一覧(受講者数・参加率・有意義率・女性比率)」のとおりである。定量的な成果指標については暫定的なものであるが、16 研修中 15 研修で標準定員に対する参加率が90%以上となった。また、リアルタイム・オンラインで実施した研修の受講者の99.6%から「有意義であった」などのプラスの評価を得た。

【実施研修に係る研修成果の活用状況に関するアンケート調査(成果活用率)】

令和5年度計画に基づき実施した研修の受講者に対するアンケート調査は、研修終了後1年程度経過

後の、令和7年1月に実施する予定である。

令和5年度は、令和4年度計画に基づき、令和6年1月に実施した研修の受講者に対するアンケート調査の結果を分析した。対象は令和4年度の受講者であり、成果活用の期間は令和4年度受講後から令和5年12月である。

なお、令和4年度計画では「2.学校経営に関する基盤研修」及び「3.教育課題に対応する指導者養成研修」は、集合・宿泊型研修とオンライン研修のベストミックスを指向するハイブリッド型研修を確立するまでの間、研修と調査研究を連携・往還させる必要があることから、研修の見直し基準を適用しないこととなっており、成果指標については暫定的な設定をしている。

成果活用率が比較的低かった研修

- ・カリキュラム・マネジメント研修(80.7%)
- 人権教育推進研修(83.6%)
- ・体力向上マネジメント指導者養成研修(77.4%)
- 食育指導者養成研修(81.9%)
- ・学校安全指導者養成研修(83.0%)
- 学校教育の情報化指導者養成研修(82.3%)

上記研修においては、いずれも受講者の推薦人数上限を設けないオンデマンド形式 (Cタイプ)の開催が含まれた。Cタイプ研修の特色は、幅広い立場の受講者が参加できる点にあるため、個人の教育実践に活かす範囲で留まった受講者の割合が増えたと考えられる。一方で、これらの研修は母数となる受講者数が増えた結果、研修成果の活用者数は集合研修やリアルタイム・オンライン研修の実施時よりも増えており、研修内容の波及という観点では一定の役割を果たしている。

校内研修等における成果活用率については、令和4年度の目標である「1.学校経営研修において85%以上」に対して、活用率は81.1%に留まった。なお、令和4年度計画では「2.学校経営に関する基盤研修」及び「3.教育課題に対応する指導者養成研修」は、集合・宿泊型研修とオンライン研修のベストミックスを指向するハイブリッド型研修を確立するまでの間、研修と調査研究を連携・往還させる必要があることから、研修の見直し基準を適用しないこととなっており、成果指標については暫定的な設定をしている。

校内研修等での成果活用率

教職員等中央研修(81.1%)

校内研修等における成果活用率の内訳として、事務職員以外の受講者の校内研修活用率は 85.2%であり、「行政等への異動」等の割合をふまえても目標率に達していた。一方で、事務職員研修の受講者の活用率は 58.4%に留まり、大きな乖離があった。アンケートの回答を分析すると、「時間の確保が難しかった」「校内研修の機会が無かった」という意見がそれぞれ活用できなかった回答者の約半数から挙げられていた。一方で、事務職員研修の参加者の校内研修以外を含む成果活用率は 87.1%となっており、成果活用の試み自体は行われていることがわかる。

この結果から、学校では恒常的に校内研修が行われているものの、事務職員が学校内で校内研修に参画する機会が少ないことが想定される。受講者自身に「チーム学校」の意識を持ち学校の教職員に働きかけをする意識づけを行うほか、管理職や推薦担当者に向けても、成果活用の機会の確保について働きかけを行っていく。

【研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入】

年度計画に定めた以下①から⑥の項目の方法を導入し、効果的・効率的に研修を実施した。

①国の教育施策の方向性や地方公共団体等の研修ニーズ等の把握並びに地方自治体との連携令和3年11月15日中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会「『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて(審議まとめ)」(以下、「中央教育審議会

の審議まとめ 」という。) において、教師や学校のニーズや課題に応じて、個別最適で協働的な学びを主体的に行う「新たな教師の学びの姿」が示された。そこで、機構においても個別最適で協働的な学びを主体的に行うことができるような新たな研修について検討を重ねてきた。

特に、5月の「全国研修担当者セミナー」及び「教職大学院セミナー」、令和6年2月の「研修企画担 当職員研究セミナー」と「教職大学院教職員研究セミナー」については、全国的な「研修観の転換」をめ ざすための目標を設定し、機構の探究型研修の開発に関わった研修担当者が取り組んできたことや感じ たことを語り合う場面の視聴を研修内容に組み込むなど、内容や方法の大幅な見直しを図った。

大学、関係機関及び企業等との連携協力については、教員研修の高度化、体系化、組織化の実現に一層 寄与することを目的として、地域における都道府県等と大学の連携・協働の拠点となる地域センターを、 8カ所整備している。各地域センターは、所在する都道府県等と連携して、現職教員研修の高度化、体系 化に資する研修事業、教職大学院学生の単位修得に資するプログラムの開設、教職員の資質能力の向上に 資する調査研究事業等を行っている。

②研修内容・方法等の見直し

中央研修は、受講者自身が主体的・対話的で深い学びを通して、研修で学んだことを行動変容につなげていくことを意図して研修内容・方法を構想した。具体的には、受講者は事前課題として勤務校等の現状分析、めざす姿、課題等を記入したレポートを作成した上で研修に臨み、研修期間中の学びを活かしてその内容を更新し、さらに研修後に、勤務校等で実施した取組を同じレポートにまとめた。また、中央研修は、職階ごとに研修が複数回あるため、PDCAのサイクルで研修終了後、研修主担当が受講者アンケート等をもとに研修を振り返り、例えば、より主体的な研修参加をめざして各受講者の問いの質を上げるためにどのような問いかけが良いかを検討し、提示資料や説明を柔軟に変更するなど、次回の研修へ活かすことができるようにした。

基盤研修、指導者養成研修についても、各講義の目的に応じて受講者同士の協議を可能な限り取り入れた研修となるよう、構成した。また、全ての研修タイプにおいて、受講者同士の交流が課題となっていたが、Web サービスを用い、受講者同士で研修時間外でも交流できる場を提供した。

③研修プロデュース・ファシリテート機能の発揮

研修プログラムの設計に当たっては、研修の目的やねらいを達成することを第一義的に考え、受講者には目的に沿ったオンデマンド教材の事前視聴を促し、講義後のグループ協議やリフレクションの際には、機構職員のファシリテートにより個々の学びの深化を図ることで、研修の目的やねらいが達成できたかを振り返る機会を意図的に設けた。

中央研修においては、事前に担当講師にシラバスの作成を依頼し、それをもとに事前打合せ会を行って各研修の到達目標や令和5年度の方向性の確認を行うとともに、それらをもとに講義を行うよう講師に依頼した。また受講者には、自校のめざす姿や現状、そこから導き出される課題について明らかにした上で研修に臨むよう伝え、開始直後の研修ガイダンスにおいて研修のねらいや構成について説明を行うとともに、毎朝のイントロダクションでは、受講者が主体的・対話的で深い学びを実践している様子を講義アンケートの記述を用いて共有したり、その日の講義に関する自校の課題や講義で学びたいことを明確にしたりする時間とした。さらに、各日の最後に行うリフレクションでは、学校改善計画の策定につながる協議テーマを設け、グループ協議を行う時間とし、最終日には、事前課題や講義・演習等で学んだことを活かし、実際に学校を改善していく具体的な計画を立てた。これまで以上に、研修全体の目標に照らした研修内容の構築を図るとともに、受講者への研修の趣旨理解の徹底を図った。

④主体的・協働的な演習や協議

集合・宿泊型研修においては、事前に講師と打合せを行い、可能な限り受講者同士が議論を深められるよう小グループに分けての演習・協議を取り入れるようにした。

オンラインによる同時双方向型の研修においては、双方向性を重視し、講義内において受講者と講師あるいは受講者同士が議論を深められるよう小グループに分けての演習・協議等を行う方法を実施した。

中央研修においては、1日の終わりにリフレクションを位置づけ、その日の講義・演習で学んだことを もとに、学校で取り入れたいことを協議する場を設けた。受講者同士で所属校や各地域の状況について、 積極的な情報交換が行われた。また、最後の「学校改善計画の策定」では、学校改善に向けて個人で作成 した計画をグループ内で共有し、各計画を深化させた。

基盤研修、指導者養成研修のAタイプでは、中央研修と同様、同時双方向型であることから、小グループ内で活発な意見が交わされる場を設けた。また、Bタイプでは、収録動画視聴後にグループ協議の時間を設けた。ここでは、機構職員がファシリテートし、講座の内容について観点を示して振り返りを行ったり、協議をしたりするようにした。

⑤政府関係機関の地方移転に関する基本方針に基づく研修

政府関係機関の地方移転に関する基本方針(平成28年3月22日 まち・ひと・しごと創生本部)に基づき誘致提案を行った地方自治体と連携し、研修を実施した。キャリア教育指導者養成研修は富山県と、外国人児童生徒等への日本語指導指導者養成研修については三重県と担当者間で連絡を密にしながら実施した。

⑥機構 4 法人の連携

12 月に開催した「共生社会を実現する教育研究セミナー」では、通常学級における特別支援教育の在り方に焦点を当て、国立特別支援教育総合研究所に講師を依頼した。本セミナーの実施に当たり、事前のカリキュラム検討会には、国立特別支援教育総合研究所の研修担当3名が出席し、講義内容や講義の順番などについて助言を得た。また、国立女性教育会館からは、機構職員に依頼があり、「学校における男女共同参画研修」等において、研修企画委員及び研修講師を務めた。

今後も、4法人において連携・協力しながら、効率的・効果的な研修の実施に努めたい。

【研修の廃止、縮減、内容・方法等の変更】

機構では、教職員研修のナショナルセンターとして、校長、副校長・教頭、中堅教員、事務職員といった学校管理職及び指導的役割を担う教職員に対する研修の実施等、各都道府県教育委員会や民間機関等では担い得ない、国として真に実施すべき研修等を実施している。一方、事務及び事業の遂行に当たっては、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る視点を基本としている。

毎事業年度に実施する各研修の内容等については、国の教育政策の方向性や、受講者又はその任命権者 等に対する研修成果に関する調査結果、都道府県ごとの受講者数、事業年度の評価結果、教育委員会・大 学等の専門家の知見等を踏まえ、不断の見直しを行っている。

4. その他参考情報

本事業の予算額と決算額に 10%以上の乖離がある理由: Web 会議等の普及により、特に事務職員研修や研修デザイン力育成セミナーにおいて、旅費等の経費が抑えられたことにより、実施費用が予定より少なかったことなどによる。

1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関す	る基本情報		
1-2	公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標を	策定する任命権者に対する	専門的な助言
業務に関連する政策・施策	政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標1-3 魅力ある教育人材の養成・確保	当該事業実施に係る根拠(個別 法条文など)	独立行政法人教職員支援機構法第10条第1項第2号
当該項目の重要度、難易度	重要度:「高」(指標は、教員がキャリアステージに応じて身に付けるべき資質能力を明示化するものであり、教員の研修計画の改善充実を図る上で重要であることから、機構が有する知見やネットワーク等を活用した専門的な助言等を行うことは、教員の資質向上を図る上で極めて重要であるため)	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001447

2. 主要な経年データ

①主要なアウト	要なアウトプット(アウトカム)情報									②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値 等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
セミナー開催 件数	_	2件	1件	1件	2件				予算額(千円)	1, 436	6, 521	5, 934					
									決算額(千円)	1, 996	3, 462	6, 137					
									経常費用 (千円)	8, 116	10, 602	14, 702					
									経常利益 (千円)	△423	2, 970	△ 0					
									行政サービス実施コスト (千円)	-	-	_					
									行政コスト (千円)	8, 116	10, 602	14, 702					
									従事人員数	14	17	21					

	系る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標、中期計画、			277 17) = 1, 7 = 1/17					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価 主な業務実績等	自己評価	主務大臣による評価 評定 B					
/ ナハウ目が地価へ	土な業務美績寺 <主要な業務実績>	日乙評価 日乙評価 <自己評価評定:B>	評定 B <評定に至った理由>					
<主な定量的指標> ・指標に関するセミ	<土安な業務夫領> 【実施状況】	< 日 C 評価評定: B /	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○					
- 自標に関するとく ナー開催件数	【美胞状況】 (1) 相談窓口及び情報交換の広場の運用	【依拠理由】 これまでの取組を整理・継続し、全国の教育委員	中期計画に足められたとおり、概ね看来 に業務が実施されたと認められるため、自					
	(1) 相談窓口及の情報交換の広場の運用 指標策定等に係る質問に対応するための「協議会・指標・教員研修計画等に関する相	会に専門的助言を行うハブ機能を果たすために、以	に乗榜が美地されたと認められるため、自 己評価書の「B」との評価結果が妥当であ					
	11 13 13 14 15 15 16 16 16 16 16 16	下の取組を実施した。	こけ間音の「B」との計画相末が安当での「 ると確認できた。					
中期目標に定めた指	掲載する「情報交換の広場」を運用した。	一、「の状態を失態した。	◇ ○ 4年時以 く ○ / □。					
標を策定する任命権	関戦する「旧様久揆の四場」と座川した。	(1)指標に関する全国の教育委員会からの問合せ						
者に対する専門的な	(2) 指標策定に関するアンケートの実施	について、機構ホームページにおいて「指標等に関	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方					
助言を適切に行う。	「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する	する相談窓口」及び「情報交換の広場」を引き続き	策>					
77 11 2 22 77 (-17 7 8	指針 等に関する、現在の各都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会の状況を把	運用することで、各教育委員会等への情報提供と情	教育委員会と密接に連携し、課題に応じ					
<評価の視点>	握・整理し、関係者にその情報を提供するため、都道府県・指定都市教育委員会を対象	報共有の促進を図った。	た効果的な助言を実施するよう努めるこ					
公立学校の校長及び	に、「公立の小学校等の校長及び教員としての資質向上に関する指標策定に関するアン		とが求められる。					
教員の資質向上に関	ケート」を実施し、その結果を機構ホームページに公開した。	(2)都道府県・指定都市教育委員会を対象とした						
する指標を策定する		「指標策定に関するアンケート」を実施し、その結	<その他事項>					
任命権者に対する専	(3) 教育センター研修担当者を対象としたセミナー等の実施	果を機構ホームページに公開することで、各県市に	_					
門的な助言が適切に	教員育成指標に基づく研修の充実を図ることを目的とした「全国研修担当者セミナ	おける指標の活用状況や見直し状況等について、今						
実施されているか。	一」及び「研修企画担当職員研究セミナー」を実施した。また、教育センターの要請に	後に資する情報提供を行った。						
	応じて NITS より講師を派遣し、研修デザインをテーマとした所員研修を実施しており、							
	研修目的や教職員に身につけさせたい資質が話し合われる中で、教員育成指標を捉え	(3)「全国研修担当者セミナー」と「研修企画担						
	直すことにもつながっている。	当職員研究セミナー」の実施、及び教育センターの						
		要請に応じた NITS からの講師派遣による研修デザ						
	(4) その他	インをテーマとした所員研修の実施等を通じて、教						
	令和6年度から文部科学省と共に稼働予定の教員研修プラットフォームの開発準備	員育成指標に基づく研修の充実に寄与した。						
	を進める中で、職務研修を教員育成指標と関連付けて登録し、育成指標に基づいた体系							
	的な学びの状況を可視化できる仕組みの構築に参画した。これにより、当該システムに	これらのことから、養成・採用・研修の一体的改						
	は各教師の研修受講と教員育成指標との関連を「見える化」する機能等が備わり、教員	革を担う中核拠点としての専門的な助言機能を果						
	育成指標に基づく研修の充実に寄与するとともに、各任命権者が育成指標に基づく研	たし、また、指標に関するセミナーを2件開催し、						
	修を企画したり、各教員に対する研修の受講奨励等に活用したりする上で参考となる	基準値を達成し、中期計画における所期の目標を達						
	データを収集できるようになる予定である。	成しているため、自己評価評定をBとした。						
		2-m Hz 1 11-2- \						
		<課題と対応>						
		専門的助言をより有効に行うためには、教員育成 指標の活用等に関する課題の実態をより正確に把						
		指標の活用等に関する課題の実態をより正確に把 握する必要があるため、「新たな教職員の学び」協						
		握する必要かめるため、「新たな教職員の字の」協 働開発推進事業(3(1)②ウ参照)等も活用して、						
		動用発推進事業(3(1)②グ参照)等も石用して、 全国の教育委員会と密接に連携し、情報提供・情報						
		主国の教育安員云と宿後に連携し、情報促供・情報 共有の充実を図る。						
		六行り儿犬を凶る。						

4. その他参考情報

特になし。

1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関す	る基本情報												
1-3	学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助	学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助											
業務に関連する政策・施策	政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標1-3 魅力ある教育人材の養成・確保	当該事業実施に係る根拠(個別 法条文など)	独立行政法人教職員支援機構法第10条第1項第3号										
当該項目の重要度、難易度	重要度:「高」(機構が教員の養成・採用・研修を通じた体系的かつ総合的支援拠点としての使命を果たす上で、機構が有する関係機関間ネットワークのハブ機能、研修実施機能、調査研究機能の有機的連携を図り、学校教育関係職員の研修の充実に関する指導、助言及び援助を行うことは、極めて重要な取組であるため) 困難度:「高」(機構が実施する研修の高度化・体系化を一層推進するとともに、集合・宿泊型研修とオンライン研修とのベストミックスに向けた検討・実践を早急に進め、教職員研修の将来像を提案・牽引することは、都道府県教育委員会等における将来の教職員研修の在り方を方向付ける取組であるため)	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001447										

2. 主要な経年デー	P															
①主要なアウトス	①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値 等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
インターネッ ト配信により 提供した講義	_	152 本	197 本	257 本	283 本				予算額(千円) 決算額(千円)	117, 004 62, 794	167, 845 135, 362	131, 797 83, 079				
動画の累計タイトル数		192 本	197 🛧	237 平	203 平				経常費用 (千円)	82, 389	17, 597	113, 417				
インターネッ ト配信により 再生された講	_	1,583,804 回	2, 304, 053 回	2, 930, 467 回	3, 677, 095 回				経常利益 (千円) 行政サービス実施コスト (千円)	56, 751 -	30, 852	48, 934				
義動画の累計 再生回数			IEI		Ш				行政コスト (千円)	82, 389	171, 597	113, 417				
表彰事業にお ける実践事例 集の作成・提 供数	1 件	1件	1件	1件	1件				従事人員数	14	17	21				
提供するプレ ゼンテーショ ン動画の累計 再生回数	_	37,631 回	57, 442 回	83, 993 回	115, 069 回											
NITS・教職大 学院コラボ研 修プログラム 支援事業によ	_	26 件	40 件	51 件	50 件											

り支援を行っ た研修プログ ラム数										
NITS・教職大 学院コラボ研 修プログラム に参加した人 数	-	_	5, 217 人	6,722 人	7, 527 人					

3	各事業年度の業務に係る目標、	計画	業終宝績	年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

3	3. 各事業年度の業務に係	そる目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価
	中期目標、中期計画、	年度計画
	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価
		主な業務実績等
	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>
	・インターネット配	(1) 都道府県教育委員会等への指導、助言及び援助
	信により提供した講	①教職員への指導、助言及び援助
	義動画の累計タイト	ア オンライン研修動画コンテンツの充実
	ル数	職務多忙等から職場を離れての研修が困難な教員等に多様な研修の機会を提供する
		ことを目的として、平成 28 年度からオンライン講義動画を制作し、インターネット上
	・インターネット配	の動画共有サイト『YouTube』に機構公式チャンネルを開設し、提供している。
	信により再生された	
	講義動画の累計再生	「校内研修シリーズ」等
	回数	令和5年度より校内研修シリーズ内で「本編」及び「新学習指導要領編」としていた
		ものを、それぞれ「校内研修シリーズ」「新学習指導要領シリーズ」と分割することに
	表彰事業における	より、各シリーズの整理・明確化を図っている。
	実践事例集の作成・	「校内研修シリーズ」では、校内研修での活用を想定し、1本20分程度で、各テー
	提供数	マの基礎理論、又は理論的整理や考え方の提示を行う講義動画を提供しており、多様な
		テーマについて解説を行っている。 令和5年度においては、今日的な教育課題となって
	・提供するプレゼン	いるテーマ (不登校・いじめや児童虐待対応、キャリア教育等) を中心に 26 タイトル
	テーション動画の累	<u>を制作した。</u>
	計再生回数	「新学習指導要領シリーズ」では、学習指導要領改訂のポイント等を解説している
		(「新学習指導要領編」は令和3年度で制作終了)。
	・NITS・教職大学院	また、令和3年度より制作された「実践力向上シリーズ」は、個々の教員の資質向上
	コラボ研修プログラ	をねらいとし、1本10分程度で各テーマについて、理論だけでなく事例等を交えなが
	ム支援事業により支	<u>ら提示を行う講義動画を提供している。</u>
	援を行った研修プロ	さらに、令和4年度から制作した「基礎的研修シリーズ」は、主に、小学校教員志望
	グラム数	者を対象として、入職への不安を軽減し、円滑な入職につなげることをねらいとし、テ
	and the state of t	ーマごとに、講師の説明や実際の学校現場の映像、一部、ドラマ等を入れながら、主に
	・NITS・教職大学院	10分から15分程度の動画を提供している。内容や構成については、継続的に見直し、
	コラボ研修プログラ	令和5年度は1本の動画を更新した。
	ムに参加した人数	
	er a tha bott	各シリーズの活用状況は以下のとおりである。 - エルコボーはは75/10 とこうである。
	<その他の指標>	・再生回数 校内研修シリーズ: 443,819 回(令和5年4月~令和6年3月)
	中期目標に定めた指	(令和4年度: 452, 170回、累計: 2, 545, 973回)
	導・助言・援助(情報提供祭)を選択	新学習指導要領シリーズ:111,502 回(令和5年4月~令和6年3月)
	報提供等)を適切に	(令和4年度:134,828回、累計:900,399回) 実践力向上シリーズ:40,081回(令和5年4月~令和6年3月)
	行う。	実践月间上ンリース: 40,081 回(宣和5年4月~宣和6年3月) (令和4年度: 36,600回、累計: 79,497回)
	<評価の視点>	(令和4年度: 36,600回、系計: 79,497回) 基礎的研修シリーズ: 147,459回(令和5年4月~令和6年3月)
	<評価の視点> 学校教育関係職員を	
	ナ区教 月 労 栄 極 貝 ど	(令和4年度:3,767回、累計151,226回)

<自己評価評定:S>

【根拠理由】

(1)中央教育審議会の審議まとめを踏まえた「新 たな教職員の学び」の実現に向けて、新たに「次世 代型教職員研修開発センター」を設置し、様々な取 組を進めた。「研修観の転換」に向けた「新たな教 職員研修」の協働開発に向けて、機構職員が対話・ 協働しながら探究を行う「マネプロ」を実施し、職 員の研修マネジメント力の協働開発に寄与すると ともに、全国の教職員を対象とした「マネプロ全国 版 | を計3回実施し、「研修観の転換」の全国的な 浸透を図った。また、全国教員研修プラットフォー ムの運用に向けて、文部科学省と連携しながらその 構築、開発を進め、令和6年度からの本格稼働の準 備を的確に行った。

自己評価

これらの取組を実施するため、令和5年度には6 自治体からの職員を特別研修員として機構に受け 入れ、教育委員会等との協働体制を強化するととも に 教育委員会等において研修の企画立案等を担う 人材育成に大きく寄与した。令和5年夏から秋にか けては、理事長を始めとした役職員で全国24の教 育委員会等を訪問し、教育長等と丁寧な対話を重ね たことで、令和6年度には、これまでの受入れと合 わせて11の教育委員会から、特別研修員の受入れ が決定し、令和6年度以降も、引き続き「新たな教 職員の学び」の実現に向けた取組を、教育委員会に 置ける人材育成とともに進めていくための体制を 整備することができた。

(2)オンライン研修動画コンテンツの充実につい ては、「校内研修シリーズ」について、令和5年度 には、今日的課題となっているテーマ (地域連携や キャリア教育等)を中心に26タイトルを制作し、 公開した。令和5年の再生回数は443,819回(累 計:2,545,973回)であった。また、令和3年度か ら制作を開始した「実践力向上シリーズ」について、 令和5年度の再生回数は40,081 回 (累計:79,497

<評定に至った理由>

評定

以下に示すとおり、中期計画に定められ た以上の業務の顕著な進捗が認められる ため、自己評価書の「S」との評価結果が 妥当であると確認できた。

主務大臣による評価

次世代型教職員研修開発センターを新 たに設置し、機構職員が対話・協働しなが ら探究を行う「マネプロ」の実施による「研 修観の転換 | に向けた「新たな教職員研修 | の協働開発や、「マネプロ全国版」の実施 による「研修観の転換」の全国的な浸透を 図るなど、「新たな教職員の学び」の実現 に向けた体制の構築と取組の実施を行っ たことや、全国教員研修プラットフォーム の運用に向けて、文部科学省と連携しなが らその構築、開発を進め、令和6年度から の本格稼働の準備を的確に行ったことは 高く評価できる。

また、「新たな教職員の学び」協働開発 推進事業として教育委員会等から6名の 特別研修員を受け入れ新たな教職員研修 の協働開発を行うとともに、理事長を始め とした役職員で全国 24 の教育委員会との 対話を重ね、令和6年度には11の教育委 昌会から特別研修員の受入を実現し、新た な研修の企画・立案を進めていることも評 価できる。

さらには、オンライン研修コンテンツの 充実を進め、令和5年度には「校内研修シ リーズ | を 26 タイトル (令和 4 年度 21 タ イトル) 作成するとともに、既存のコンテ ンツについても内容や構成を継続的に見 直すなど、現場のニーズに応じたコンテン ツの作成に精力的に取り組んでいること も高く評価できる。

対象とする研修に関 する指導・助言及び援 助が効果的に実施さ れているか。

イ 教職員の資質向上に関する情報発信

(ア)「動画教材リンク集」の掲載

学校教育関係職員の資質向上に資する動画教材を提供している外部サイトを紹介す る「動画教材リンク集」を、機構ホームページに掲載している。文部科学省や教育委員 会、民間企業等のリンクを、説明書きとともに分かりやすく紹介することで、機構のホ ームページにアクセスした人が、学びたい内容に即した動画教材にアクセスできるよ うにしている。

(イ) メールマガジンによる情報提供

令和5年度においては隔週の金曜日に、メールマガジン「NITS ニュース」を配信し、 研修修了者を中心に全国の教員に対して、研修を担当した講師の論稿等を掲載し、教育 現場での実践における助言に繋がる情報提供を行った。バックナンバーについては、機 構ホームページに掲載することで、いつでもメールマガジンの内容を閲覧できるよう にしている。

・メールマガジン登録者数 23,328件(令和6年3月)

(令和4年度:23,260件)

また、令和5年度より、NITSにおける「研修観の転換」に向けた挑戦と全国との「新 たな教 職員の学び」の協働開発を図るため、全国教育研究所連盟、教育委員会等約150 件に向けて「U-NITS」を配信し、情報提供を年3回行っている。

(ウ)機構公式Xによる情報発信

SNS サービスである X (旧 Twitter) について、機構の公式アカウントを作成し、令 和6年1月より運用を開始した。主に新着動画や講師コラム、研修紹介等の内容につい て、週に1~2回の投稿を行うことで、情報発信を行った。発信方法や発信内容につい ては、適宜見直しと改善を行い、より良い情報発信の在り方を検討していく。

機構公式Xフォロワー数 321件(令和6年3月)

ウ 学校現場における優れた実践の表彰及び取組の普及

学校をとりまく課題の解決に向けて実践した活動を広く募集し、表彰・公開すること により、教育現場に優れた取組を普及していく表彰事業「NITS 大賞」は、令和5年度は 第7回となり、81点の応募があった。

令和5年度は、文部科学省を始めとした多くの関係団体の後援を得るとともに、主題 を「子供一人一人が輝ける場となるように~教師の働きがいを再構築する学校づくり ~ 」とし、学校改善に取り組んだ教育実践を募集した。また、各実践については、その プロセスにも脚光を当てることとし、外部から審査委員も加えて審査に当たった。一次 審査としての書類審査、二次審査としてのオンラインによるプレゼンテーション審査 とめて機構ホームページへ掲載することで 好事例 を経て、大賞1点、準大賞2点、優秀賞4点、入選3点を選出した。

受賞発表は機構ホームページ上で行い、その内容は複数の Web メディアに掲載され た。受賞発表後には、二次審査におけるプレゼンテーション動画を機構ホームページに 掲載するとともに、受賞した優秀な実践活動を事例集(冊子)にまとめて発行すること で、全国の教育現場にフィードバックして、効果的な活動の実践を支援した。

エ 情報交換を行う場の提供

(ア) NITS・教職大学院等コラボ研修プログラム支援事業

本事業は、各地域における現職教員の研修の高度化・体系化を実現するために、各教 職大学院等が実施する研修、セミナー等の実施に当たり、機構が必要に応じて指導・助 | できるようにしたことで、教員の資質能力向上の全 言を行い事業費の一部を補助するものである。

令和5年度は、22機関により50研修の申請がなされ、延べ7.527名が参加した。実 施後は、実施概要や受講者の感想等をまとめた報告書を機構ホームページで公表し、関 | (6)「令和の日本型学校教育」実現に資する新た

回)、令和4年度3月末に公開した「基礎的研修シ リーズ については、令和5年度は147,459回(累 計:151,226回)であった。

令和5年度より校内研修シリーズ内で「本編」及 び「新学習指導要領編」としていたものを、それぞ れ「校内研修シリーズ」「新学習指導要領シリーズ」 と分割することにより、各シリーズの特色の整理・ 明確化を図った。学校現場のニーズに積極的に応え ることで、効果的な研修機会の提供に繋げた。

(3)学校教育関係職員の資質向上に資する動画教 材を提供している外部サイトを紹介する「動画教材 リンク集」を、機構ホームページに掲載した。機構 ホームページにアクセスした人が、学びたい内容に 即した動画教材に容易にアクセスできるようにす ることで、研修機会の更なる拡充に寄与している。 また、メールマガジン「NITS ニュース」の配信を継 続的に行い、受講者の研修修了後の実践をサポート するとともに、機構の事業発信に繋げた。

また、令和5年度より、NITSにおける「研修観の 転換」に向けた挑戦と全国との「新たな教職員の学 び」の協働開発を図るため、全国教育研究所連盟、 教育委員会等(約150件)に向けて「U-NITS」を創 刊した。年3回の配信で、機構の「研修観の転換」 に向けた取組等の情報提供を行った。

(4)学校をとりまく今日的な教育課題の解決に向 けて実践した活動を広く募集し、表彰・公開し、教 育現場に優れた取組を普及していく表彰事業「NITS 大賞」の第7回を開催した。多くの関係団体に後援 をいただき、多様な審査委員に審査をお願いするこ とで、事業の趣旨をより明確にして認知度を高める とともに 二次審査でオンラインによるプレゼンテ ーション審査を行い、その動画を機構ホームページ に掲載することで、優れた取組を広く情報発信し た。さらに、優秀な実践活動を事例集(冊子)にま の普及を促進し、効果的な活動の実践を支援した。

(5)NITS・教職大学院等コラボ研修プログラム支 援事業は、令和5年度は、22機関により50研修を 実施し、全国で延べ7,527名の参加があり、各地域 における、現職教員の研修の高度化・体系化の実現 に寄与した。また、実施後に実施概要や受講者の感 想等をまとめた報告書を機構ホームページで公表 し、関係機関が同様の研修等を実施する際の参考に 国的な充実を図ることに寄与した。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方

研修コンテンツのさらなる活用に向け、 教員研修プラットフォームとの連携を 視野にいれたコンテンツ内容の充実や 改善が求められる。

<その他事項>

- ・ 今後も研修業務を担う教育センターを はじめとした教育委員会との対話を深 め、業務に反映することを期待する。
- ・動画について、今後講義形式だけではな く、様々な形式の動画作成を期待すると ともに、より活用しやすいように、動画 の分類や精査も期待する。

係機関が同様の研修等を実施する際の参考にできるようにした。これにより、教員の資質能力向上の全国的な充実を図ることに寄与した。

②教育委員会への指導、助言及び援助

◎「新たな教師の学びの姿」の実現に向けた体制の構築と取組の実施

中央教育審議会の審議まとめにおいて、教員免許更新制の発展的解消後の「新たな教師の学びの姿」の実現に向けた方策とともに、教職員支援機構の果たすべき役割が明示された。これらを踏まえ、令和4年度に、機構が担うべき役割とそれを遂行するための新たな取組について整理し、戦略を立てるための戦略調整室を設置し、NITS 戦略の策定や新たな研修の企画・検討など、「研修観の転換」に向けた施策案の準備を進めてきた。令和5年度は、そうした戦略や施策案を、より具体化した取組に落とし込んで実施していくため、新たに「次世代型教職員研修開発センター」を設置し、以下のとおり取組を実施した。

ア 教職員研修の将来像の提案をはじめとした教職員研修の改善・充実に資する情報 提供

(ア)「研修マネジメント力育成プログラム」(マネプロ)の実施

「研修観の転換」に向けた「新たな教職員研修」の協働開発に向けて、機構職員が対話・協働しながら探究を行う「研修マネジメント力育成プログラム」(以下、「マネプロ」という。)を実施した。月1~2回程度、1回2~3時間の対話を中心とした活動で、「探究型研修」の在り方を考えることや、研修マネジメント力(組織内で研修を企画する際に必要な力)を身につけること等を目的として行った。企画・実施に当たっては、機構地域センターの一つである福井大学と連携しながら、専門的な知見を取り入れて行った。各教育委員会からの出向者を始め、様々な立場の職員がいる中で、このマネプロを通じてじっくりと対話を行う中で、職員同士の関係性が構築されるとともに、各職員の「研修観の転換」、更には、研修マネジメント力の協働開発に寄与することができた。

(イ) 全国の教育委員会・研修センターの研修企画担当職員との協働

教育委員会等の要請により、職員を講師として都道府県教育(研修)センター等の所 員研修会や教職員研修の場に派遣している。

- ・講師派遣(オンライン研修含)14件(令和5年4月~令和6年3月)
- (ウ)「研修観の転換」に向けた提案文書の作成

令和4年度から5年度にかけての取組を通しての「気付き」をもとに、全国の研修担当者とともに教職員研修の質を上げていく上で、手掛かりになると考える発想や考え方を、「共通言語」として提案する文書を「NITSからの提案」として作成した。令和5年度中には仮案を作成し、一部の教育委員会や研修センターの所内研修の場で利用した。本提案文書は令和6年4月に機構ホームページで公表した。

イ 教育委員会等の研修への指導、助言及び援助

(ア) セミナー等【再掲】

<全国研修担当者セミナー・教職大学院セミナー>

5月に「全国研修担当者セミナー」及び「教職大学院セミナー」をオンラインで合同 開催し、研修企画者と研究者等が一堂に会する機会とした。

令和4年答申で、子供たちの学び(授業観・学習観)の転換とともに、教師の学び(研修観)の転換が教師にも求められる命題であり、教師の学びの姿も、子供たちの学びの相似形であることが強調された。このことを受けて、これからの研修は「教職員を主語とした学び」が重要な出発点となるはずであるという考え方のもと、当機構における新研修構築のプロセスを議論の十台に、参加者の視点から研修を構築することの意義や

な教職員研修の開発、並びに企画立案・運営を担う 人材の育成を図ることを目的とした「新たな教職員 の学び」協働開発推進事業により、令和5年度は6 名の特別研修員を機構に受け入れ、機構が実施する 「研修マネジメントカ育成プログラム」への参加 や、機構の実務を経験することにより、探究型研修 の企画・運営に関する知識や、研修参加者の探究を 後押しする手法等を学ぶ機会を提供した。

(7) 新たに1教職大学院との連携協定を締結し、計45大学との連携協定を継続している。各教職大学院に「スクール・マネジメント分野」専門講師の登録を依頼した。中央研修の校長研修において、22大学延べ27名の講師に「学校マネジメントプランの設計」の指導に当たってもらったことで、研修の充実に大きく貢献した。このほか、当該大学院生等延べ163名が機構の実施した研修を受講したことにより、教職大学院生の学びを支援することができた。

これらのことから、講義動画のタイトル数と再生 回数、表彰事業の事例集提供数とプレゼンテーション動画再生回数、NITS・教職大学院コラボ研修プログラム支援事業の支援プログラム数と参加人数において、それぞれ基準値を達成できたとともに、研修観の転換に向けた新たな教職員研修の協働開発への様々な取組を進めるなど、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られたため、自己評価評定をSとした。

<課題と対応>

オンライン研修動画コンテンツの充実について、「校内研修シリーズ」「実践力向上シリーズ」の内容の充実や改善について、教員研修プラットフォームとの連携も視野に入れながら引き続き検討していく。また、新たな教職員の学びの協働開発を図り、「研修観の転換」に資する学び合いのコミュニティ形成をめざし、教育委員会や教職大学院等との更なる連携の在り方についても引き続き検討していく。

価値について協議することを通して、新たな教職員の学びの姿を実現するための研修 の在り方について具体的なイメージを持てるような内容とした。

<研修マネジメント力育成プログラム全国版 (新規) >

11 月、12 月、2 月の計3回、「研修観の転換」の全国的な協働展開に向け、「研修マネジメント力育成プログラム全国版(略称:マネプロ全国版)」を新たに実施した。令和4年度に、機構地域センターの一つである福井大学と連携して実施した「研修デザイン力育成セミナー」をベースとして、「『新たな教職員の学び』をデザインする」をテーマとし、短期・中期・長期の研修ビジョンを描き教育実践につなげていく一連の構想力や、学び手の変化を意識し研修を推進するためのデザイン力の向上をめざした。

マネプロ全国版の4日目となる2月末の開催では外部からの参加者を募り、<u>研修参加者がこれまで培ってきた「新たな教職員の学びの実現」に向けた取組や構想について</u>交流する場を設けることで、更なるコミュニティの拡大展開をめざした。

<研修企画担当職員研究セミナー・教職大学院教職員研究セミナー>

本セミナーについては、毎年、テーマの見直しを行っており、令和5年度は、教職員 支援機構の実践を題材に、探究型の研修についてイメージを広げたり、深めたりする中 で、新たな教職員研修の在り方を模索することを目的とし、2月に開催した。

(イ)研修に関する相談窓口の設置

教育委員会が実施する研修への支援等を行うため、研修にかかる相談窓口を引き続き開設した。特に、「令和の日本型学校教育」における新たな教職員研修の開発や新たな教職員研修の企画立案・運営を担う人材の育成を図ることを目的とした、講師派遣や意見交換の件数は以下のとおりである。

相談件数 40件(令和5年4月~令和6年3月)

ウ 教育委員会等の研修の企画立案・運営を担う人材育成

機構と教育委員会が連携し、マネジメント研修の企画立案・運営を担う人材育成とともに、マネジメント研修の高度化・体系化を図ることを目的とし、令和2年度からマネジメント研修高度化推進事業を実施している。(令和5年度末事業終了)

令和3・4年度は長野県、和歌山県に委託を、令和4・5年度は静岡県、鹿児島県、さいたま市に事業を委託し、令和5年度は次世代型教職員研修開発センターに3名の特別研修員が派遣された。特別研修員は、実際に各研修の担当・運営を担い、研修の組立や講師選定、オンラインによる研修の運営等を実地に経験し、また本年度は調査研究の各プロジェクトにもオブザーバーとして参画し調査研究の手法を学んだ。

令和5年度末で事業終了となるマネジメント研修高度化推進事業に代わる新たな連携事業として、「新たな教職員の学び」協働開発推進事業を令和5年度から実施した。本事業は、機構と教育委員会や大学等が連携し、「令和の日本型学校教育」における新たな教職員研修の開発を行うとともに、新たな教職員研修の企画立案・運営を担う人材の育成を図ることを目的として実施している。令和5年度は令和4年度中の役職員による教育委員会訪問により、埼玉県、山梨県、長野県、京都府、高知県、長崎県から6名の特別研修員を迎え、研修マネジメント力育成プログラムへの参加や、機構の業務、先進校視察などを通して「研修観の転換」「新たな教師の学びの姿」等についての学びを深めた。

さらに令和5年夏から秋にかけては、理事長を始めとした役職員で全国24の教育委員会等を訪問し、「研修観の転換」やNITS戦略を踏まえた今後の取組の方向性等について教育長等と丁寧な対話を重ね、令和6年度には、これまでの受入れと合わせて11教育委員会から、特別研修員としての受入れが決定した。

エ 地方公共団体からの要請を踏まえた研修に関する事業への援助

(ア) 外国語指導助手の招聘に関する事業

地方公共団体が実施する JET プログラム (語学指導等を行う外国青年招致事業) の一環として実施される、外国語指導助手を対象とした来日直後オリエンテーション (オンライン) の実施に協力した。

(イ) 英語教育海外派遣事業

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和5年度は中止とした。

(ウ) 産業・情報技術等指導者養成事業

農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、技術・家庭(技術1、2)、技術・家庭(家庭)の11 教科のうち、9 教科を集合研修、2 教科をオンライン研修で実施し、計250 名が参加した。

(工) 産業教育実習助手資質向上事業

令和5年度は実施しなかった。

(オ) 産業・理科教育教員派遣事業

理科、農業、工業等の産業・理科教育に関する研修を行うため、受講者を大学等に派 造し、12 府県より計22 名が参加した。

その他

全国教員研修プラットフォームの運用に向けて、文部科学省と連携しながらその構築、開発を進めた。システムを利用する個々の教育委員会と、細かな運用等についてのヒアリングを丁寧に行うとともに、利用契約等に関する諸々の準備を進めた。また、開発業者と綿密に打合せを行い、試行運用も含め、実際の稼働を見据えた最終調整を行った。令和6年4月1日から本格稼働を行うこととなっている。

(2) 教職大学院等との連携・協力

教職大学院等とのネットワークを構築し、機構の全国的な教職員研修・支援のハブ機能の整備・充実を図るため、教職大学院等との連携協力協定の締結をもとに、相互の取組の充実を図るとともに、教職大学院等の院生や教員の研究・交流を支援した。また、海外の大学や政府機関等と連携し、海外の教員を対象とした研修等、以下の事業を行った。

① 教職大学院等との連携協定

教職大学院等との連携を推進するため、令和5年度は新たに創価大学大学院教職研究 科との連携協定を締結した。これにより、計45の教職大学院と連携協力協定を締結し ており、協力関係を継続していくこととしている。

連携協力協定を締結した各教職大学院には、令和元年度から引き続き、「スクール・マネジメント分野」専門講師の登録を依頼した。令和5年度は29大学から61名の登録を得た。中央研修の校長研修において22大学延べ27名の講師が「学校マネジメントプランの設計」の指導に当たった。今後は、校長研修修了者に対する研修事後指導への協力を得ることとしている。

② 教職大学院の教職員に対する支援

教職大学院の開設科目の充実に資するよう、機構の研修受講を科目の一部として活用(単位認定)する仕組みを第5期中期目標・計画期間より整備し、実施している。また、令和6年2月に教職大学院教職員研究セミナーを実施し、新たな教職員研修の協働開発に向けた共通理解等を図るために、機構と教職大学院との連携の在り方を検討した。

③ 教職大学院の院生等に対する支援

機構が行う研修を受講する機会を提供するため、令和5年度は、連携協定を締結している45大学の教職大学院等の院生等延べ163名が、機構の実施する基盤研修、指導者養成研修及びセミナーを受講した。

④ 海外の大学等に対する支援

NITS とタイ王国のコンケン大学 Institute for Research and Development in Teaching profession (IRDTP) は、相互利益及び両機関の発展・国際理解及び親善を推進するための連携協定を結んでいる。11 月には、コロナ禍を経て対面では4年ぶりの開催となる日本での研修を実施し、タイ王国より校長、教諭、指導主事等、関係者含め65名が参加した。本研修にはほかにも Teacher's Council of Thailandや Institute of Research and Development in Teaching Profession for ASEAN (IRDTP) といったタイ王国の組織が複数参画しており、今後も両国・両機関における教職員研修の更なる充実に資する連携をめざす。

4. その他参考情報

本事業の予算額と決算額に 10%以上の乖離がある理由: Web 会議等の普及により、特にタイ国校長等研修や教職大学院教職員研究セミナー等において旅費等の経費が抑えられたことで、実施費用が予定より少なかったことなどによる。

1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関す	る基本情報											
1-4	学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に	校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及										
業務に関連する政策・施策	政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標1-3 魅力ある教育人材の養成・確保	当該事業実施に係る根拠(個別 法条文など)	独立行政法人教職員支援機構法第10条第1項第4号									
当該項目の重要度、難易度	重要度:「高」(養成・採用・研修の一体的な改革を進めていく上で、教職員の資質向上に関する様々なエビデンスを獲得・蓄積し、機構が実施する各種事業の企画・立案への反映や教育委員会等に調査研究の成果を普及していくことは、教職員の資質向上、教職への優秀な人材の確保を図る上で極めて重要であるため)	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001447									

2.	主要な経年データ
	①主西かアウトプッ

①主要なアウト	①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
実施した調査									予算額(千円)	109, 071	42, 552	93, 883			
研究プロジェ	-	5 件	5件	6件	6件				決算額 (千円)	71, 114	26, 149	71, 112			
クト数									経常費用 (千円)	90, 056	45, 783	92, 444			
									経常利益 (千円)	38, 559	15, 427	23, 617			
									行政サービス実施コスト (千円)		Ī	ĺ			
									行政コスト (千円)	98, 883	45, 783	92, 444			
									従事人員数	14	17	21			

_												
	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
	中期目標、中期計画、年度計画											
	主な評価指標等	また新 CT He 標盤 法人の業務実績・自己評価										
	土な計価相保守	主な業務実績等	自己評価	評定 A								
	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価評定:A>	<評定に至った理由>								
	・実施した調査研究プロジェク	【実施状況】	【根拠理由】	以下に示すとおり、中期計画に定められ								
	ト数	(1) 調査研究の実施	教職員の養成・採用・研修の改善に資する専門的・実	た以上の業務の進捗が認められるため、自								
		教職員の養成・採用・研修の改善に資する専門的・実践的な調査研究	践的な調査研究を実施し、機構の各種事業に反映させる	己評価書の「A」との評価結果が妥当であ								
	<その他の指標>	を実施し、機構の各種事業に反映させるとともに、学校教育の関係者に	とともに、学校教育の関係者に広く普及させることを目	ると確認できた。								
	中期目標に定めた調査研究及び	広く普及させることを目的に、①~⑥の6つのプロジェクトを実施し	的に、令和5年度においては、①~⑥のプロジェクトを									
	成果の普及を適切に行う。	た。	実施した。	教職員の養成・採用・研修の改善に資す								
			ポストコロナ時代の新たな研修スタイルの確立に関する	るため、評価指標として中期目標期間中に								
	<評価の視点>	①ポストコロナ時代の新たな研修スタイルの確立に関する調査研究プ	調査研究プロジェクト	調査研究プロジェクトを5件程度実施す								

養成・採用・研修の改善に資する専門的・実践的な調査研究が 実施されているか。また、調査 研究の成果を機構が実施する各 種事業の企画・立案に適切に反 映させるなど、成果の普及に適 切に取り組んでいるか。 ロジェクト

- ②教職員等中央研修の高度化・体系化に関する調査研究プロジェクト ③ニーズベースの研修支援モデルの構築と実装化に関する調査研究プロジェクト
- ④ 日常的な校内研修の充実に関する調査研究プロジェクト
- ⑤教職の魅力向上に資する教育機関に関する調査研究プロジェクト
- ⑥ICT を活用した学習指導の充実に関する調査研究プロジェクト

調査研究組織の運営に当たっては、各調査研究プロジェクトのリーダーが調査研究計画や調査研究内容を計画的に検討し、効果的な調査研究を行った。この運営により、質の高い研究成果を実現した。

- ・令和5年度調査研究プロジェクト
- ① ポストコロナ時代の新たな研修スタイルの確立に関する調査研究プロジェクト

プロジェクトリーダー: 清國 祐二 (フェロー/大分大学教授) 調査研究期間: 令和3年度~令和5年度 実施概要:

集合・宿泊型研修として実施する「教職員等中央研修」、オンライン研修として実施する「学校経営に関する基盤研修」及び「教育課題に対応する指導者養成研修」を調査対象とし、研修のプロセス及び受講後のアンケート調査、事後のヒアリング調査等を通して、それぞれの研修の成果と課題等を抽出する。それらを踏まえて、それぞれの研修の目的を達成するベストミックスやハイブリッドを体現する研修体系を構築する。

令和5年度は、研修受講者アンケート回答結果の分析を行うととも に、これまでの分析結果に基づいて、集合・宿泊型研修、オンライン型 研修(同時双方向型オンライン研修、オンデマンド研修含む)のそれぞ れの優位性と課題について検討を行った。その結果、集合・宿泊型研修 では、参加者間のネットワークづくりや学びの手応えにおいて、オンラ イン型研修では、参加者の受講負担の低さにおいて、それぞれ異なる一 定の優位性が認められるとの結論を得た。この成果は、令和6年度以降 の機構主催研修の効果的な在り方を検討するために活用された。ヒア リングからは、「知識定着のためのオンデマンド研修」「課題解決のため の双方向型研修 | といった、今後の効果的なオンライン研修の在り方に つなぐことができる声が聞かれた。また、令和3年度の調査結果から、 講義コンテンツの再視聴やオンライン研修における受講者間交流につ いてのニーズが一定数あることを受けて、令和4年度には研修内容の 再視聴期間を設けたり、Web サービスを活用した交流の場を設けたりす るなど、効果的な研修のあり方を模索した。その結果、ニーズと実際の 利用状況には乖離があり、実際には十分な活用がうかがえないという 課題は見られたものの、短期間での試行錯誤は成果の一つといえる。

② 教職員等中央研修の高度化・体系化に関する調査研究プロジェクト

プロジェクトリーダー: 葛上 秀文 (フェロー/鳴門教育大学教授) 調査研究期間: 令和 4 年度 \sim 令和 6 年度 = 宝施概要:

独立行政法人教職員支援機構における教職員等中央研修の高度化・ 体系化を実現するために、教職員等中央研修の受講者や教育委員会を ②教職員等中央研修の高度化・体系化に関する調査研究プロジェクト

- ③ニーズベースの研修支援モデルの構築と実装化に関す る調査研究プロジェクト④日常的な校内研修の充実に関 する調査研究プロジェクト
- ⑤ 教職の魅力向上に資する教育機関に関する調査研究 プロジェク⑥ICT を活用した学習指導の充実に関する調 査研究プロジェクト
- (1)機構全体の調査研究プロジェクトの運営については、各調査研究プロジェクトのリーダーが調査研究計画や調査研究内容を計画的に検討し、効果的な調査研究を行った。この運営により、質の高い調査研究成果が実現した。
- (2)調査研究プロジェクトで得られた知見等に関する 記事をメールマガジン「NITS ニュース」にて配信したほ か、1年間の調査研究の成果(ならびに進捗状況)をまと めた調査研究中間報告書等を作成し、積極的な成果発信 を行った。また、調査研究の成果をもとに機構の研修等 業務の改善を図るため、令和5年1月以前に開始したプ ロジェクトを対象として、中間成果報告会を計2回開催 し、集合・宿泊型研修とオンライン研修のベストミック スや受講者アンケートの項目の改善など、令和6年度以 降の機構主催研修の効果的な在り方の検討に活かした。 さらに、調査研究の成果発信と研修事業への還元を図る ためのセミナーを2回開催した。加えて、各プロジェク トに研修プロデューサーや特別研修員を研究メンバーと して配置することで、各プロジェクトの進捗を機構が即 時に把握するとともに、研究の視点や方向性、内容等に ついて研究者から学ぶことにより、習得した知見を研修 構築等に活かすことができた。

これらのことから、中期計画期間で5件程度の調査研究プロジェクト実施とされているところ、これを上回る6件の調査研究プロジェクトを実施するとともに、集合・宿泊型研修とオンライン研修のベストミックスの検討に資するデータの提供、成果還元のセミナー開催等、成果の活用や普及のための取組を行うなど、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られたため、自己評価評定をAとした。

<課題と対応>

教職員研修の高度化及び体系化を図るため、機構主催 研修と調査研究をさらに連携、往還させながら進めてい く必要がある。

ることとしているが、令和5年度においては昨年度に引き続き6つの調査研究を実施(120%)した。その成果の普及にあたっては、各プロジェクトに研修プロデューサーや特別研修員を配置する取組を始め、各プロジェクトの進捗を機構が把握するとともに、特別研修員が研究の方向性や内容、研究的な視点について研究者から学ぶ機会を得ることにより、習得した知見を研修構築に活かすことができていることは評価できる。

また、調査研究プロジェクトで得られた知見をメールマガジン「NITSニュース」にて配信するほか、調査研究中間報告書等の作成による成果発信に加え、中間成果報告会を開催し、令和6年度以降の研修の効果的な在り方の検討に活かしたことは評価できる。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方 第>

・調査研究の実施のみならず、得られた成果の普及と活用に今後も努めることが求められる。

<その他事項>

対象とした質的・量的調査を通して、教職員等中央研修の成果を明らかにする。研修成果に関し、単なる満足度でとどまるのでなく、研修転移と総称される、研修後の成果の活用が求められている。どのような受講者が研修転移を進められるか、調査研究を進めるとともに、教職員等中央研修の体系化に向け、到達目標とそれに基づく研修のあり方について、調査研究を進める。

令和4年度は、中央研修(副校長・教頭等研修)受講者を対象として ウェルビーイングとリーダーシップに関するアンケート調査を行い、 分析した。その結果の一部を、日本教育経営学会第63回大会にて発表 した。また、中央研修(校長研修)の受講者の「成果活用レポート」を 分析した。令和6年度も、上記調査を継続して行う予定であり、加えて ヒアリング調査の実施を計画している。

③ ニーズベースの研修支援モデルの構築と実装化に関する調査研究 プロジェクト

プロジェクトリーダー:百合田 真樹人 (教職員支援機構教授) 調査研究期間:令和4年度~令和7年度 実施概要:

個別最適な学びを掲げる令和の日本型学校教育に実効性を与える教師の継続的な学びを支える教員の資質向上のシステム構築に貢献する。そのために、①研修ニーズの把握(教職員や学校及び自治体によるニーズの傾向と特性の調査と研究的分析)、②研修と学びの実態の把握(受動的な職能開発と能動的な職能発達の実態の把握)、③研修の即時的・波及的効果測定に向けたシステムの検討と試行(即時的な効果測定に有効な指標の検討と精緻な調査方法の導入と統計的分析、及び隔年調査や数年ごとに行う標本抽出調査による定点観測の可能性の検討と実装を想定した試行)を行う。

令和5年度は、各自治体の教職員を対象に、さまざまな実践環境で多様な経験を背景にもつ教職員の研修ニーズと職能感に関するアンケート調査を実施した。また、前年度のヒアリング調査対象者に対して、追加調査を行い、校内研究及び校内授業研究等の研究・研修計画の立案から実践に至る検討プロセスモデルの再整理を行った。

④ 日常的な校内研修の充実に関する調査研究プロジェクトプロジェクトリーダー:田村 知子(フェロー/大阪教育大学教授)調査研究期間:令和4年度~令和7年度実施概要:

本研究は、各学校において中心となるリーダーをどう育成するか、また継続的な実施のための校内組織をどう構築していくかについて、校内研修文化の根付いた学校への訪問や教育関係者を対象とした質的・量的調査を通して手がかりを得、それを分析・発信し、全国的な校内研修の更なる充実に繋げることを目的とする。また、校内研修において欠かすことのできないファシリテーター育成の在り方についても、同様の調査方法を活用しながら分析を進め、機構が主催する研修やセミナーにおいて研究成果を環元する。

令和5年度は、研究主任層の教員とその他の教員との間に見られる 校内研修観の相異に着目して、校内研修に対する教員の認識実態を明 らかにするためのアンケート調査を作成・実施した。また、福井県立若 狭高校、大阪府立大手前高校において研修リーダーを務める教諭から 聞き取り調査を行い、校内研修の充実の要因に関する検討を行った。令 和6年度にはこれらの結果の分析・考察及び事例研究を実施する予定である。

⑤ 教職の魅力向上に資する教育機関に関する調査研究プロジェクトプロジェクトリーダー:岩田 康之 (フェロー/東京学芸大学教授)調査研究期間:令和4年度~令和6年度 実施概要:

本研究では、「教職の魅力向上」というテーマで、特に「養成-採用研修」とその接続にスポットを当て、教職の魅力がどのように [構築/剥落] していくかを、明らかにする。その中で「養成-採用-研修」とその接続の各段階においてどのような成果と課題が見られるのかを質的・量的調査を通じて分析し、その特徴的な点とそれに対する有効な施策の提言を行うことで、国内の教育機関の活動に資することを目的とするものである。なお、本研究で得られた知見をもとに、機構での人材育成や採用施策に関する研修において研究成果を還元していくこととする。

令和5年度は、国内先行研究を整理し、また有識者からのヒアリングを行いながら、教職という進路選択をめぐって、どのような課題が存在し、またそれらにどのような研究アプローチが採られてきたのかを分析した。そのうえで、本調査研究の焦点を学生の教職選択に定め、教職への就職が内定している大学4年生を対象にヒアリング調査を行った。

⑥ ICT を活用した学習指導の充実に関する調査研究プロジェクトプロジェクトリーダー: 高橋 純(フェロー/東京学芸大学教授)調査研究期間:令和4年度~令和6年度 実施概要:

本研究は、全国の教育センター・教職員等、及び国内外のICT 先進校(先進地域)を調査対象とし、アンケート調査、ヒアリング調査、実地調査等をとおして、それぞれの実態、成果や課題等を整理しデータとする。それらを分析し、「学校教育の情報化指導者養成研修」及びNITS動画教材等の内容を洗練し、ICT を活用した学習指導の充実及び、教師のICT 活用指導力の向上を推進していく。

令和5年度は、GIGA 構想を実現するための教師の関わり方・研修のあり方を明らかにする目的から、学校における校務のクラウド活用に関する Web アンケートや先進的な学校・地区を対象とした実地調査を実施した。また、授業観及び ICT 活用観を変えようとする研修講師のスライド等を対象に、その特徴を調査した。加えて、調査研究の成果に基づき、京都市及び広島県で「ICT を活用した学習指導の充実セミナー」を開催した。

(2) 成果の普及

調査研究プロジェクトで得られた知見等に関する記事をメールマガジン「NITSニュース」にて配信した。また、1年間の調査研究の成果(ならびに進捗状況)をまとめた調査研究中間報告書等を作成した。

また、調査研究の成果をもとにNITSの研修等業務の改善を図るため、 令和5年1月以前に開始したプロジェクトを対象として、以下のとおり中間成果報告会を開催した。

・令和5年5月23日開催令和5年度「①ポストコロナ時代の新たな研修スタイルの確立に関

する調査研究プロジェクト 中間成果報告会

· 令和 5 年 8 月 30 日開催

「②教職員等中央研修の高度化・体系化に関する調査研究プロジェクト」「③ニーズベースの研修支援モデルの構築と実装化に関する調査研究プロジェクト」中間成果報告・研修改善検討

上記①~③のプロジェクトにおける<u>中間成果報告会を経て、集合・宿</u> 泊型研修とオンライン研修のベストミックスや受講者アンケート項目 の改善など、令和6年度以降の機構主催研修の効果的な在り方の検討 に活かした。

さらに、調査研究の成果発信と研修事業への還元を図るため、以下のとおりセミナーを開催した。

- ・令和6年1月20日開催 「ICT を活用した学習指導の充実セミナー」(京都開催)
- ・令和6年2月16日開催 「ICTを活用した学習指導の充実セミナー」(広島開催)

加えて、令和5年度は、各プロジェクトに研修プロデューサーや特別 研修員を研究メンバーとして配置した。各プロジェクトの進捗を機構 が即時に把握するとともに、研究の方向性や内容、研究的な視点につい て研究者から学ぶことにより、習得した知見を研修構築等に活かすこ とができた。

4. その他参考情報

本事業の予算額と決算額に10%以上の乖離がある理由:Web会議等の普及により旅費等の経費が抑えられたことで、当初予定よりも費用が減少したため。

1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関す	る基本情報		
1-5	免許法認定講習等の認定に関する事務		
業務に関連する政策・施策	政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標1-3 魅力ある教育人材の養成・確保	当該事業実施に係る根拠(個別 法条文など)	独立行政法人教職員支援機構法第10条第1項第5号
当該項目の重要度、難易度	_	関連する政策評価・行政事業レ ビュー	予算事業 ID001447

2. 主要な経年データ

①主要なアウト	①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値 等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
免許法認定講習等の開設認定にかかる審査件数	_	104 件	132 件	140 件	142 件				予算額(千円)	92, 485	22, 092	15, 862		
									決算額 (千円)	50, 790	35, 097	13,666		
									経常費用 (千円)	64, 884	51, 533	32, 805		
									経常利益 (千円)	39, 645	△12, 985	3, 127		
									行政サービス実施コスト (千円)	_	-	1		
									行政コスト (千円)	64, 884	54, 090	32, 831		·
									従事人員数	1	1	1		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標、中期計画、年度計画									
→ <i>∤</i> >▼/本代/無效	法人の業務実績・自	己評価	主務大臣によ	る評価					
主な評価指標等	主な業務実績等	自己評価	評定	В					

<主な定量的指標>

・免許法認定講習等の開設認定 にかかる審査件数

<その他の指標>

免許状更新講習及び免許法認定 講習等の認定に関する事務を適 切に行う。

<評価の視点>

免許状更新講習及び免許法認定 講習等の認定に関する事務を適 切に実施しているか。

<主要な業務実績>

教育職員免許法(以下「免許法」という。)に基づく免許法認定講習等の認定について、教育職員免許法施行規則(以下「施行規則」という。)を踏まえ、文部科学省と連携を図り、本講習の認定に関する事務を確実に実施した。

(1) 対象となる講習等及び根拠法令

ア 免許法認定講習

免許法別表第3備考第6号、施行規則第5章

イ 免許法認定公開講座

免許法別表第3備考第6号、施行規則第5章の2

ウ 免許法認定通信教育

免許法別表第3備考第6号、施行規則第6章

(2) 認定事務の実施

文部科学省と連携を図りながら、関係法令や文部科学省発出の関係通知並びに、令和4年10月及び令和5年12月に改正された認定申請等要領に則した対応となるよう留意しつつ、令和5年4月から令和6年3月末までに受け付けた令和5年度及び令和6年度の延べ142申請1,463科目(免許法認定講習729科目、免許法認定公開講座220科目、免許法認定通信教育514科目)について審査・確認を行うとともに、その内容は文部科学省において認定された。

また、認定された講習・公開講座科目のうち、当初予定していた対面 形態での実施からオンラインやオンデマンドといった遠隔実施への変 更のほか担当講師、日程の変更など、283 科目の届出を受け付けた。

申請等要領の改正にあたっては、改正の内容を把握するとともに、文 部科学省と連携して作成前の事前確認を行うことで精度向上に努め た。

申請に関する開設者からの問合せに対しては、参考情報の提示や具体的な記入方法の指導等を行うなどにより、円滑に認定事務を行うことができた。

<自己評価評定:B>

【根拠理由】

平成30年度から免許法認定講習等の認定に関する事務が文部科学省より移管され、令和5年度も引き続き支障なく当該事務を実施した。

文部科学省との緊密な連携を図り、関係法令や文部科学省発出の関係通知並びに、令和4年10月及び令和5年12月に改正された申請等要領に則した対応となるよう留意しつつ、延べ142申請(講習等科目数1,463科目)の審査・確認を行うとともに、実施形態等の変更など、283科目の届出を受け付けた。

また、申請等要領の改正にあたっては、文部科学省と 連携して作成前の事前確認を行ったほか、申請に関する 開設者からの問合せに対しては、参考情報の提示や具体 的な記入方法の指導等を行うなどにより、円滑に認定事 務を行うことができた。

これらのことから、中期計画における所期の目標を達成しているため、自己評価評定をBとした。

<課題と対応>

認定に関する事務を行うに当たっては、教育職員免許 法等による教員免許制度に関する知識が必要であり、継 続的にこうした知識を持つ職員の育成を行っていく必要 がある。

<評定に至った理由>

中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方 策 >

引き続き、文部科学省と連携を図りながら、着実に取り組むことが必要である。

<その他事項>

_

4. その他参考情報

本事業の予算額と決算額に10%以上の乖離がある理由:事業共通費用は按分のうえ、各事業の費用として計上しているが、当初予定よりも事業共通費用が減少したため。

1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関す	1. 当事務及び事業に関する基本情報											
1-6	教員資格認定試験の実施に関する事務											
業務に関連する政策・施策	政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標1-3 魅力ある教育人材の養成・確保	当該事業実施に係る根拠(個別 法条文など)	独立行政法人教職員支援機構法第10条第1項第6号									
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レ ビュー	予算事業 ID001447									

2. 主要な経年データ

①主要なアウトス	①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値 等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
教員資格認定 試験の出願受 理件数	_	1,019件	1,461件	1,070 件	1,051件				予算額(千円)	140, 633	146, 926	142, 690		
									決算額 (千円)	103, 111	73, 708	85, 040		
									経常費用 (千円)	126, 579	101, 123	116, 744		
									経常利益 (千円)	38, 918	73, 084	58, 854		
									行政サービス実施コスト (千円)	1	1	1		
									行政コスト (千円)	126, 579	101, 123	116, 771		
									従事人員数	3	3	5		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

•	3. 台事業中度の業務にはも日保、計画、業務美額、平度計画にはも日告計画及い主務人民による計画										
	中期目標、中期計画、年度計画										
	主な評価指標等	法人の業務実績・自	己評価	主務大臣による評価							
	土な計画担保寺	主な業務実績等	自己評価	評定 A							
	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価評定:A>	<評定に至った理由>							
	教員資格認定試験の出願受理	【実施状況】	【根拠理由】	以下に示すとおり、中期計画に定められ							
	件数	教育職員免許法に基づく教員資格認定試験の実施について、教員資	(1) 幼稚園試験及び小学校試験については、外部の運	た以上の業務の進捗が認められるため、自							
		格認定試験規程(文部科学省令)を踏まえ、文部科学省と緊密な連携を	営委託業者と契約して効率良く確実な試験の運営に努め	己評価書の「A」との評価結果が妥当であ							
	<その他の指標>	図り、秘密保持に十分留意した上での試験問題作成、及び試験の実施に	た。特に試験運営マニュアルについては、運営委託業者	ると確認できた。							
	教員資格認定試験の実施に関す	関する事務を確実に実施した。	と綿密な調整を重ね、あらゆる事態を想定した詳細なも								
	る事務を確実に行う。		のを作成することで、試験当日も当日のスケジュールど	各教員資格認定試験について <u>運営委託</u>							
		(1) 令和5年度試験への対応	おりに支障なく円滑に対応することができた。	業者や外部有識者の協力を得ながら、事前							
	<評価の視点>	①幼稚園試験及び小学校試験について		の調整を綿密に行うなど、 <u>効果的・効率的</u>							
	教員資格認定試験の実施に関す	外部の運営委託業者と契約して、出願受付作業から合格発表まで、効	(2)特別支援学校試験については、令和3年度まで運	な運営のため、試験運営業務の改善が図ら							
	る事務を確実に実施している	<u>率良く確実な試験の運営に努めた</u> 。特に試験運営マニュアルについて	営を委託していた筑波大学の協力を得つつ、機構が主体	<u>れた</u> ことは評価できる。							
	か。	は、運営委託業者と綿密な調整を重ね、あらゆる事態を想定した詳細な	となって試験の円滑な運営に努めた。試験当日は、15名	また <u>、令和6年度からの高等学校(情報)</u>							
		ものを作成することによって、試験当日もタイムスケジュールどおり	の外部有識者に試験監督等をお願いし事前に詳細なスケ	試験の再開に向けた作問及び広報に係る							

に支障なく円滑に対応することができた。

②特別支援学校試験について

筑波大学から施設提供及び職員の協力を得つつ、機構が主体となって試験の円滑な運営に努めた。試験当日は、15 名の外部有識者に試験 監督等をお願いしていたが、事前に詳細なスケジュールを作成することで、当日も大きな問題なく試験を遂行することができた。採点については、試験当日に外部有識者によって行ったことで、後日参集を要することなく効率的に終えることができた。

③試験問題の作成について

試験問題の作成は、外部有識者に委託しているが、必要に応じて問題作成委員を見直すことで、問題作成の改善に努めたところである。また、令和4年度より設置している、外部有識者による問題点検委員会において問題の専門的な内容について点検することで、出題ミス等がないよう、再度確認の仕組みを構築し問題を作成した。機構の職員は、予め受験生の目線に立って問題を解いてみることで、出題文の違和感やわかりづらい表現等を抽出して問題作成委員に相談するなど、連携して丁寧な確認とより良い問題の作成に努めた。

<実施スケジュール>

令和5年度の教員資格認定試験に関する主な日程は以下のとおりであり、準備段階から合格発表までを通して大きな問題もなく、全日程を滞りなく遂行した。

- 4月3日 受験案内公表(幼稚園、小学校、特別支援学校)
- 4月24日~5月12日 出願受付(幼稚園、小学校、特別支援学校) 7月30日 幼稚園教員資格認定試験、小学校教員資格認定試験第1次 計監
- 10月1日 特別支援学校教員資格認定試験
- 10月25日 幼稚園教員資格認定試験 合格発表
- 10月28~29日 小学校教員資格認定試験 第2次試験
- 12月1日 特別支援学校教員資格認定試験 最終合格発表
- 12 月 20 日 小学校教員資格認定試験 最終合格発表

<実施結果>

(下段の()内は令和4年度)

区分	出願者数	受験者	合格者	合格率
(種目)		(A)	(B)	(B) / (A)
幼稚園	37 人	36 人	9人	25.0%
	(27人)	(24 人)	(10人)	(41.7%)
小学校	1051 人	869 人	191 人	22.0%
	(1017人)	(782 人)	(135 人)	(17.3%)
特別支	7人	7人	4人	57.1%
援学校	(26 人)	(21人)	(1人)	(4.8%)
計	1095 人	912 人	204 人	_
	(1070人)	(827 人)	(146 人)	

- (2) 令和6年度試験の対応
- ①高等学校(情報)教員資格認定試験の再開

令和6年度から、21年ぶりに高等学校(情報)教員資格認定試験を 再開することに伴い、教員資格認定試験の広報用ポスターを文部科学 省と共同で作成するとともに、全国の都道府県市町村教育委員会や国 ジュールを作成することで、当日も大きな問題なく、試験を終えることができた。

また、採点も試験終了後に行うなどの対応により、効 率的に実施することができた。

- (3) 試験問題の作成については外部有識者に問題作成を委託しているが、必要に応じ問題作成委員を見直すことで問題作成の改善に努めている。また、令和4年度より設置している外部有識者による問題点検委員会で、問題の専門的な内容について点検するほか、機構の職員が予め問題を解くなどの対応を図ることにより、出題ミス等がないよう仕組みの構築を図っている。
- (4) 令和6年度からは、高等学校(情報)試験の再開に向けて、作問及び広報に係る業務を的確に実施した。
- (5) 令和6年度の小学校教員資格認定試験の試験内容の検討を文部科学省等と連携して行い、試験科目の一部免除を決定したほか、それに伴う受験案内や証明書様式の作成等に対応した。
- (6) 令和6年度の教員採用選考試験に用いるため、新たに教員資格認定試験問題の一部を自治体に参考提供することとなり、その対応を図った。なお、このことに伴い、令和6年度の資格認定試験の試験日については、文部科学省が定めた日に設定することとなり、試験会場の確保や運営の手続きについて対応を図った。

これらのことから、実施要領に規定された試験内容の確実な実施に留まらず、効果的・効率的な運営の改善を図っているほか、問題作成に関し様々な工夫・改善を図っていること、令和6年度からの高等学校(情報)試験再開に係る業務を的確に実施するなど、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られたことから、自己評価評定をAとした。

<課題と対応>

機構における業務として実施するに当たり、効果的・ 効率的な実施方法を引き続き検討していくことが必要で ある。

業務を的確に実施している。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方 第 >

効果的・効率的な実施のほか、より受験 者を増やす方策について引き続き検討し ていくことが必要である。

<その他事項>

ての他事項2

公私立大学、高等専門学校等約3,000か所に配付した。

また、新たに問題作成委員の委嘱、試験会場の手配等といった準備を 進めた。

②小学校教員資格認定試験の試験科目の一部免除

令和6年度の小学校資格認定試験の試験内容の検討を文部科学省とともに行い、教員として3年以上の実務経験のある者を対象に、科目I及びⅢについて免除を行うことと決定した。それに伴い、受験案内の修正や、実務に関する証明書様式の作成等についても文部科学省と連携して行った。

③小学校教員資格認定試験問題の参考提供

各自治体が行う令和6年度教員採用選考試験用として、文部科学省とともに対応の検討を進めた結果として、令和6年度小学校教員資格認定試験問題の一部を自治体が行う教員採用選考試験のために参考提供した。このことに伴い、令和6年度の教員資格認定試験第1次試験の試験日については、文部科学省が定めた教員採用選考試験の標準日と同日に設定することになり、試験会場の確保や運営の手続きについて対応を図った。

4. その他参考情報

本事業の予算額と決算額に10%以上の乖離がある理由:試験問題印刷や試験会場借り上げの費用が予定より少なかったことなどによる。

1	1. 当事務及び事業に関する基本情報					
2		業務運営の効率化に関する事項				
当	該項目の重要度、難易度	_	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001447		

2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費 (土地借料除く)	計画的な削減に努め、前年度に比較して1%以上の効率化	3 %	1 %	△20.3%	△24.8%			R4からR5への一般管理 費の主な増加理由:光熱水費 や物価が高騰したことによ る。
業務経費	計画的な削減に努め、前年度に比較して1%以上の効率化	0.5%	26%	△7.7%	5.5%			
一者応札	10%未満	9.4%	10.5%	25.0%	15.8%			10%以上となった主な理由: 世界的な半導体不足などの 影響を受けたことによる。

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣に	こよる評価
土な計画担保寺	業務実績	自己評価	評定	В
<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価評定: B>	<評定に至った	理由>
• 一般管理費(土地借料除	【実施状況】	【根拠理由】	中期計画に定め	りられたとおり
<)	(1) 経費等の縮減・効率化	一般管理費については、光熱水費や物価の高騰という	概ね着実に業務	が実施された
• 業務経費	①経費の削減目標	避けがたい状況の影響で削減目標1%を達成できなかっ	認められるため	、自己評価書
• 一者応札	社会経済活動がコロナ禍の状態から平常に戻りつつある中で、業務の見直しや再検	たが、業務経費については、Web 会議等の活用による経	「B」との評価	i結果が妥当で
	討が行われた。その中で経費面において一般管理費と業務経費の整理・見直しを行う	費の削減や、教員資格認定試験の運営に要する経費の節	ると確認できた	0
<その他の指標>	ことにより、例年と同様に一般管理費及び業務経費の1%以上の効率化に努めたとこ	減などの努力により、対前年度比1%の削減目標を上回		
_	ろではあるが、一般管理費については、光熱水費や物価の高騰により執行額が増加し	る 5.5%を達成することができた。		
	た。このようなことから、対前年度比で1%以上の効率化という目標を達成すること	また、一者応札件数割合の目標(10%未満)は未達成	<今後の課題>	
<評価の視点>	ができなかった。	であるものの、競争参加資格要件の緩和や公告期間の延		の効率化を行
経費等の縮減・効率化が適	業務経費については、個々の業務において Web 会議等の普及により旅費等の経費	長等を実施し、多くの業者が入札等に参加できるよう、	とともに、経費	
切に実施されているか。	が抑えられたこと、資格認定試験の運営に要する経費を低く抑えることができたこと	競争性の確保に努めた結果、一者応札の契約件数、契約	契約の実施に向	
	等により、対前年度比1%の削減目標を大きく超える5.5%の効率化を図ることがで	金額ともに令和4年度より減少した(令和4年度:5件	を図るなど、経動	
	きた。	・87 百万円→令和 5 年度:3 件・12 百万円)。さらに、	化につながる方	法等を検討する
		契約の適正化、4法人による間接業務等の共同実施、研	必要がある	
	②4法人による間接業務等の共同実施	修・内部業務の ICT 化推進等を行ったことにより、経費		
	独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)を踏	等の縮減を図り、業務運営の効率化に寄与することがで	ノフの仏書店へ	
	まえ、4法人による間接業務等の共同実施に関する協議会報告書に基づき、費用対効	きた。このため、自己評価評定をBとした。	<その他事項>	
	果を検証しながら、継続的に間接業務等の共同実施を行っている。		_	
	職員研修の共同実施については、人事制度研修(アンコンシャス・バイアス研修)	<課題と対応>		

及び階層別研修 (ハラスメント相談員研修)をテーマとし、対面及びオンラインで実施した。どちらの研修においても、グループ協議を多く取り入れ、研修テーマに関連した4法人の現状や課題について、知識・スキルの涵養や情報交換・意見交換を行った。また、他法人による内部監査を実施した。調達業務についても、前期に引き続き、非常食等の共同調達を実施した。これにより、各法人が個別に業務を実施する場合に比べ、実施の効率化及び経費節減を図ることができた。

③上記以外の共同調達

上記閣議決定とは別に、茨城県を所在地とする8つの機関(筑波大学、茨城大学、 筑波技術大学、高エネルギー加速器研究機構、物質・材料研究機構、防災科学技術研 究所、宇宙航空研究開発機構、当機構)で行っている物品の共同調達にも参加してお り、令和5年度には、トイレットペーパーと PPC 用紙の2品目について共同調達を実 施し、機構単独で調達するより安価で購入することができた。

(2) 契約の適正化

① 調達等合理化計画の状況

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき策定した調達等合理化計画に沿って、一者応札・応募に関する調達の改善に努めた。

一般競争入札等の実施に当たっては、競争参加資格要件の緩和や公告期間の延長 (従前の原則であった 10 日以上から 20 日以上を確保)等を実施し、多くの業者が入 札等に参加できるように競争性の確保に努めて、一者応札・応募による契約件数、契 約金額ともに令和4年度より減少したが、世界的な半導体不足などの影響を受けたこ とにより、令和5年度の一般競争入札等における一者応札・応募の割合は、3件、 15.8%となった。

② 契約監視委員会における点検・見直しの実施

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき設置した契約監視委員会(委員は監事 1 名、外部有識者 2 名(弁護士 1 名、公認会計士 1 名))を開催し、令和 5 年度調達等合理化計画の内容について、一者応札に関する調達や経費節減・効率化に関する調達の適正性等の点検を行い、年度計画における一者応札割合の目標は未達成であるも、契約に至る手続きは適切に実施されたことを確認した。

③ 調達関係情報の開示

機構ホームページに調達情報のページを設け一般競争入札や企画公募の公告を掲載し、より多くの参加者を募ることで競争性を確保するとともに、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号)に基づき、競争入札や随意契約に係る契約結果の情報を開示し、引き続き契約業務の透明性の確保に努めた。

4) その他

物品等の調達に当たっては、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」(令和4年4月11日)を定め、引き続きグリーン購入法に適合する環境に配慮した製品等の調達に努めた。

(3) 研修・内部業務の ICT 化

LAN 整備、サーバー管理等、ICT に伴う周辺整備を不断に行うことで、業務で使用する事務系情報システムの安定的な運用を行えるようにするとともに、オンライン研修における Web 会議システムの利用、及び研修資料のペーパーレス化等を、引き続き行った。また、令和4年度から再開した集合・宿泊型研修において、参加者が自身の

引き続き、業務運営の効率化を行い、経費節減や効果 的な契約の実施に努め、経費等の縮減・効率化につなが る取組を、検討・実施する必要がある。

また、使用していない部屋のこまめな消灯など、引き 続き省エネルギー対策及び環境に配慮した物品等の調達 を推進し、経費節減に努める必要がある。一者応札に関 する調達について、競争参加資格要件の緩和、仕様内容 の見直し、公告期間の延長などの取組を、引き続き工夫 して実施することで、適正な調達を目指す。 パソコンを持参する研修の BYOD 化を行うことで、研修の ICT 化を推進している。
内部業務の電子化については、通年で勤務管理システムを活用し、必要なデータを
電子データで処理することにより、ペーパーレス化が図られた。また、機構の諸規程
の整備・運用において、「規程管理システム」を運用することで、諸規程の整備を正
確かつ効率的に行うとともに、職員が閲覧する際の利便性を高め、業務の効率化を図
っている。さらに、7月から新たな事務系情報システムを導入して、更なる機構のサービス機能の充実・高度化を図った。加えて、法人文書の体系的・効率的な管理、所
在把握や履歴管理、検索の簡易化、及び機密の確保、改ざん防止等に寄与するため、
法人文書では一定が表しており、7月から、業務で使用する共有フォルダを法
人文書ファイル管理簿に対応した構成に体系化するとともに、10月からは電子決裁
システムの運用を開始した。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関す	1. 当事務及び事業に関する基本情報						
3	財務内容の改善に関する事項						
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001447				

2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値(前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報
自己収入	_	25 百万円	36 百万円	45 百万円	63 百万円			
一般管理費の固定経費	-	72 百万円	64 百万円	83 百万円	109 百万円			R4からR5への 一般管理費の固定 経費の主な増加理 由:光熱水費が高 騰したことによ る。

法人の業務実績・自己評価

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

<主な定量的指標	:>	

・自己収入

一般管理費の固定経費

中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等

<その他の指標>

予算、収支計画及び資金計 画に沿った適切な執行が行 われたか。

<評価の視点>

自己収入の確保、固定経費 の節減、財務内容等の透明 性の確保が適切に実施され ている。

<主要な業務実績>

【実施状況】

機構の予算を7つのセグメント・収益化単位に区分し、セグメント ごとの予算及び実績の管理を行い予算運営を行った。

業務実績

また、決算に係る各事業年度の財務諸表や決算報告書等を機構ホー ムページで公開するとともに、直近の決算について図や表を交えて解 説した「決算の概要」を公開し、開示内容の充実に努めた。

研修・宿泊施設については、研修の実施環境や居住環境を意識し、 参加者が研修に集中でき、かつ安全で快適に研修を受けられる運営を 念頭に置き、また、長寿命化のための施設・設備の整備・充実に努め

令和5年度においては、新たにドラマ撮影のための施設利用もあ り、今後の自己収入の拡大について検討を重ねるとともに、フィルム コミッションへの登録など新たな利用者開拓も行っている。

<自己評価評定:B>

【根拠理由】

7つのセグメント・収益化単位に区分して予算、収支計画及び資金計 画に沿った適切な執行を行っているほか、財務諸表等のホームページで の公開を行った。

自己評価

予算の柔軟な執行を図る中で、施設・設備の長寿命化を図るための整 備などを行っている。また、新たに撮影場所として施設を提供すること で、自己収入を得ることができた。

令和5年度は光熱水費の高騰という避けがたい要因があり、省エネル ギー対策を推進して経費削減に努めたものの、固定経費が前年度に比べ て増加した。他方、集合型研修の増加や、施設の近隣市町村や学校等へ の貸出拡充などを通じて、自己収入の増加を図ることができた。これら のことから、配分された予算内において事業を遅滞なく実施し、中期計 画における所期の目標を達成することができたため、自己評価評定をB とした。

<課題と対応>

引き続き、施設利用と自己収入確保の検討に努めるとともに、中期計 画及び年度計画を踏まえた適切な執行を着実に実施する必要がある。

評定 B <評定に至った理由>

光熱水費の高騰等の影響が見 られたが、中期計画に定められ たとおり、概ね着実に業務が実 施されたと認められるため、自 己評価書の「B」との評価結果が 妥当であると確認できた。

主務大臣による評価

<今後の課題>

集合型研修の増加に伴う施設 利用料収入の増加等、自己収入 確保の検討に努めるとともに、 適切な執行に努める必要があ

<その他事項>

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
4-1	長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施						
当該項目の重要度、難易度	_	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 001447				

2. 主要な経年データ 評価対象となる指標 基準値 (前中期 展別最終年度能等) 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

名名森田の推進	施設・設備の	_	_	0件	24 件	33 件			施設提供件数	
主教評価、年度計画 法人の業務実績 自己評価 主務大臣による評価 主務大臣による評価 主務大臣による評価 主務大臣による評価 主務大臣による評価 主務大臣による評価 主務大臣による評価 主務大臣による評価 日記評価 日記記書 日記書 日記記書 日記記書 日記書 日記記書 日記書書 日記記書 日記書 日記記書 日記記書 日記記書 日記記書 日記記書 日記記書 日記記書 日記	有効活用の推進	_	_	0円	3,673 千円	2,625 千円			使用料収入	
主教評価、年度計画 法人の業務実績 自己評価 主務大臣による評価 主務大臣による評価 主務大臣による評価 主務大臣による評価 主務大臣による評価 主務大臣による評価 主務大臣による評価 主務大臣による評価 日記評価 日記記書 日記書 日記記書 日記記書 日記書 日記記書 日記書書 日記記書 日記書 日記記書 日記記書 日記記書 日記記書 日記記書 日記記書 日記記書 日記										
主な評価指標等 (主な評価指標等 東務夫績 自己評価 主務大臣による評価 日 日 日 日 日 日 日 日 日	H + 31+ 1 3 4 31+ 24 1 7 1 1 1 1		長績、年度評価に係る	自己評価及び主務大臣は	こよる評価					
全主変産動指標 大き変を養務実績 自己評価 野産 国 日記評価 日本企業 国 日記評価 日本の一部 日記書価 日本の一部 日記書価 日本の一部 日記書価 日本の一部 日	中期目標、中期計画、年度	計画								
(主な定量的指標) ・施設提供数 ・使用料収入 ・使用料収入 ・での他の指標> 施設・設備の整備・管理状況 (1) 施設・設備の整備・管理状況 (2) を設備の整備・管理状況 (3) を設備の整備・管理状況 (4) を評したいては、施設機能の強靭化を図り、機構薬営及び研修利用の拠点と、生た、外壁改修工事を行うことで、建物耐入性の向上を図り長寿命化に寄りた。 第1 宿泊棟へにおいては、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行い、施設の数率化等により捻出した財源を活用して、施設・設備の有が活用のため、整備を組を作った。 第1 宿泊棟へにおいては、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行い、施設利用者のアメニライ向上を図った。 第2 作用所の検験や配信に必要で可欠な、スタジオ・オンライン研修等の配信に必要で可欠な、スタジオ・オンライン研修等の配信に必要で可欠な、スタジオ・オンライン研修等の配信に必要で可欠な、スタジオ・オンライン研修等の配信に必要で可欠な、スタジオ・オンライン研修等の配信に必要で可欠な、スタジオ・オンライン研修等の配信に必要で可欠な、スタジオ・オンライン研修等の配信に必要で可欠な、スタジオ・オンライン研修等の配信に必要で可欠な、スタジオ・オンライン研修等の配信に必要で可欠な、スタジオ・オンライン研修等の配信に必要で可欠な、スタジオ・オンライン研修等の配信に必要で可欠な、スタジオ・オンライン研修等の配信に必要で可欠な、アクライの上を図り、更定で適認機構を担かると、機構を批整した。ともに、必要に応じて保存の見して、外壁及び混上防水工事を行いとなった。 2 を表の検索がに向よれては、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行い、施設機の方面に対しては、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行い、施設・設備の有が活用のため、施設機構の方法・不動で行った。 2 で適認を構した、当た、必要に応じて保存の見して、外壁及び混上防水工事を行いとす。 2 で適認を構しるとして、外壁及び混上防水工事を行いとす。 2 で適認を構した対したとした、必要に応じて保存の見したで、外壁及び混上防水工事を行いとす。 2 で適認を構した。当た、必要に応じて保存の見した。 また、第1 宿泊棟内においては、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行った。 また第1 宿泊棟内においては、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行り、 施設・設備の対域性を確保するなど、サービスの機構の対域による施設・設備の整備機像機構が行う業等について、効率化等の対域を構作するなど、サービスの機構の計域による施設・設備の整備機像機能の対域による施設・設備の整備機能の対域による施設・設備の整備機能の対域による施設・設備の整備を構用を対域による施設・設備の整備を使用を指して、施設・設備のを機能を確定を指して、対域による施設・設備の整備を検索がによりたが高速を構造によった。 また第1 宿泊神内によいでは、かず・デール・デール・デール・デール・デール・デール・デール・デール・デール・デール	主な評価指標等				法人の業務実績・自己	平価				
- 施設提供数 - 使用料収入 - 使用料収入 - 使用料収入 - (2 の他の指標> 施設・設備の整備 - (2 の他の指標> 施設・設備の整備・管理状況 - 会和5 年度は、令和4 年度補正子算において以下の予算措置がされ、繰越手蔵を設計がしまり事業を遂行した。当該事業における図書館・特別研修棟空調設備改修工事については、施設機能の強靭化を図り、機構運営及び研修利用の拠点としての持続性を確保した。		\	and the first	業務実績			11 - 111 11-			
・使用料収入 (1) 施設・設備の整備 (2) 施設・設備の整備 (2) 施設・設備の整備 (3) 施設・設備の整備・管理状況 (4) を経て計画とおり事業を遂行した。当該事業における図事館・特別研修練空調 機体を図ることができた。 (2) 業務の効率化等により捻出した財源を活用して、施設の方とが、変当であると確認できた。 (2) 業務の効率化等により捻出した財源を活用して、施設の方と対策、環境改善、バリアフリー化に目を向けて施設・設備の整備・管理が適切に実施されているか。 (2) 業務の効率化等により捻出した財源を活用して、施設の方と対策、環境改善、バリアフリー化に目を向けて施設・設備の整備・大部で表し、関しれている。 第 1 宿泊権内においては、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行い、施設利用者のアメニティ向上を図った。 事業名、特別研修様等政修工事 (2) 業務の効率化等により捻出した財源を活用して、施設の安全対策、環境改善、バリアフリー化に目を向けて施設・設備の表域に取り組んでいる。 第 1 宿泊権内においては、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行い、施設利用者のアメニティ向上を図った。 事業名、特別研修様等政修工事 (2) 業務の効率化等により捻出した財源を活用して、施設の安全対策、環境改善、バリアフリー化に目を向けて施設・設備の方が活用のため、等別研修権は、コロナ補以降一般化となったオンライン研修等の配信に必要不可欠な、スタジオ・オンライン機智室が配信に必要不可欠な、スタジオ・オンライン研修等の配信に必要不可欠な、スタジオ・オンライン機智室が配信とと要不可欠な、スタジオ・オンライン機で等の上間にとと要不可欠な、スタジオ・オンライン機関の対策と上で、外壁及び昆上的水工事を行いませ物の健全化区のり、更に空調設置機器の更新工事を行いませいで終るのと認識と関係のは関いスタを低減し、研修事業保わる安定的施設保護の由上を目的とした施設整備を実施した。さらに、必要に応じて保有の見定しまりました施設整備を実施した。また第 1 宿泊棟内においては、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行い、施設利用者のアメニティ向上を図った。また第 1 宿泊棟内においては、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行い、施設利用者のアメニティ向上を図ると共に、別棟の浴室棟が不測の事態となった場合におたと 第 1 宿泊権内においては、計算の表域を関係の定するの上を目的とした施設整備を実施した。さらに、研修生学の増設工事を行い、施設利用者のアメニティ向上を図った。また第 1 宿泊棟内においては、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行い、施設利用者のアメニティーを開ると述に必要に応じて保有の見定して、外に表しいでは、シャワーを対したと、対域と関係の対域と関係のなど、大きに必要に応じて保有の見定して、外に変し、研修生では、また第 1 宿泊棟内においては、シャワーを対した財源を持ていて、また第 1 宿泊棟内においては、シャワーを対した財源を持ていて、また第 1 宿泊棟内においては、シャワーを対した財源を指した財源を指した財源を持定の上では、対域と関係の対域と関係の対域と関係の対域と関係の対域と関係の対域と関係の対域と関係の対域と関係の対域と関係の対域と関係の対域と関係の対域と対域を関係の対域と関係を関係の対域と関係を関係の対域と関係の対域と関係の対域と関係の対域と関係の対域と関係の対域と関係の対域と関係の対域と関係の対域と関係の対域と関係を関係を関係的対域と関係の対域と関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関	01/C=						: B>		- F17-C1 == - 1	
○施設整備費事業 今和4年度補正予算において以下の予算措置がされ、繰越手続たの他の指標> 施設・設備の整備・管理状況 を経て計画とおり事業を遂行した。当該事業における図書館・特別研修検空測設備放修工事については、計画的に遅滞なくすべて 年度内に完了し、機構の施設・設備の老朽化対応及で機 施向上のための整備を図ることができた。 2と確認できた。 2と他でおき機能の連動化を図り、機構運営及び研修利用の拠点としての持続性を確保した。 また、外壁改修工事を行うことで、建物耐入性の向上を図り長寿命化に寄与した。 第1 宿泊棟内においては、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行い、施設利用者のアメニティ向上を図った。 第2 作 特別研修棟空機と 2 中 (事業内訳)・ 回書館・特別研修棟空機と 2 中 (事業内訳)・ 回書館・特別研修棟空機と修工事・ 図書館・特別研修棟空機と修工事・ 図書館・特別研修棟空機と修工事・ 図書館・特別研修棟空機と修工事・ 図書館・特別研修棟空機の修工事・ 図書館・特別研修棟や壁改修工事・ 図書館・特別研修棟や壁改修工事・ 3 1 宿泊棟ンヤワー室設置等工事						1 10 10 = == 1 1	- 17p - 27.745 - 1 N. p.	A =	1 / / 4 11 1 1 1 / -	
 その他の指標》 施設・設備の整備・管理状況 〈評価の視点〉 〈評価の視点〉 《評価の視点〉 が設備の整備・管理が適切に実施されているか。 としての持続性を確保した。 また、外壁改修工事を行うことで、建物耐久性の向上を図り長寿命化に寄与した。 第1宿治棟内においては、定数機能の強弱化を図り、機構運営及び研修利用の拠点としての対応性の値に実施されているか。 第1宿治棟内においては、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行い、施設利用者のアメニティ向上を図った。 第1宿治棟内においては、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行い、施設利用者のアメニティ向上を図った。 事業名 特別研修棟等政修工事(事業内訳)・図書館・特別研修棟空調設備機体が行。 ・第1宿治棟や建改修工事(事業内訳)・図書館・特別研修棟空調設備機を工事・第1宿治棟や建改修工事・第1宿治棟や上の大の変との施設では、コロナ婦以降一般化となったオンライン演習室が配備された中核的な建物である。環境基盤整備として、外壁及び屋上防水工事を行りを参いの組全化を図り、更に変調設置機器配の要にはこめ要では、ローケ機計を行うこと。 そ今後の課題 として、外壁及び屋上防水工事を行り、建り、単位の大きで、環境を持つまた。 会を受いでして発すの見面しの検討を行うことと。 その他事項〉・ その他事業係わる安定的施設環境の向上を目的とした施設整備と実施した。また第1宿治棟がよいでは、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行い、施設利用者のアメニティ向上を図ると共に、別様の浴室検が下調の事能となった場合においても、入浴施液の特殊性を確保するなど、サービスの向上を目的とした施設整備を実施した。また、研修生での対象がはできたのとサービスの向上を目的とした施設整備を実施した。また、研修生での対象が使きの構造工事を行い、施設利用者のアメニティ向上を図ると共に、別様の浴室検性を確保するなど、サービスの向上を目的とした施設整備を実施した。また、研修生での対象が使じて確保するなど、サービスの向上を目的とした施設整備を実施した。また、研修生での対象ができた。 その他事項〉・ 一本においては、今年の対域では、受け、中ではおはできた。 本た、外壁は体が下があるできた。 として、外壁及が屋に対して、大りのを機能であるできた。 その他事業が使じるなど、サービスの向上を目的とした施設を備を実施した。また、研修生での対象を提供が下すると、サービスの向上を目的とした施設を備を実施した。また、別を確認として、外壁を使用を行るとまたと、サービスの向上を目的とした施設を構成を対しまれて、対象が関していて、入浴を設定して、対象を構成を対しまれて、対象が関するとまして、対象を対象を関すると対象のでする。環境を対象のでは、と呼にはいて、大りをは認めていて、と呼にはいて、大りをは認めていて、と呼にはいて、大りをは認めていて、と呼にはいて、大りをは認めていて、と呼にはいて、大りといて、大りをは認めていて、と呼にはいて、大りをは認めていて、大りをは認めできた。 本たいでは、大りをはいていて、大りをはいていては、大りをはいていては、大りをはいていては、大りをはいていては、大りをはいて、大りをはいていては、大りをはいていては、大りをはいていては、大りをはいていては、大りをはいていては、大りをはいていては、大りをはいていては、大りをはいていてはいていて、大りをはいていていていていていていていていていていていていていていていていていていて	・使用料収入	(-) //	150 6010 - 333 610			. , , , , ,			17-1 17-1	
施設・設備の整備・管理状況 《評価の視点〉 施設・設備の整備・管理が適切に実施されているか。 をを経て計画どおり事業を遂行した。当該事業における図書館・特別研修棟空調設備が修工事を行うことで、建物耐久性の向上を図り長寿命化に寄与した。 また、外壁改修工事を行うことで、建物耐久性の向上を図り長寿命化に寄与した。 第1宿泊棟内においては、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行い、施設利用者のアメニティ向上を図った。 事業名 特別研修棟、写理の修工事 (事業内訳)・図書館・特別研修棟、写理の修工事 ・図書館・特別研修棟、学理の修工事 ・第1宿泊棟ンヤワー室設置等工事 ・第1宿泊棟とマワー室設置等工事 ・第1宿泊棟でシャワー室設置等工事 ・第1宿泊棟の大り、設定の自動に表し、物の対応を関係を図った。 また第1宿泊棟の上のための整備を図ることができた。 (2)業務の効率化等により捻出した財源を活用して、施設・設備の有効活用のため、施設・設備の方法によりは出した財源を活用して、施設・設備の有効活用のため、物の対応等の配信に必要不可欠な、スタジオ・オンライン研修等の配信に必要不可欠な、スタジオ・オンライン研修等の配信に必要不可欠な、スタジオ・オンライン研修等の配信に必要不可欠な、スタジオ・オンライン研修等の配信に必要不可欠な、スタジオ・オンライン研修等の配信に必要不可入なとしたが、全方により、大学を変した。ともに、必要に応じて保有の見違しの検討を行うこと。 また第1宿泊棟でよりを建した、近次・野川研修棟や歴で修工事を行うことで、空調設備の前上を目的とした施設整備を実施した。また第1宿泊棟内においては、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行うに、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行い、施設利用者のアメニティ向上を図るともに、必要に応じて保有の見違しの検討を行うこと。 また第1宿泊棟内においては、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行い、施設利用者のアメニティ向上を図るとまた、別様の浴室様が不測の事態となった場合においても、入浴施設の持続性を確保するなど、サービスの向上を目的とした施設整備を実施した。さらに、研修生、ブラザの建物付帯設備である空調設備を要所し、施設・設備の機構がである空調設備を要所し、施設・設備のを開して、施設・設備の存列を表である空調設を開きるといても、入浴施設の持続性を確保した。これらのことから、施設強制を表である空調設を開きるといます。 「記述の事業を選集を表である。」 「記述を表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で	and the Hales	O ************************************		and the second s	Andre Litt. Prest Add C. A		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		,, _ , _ ,	
会評価の視点> 施設・設備の整備・管理が適切に実施されているか。 認識・設備の整備・管理が適切に実施されているか。 第 1 宿泊棟内においては、施設機能の強靭人性の向上を図り長寿命化に寄与した。第 1 宿泊棟内においては、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行い、施設利用者のアメニティ向上を図った。第 1 宿泊棟内においては、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行い、施設利用者のアメニティ向上を図った。第 1 宿泊棟内においては、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行い、施設利用者のアメニティの工作の上を図った。第 1 宿泊棟内においては、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行い、施設利用者のアな、スタジオ・オンライン 演習室が配備された中核的な建物である。環境基盤整備 として、外壁及び屋上防水工事を行い建物の健全化を図 実施とかた。必要に応じて保有の見 直しの検討を行うこと。 要に空間設置機器の更新工事を行った。とで、定り、実に空間設置機器の更新工事を行いた。必要に応じて保有の見 値 しの検討を行うこと。 第 1 宿泊棟シャワー室設置等工事 第 1 宿泊棟シャワー室設置等工事 第 1 宿泊棟の上をのから、渡遠整備費補助金) 第 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			24 I I		21.10	104			2	
《評価の視点》 点としての持続性を確保した。 また、外壁改修工事を行うことで、建物耐久性の向上を図り長寿命化に寄与した。 また、外壁改修工事を行うことで、建物耐久性の向上を図り長寿命化に寄与した。 第1宿泊棟内においては、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行い、施設利用者のアメニティ向上を図った。 第1宿泊棟内においては、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行い、施設利用者のアメニティ向上を図った。 第1宿泊棟シャワー室設置等工事 ・	施設・設備の整備・管理状						整備を図ることができ	きた。	ると確認できた	€.
施設・設備の整備・管理が適切に実施されているか。 また、外壁改修工事を行うことで、建物耐久性の向上を図り長寿命化に寄与した。 第1 宿泊棟内においては、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行い、施設利用者のアメニティ向上を図った。 第1 宿泊棟内においては、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行い、施設利用者のアメニティ向上を図った。 事業名 特別研修棟等改修工事(事業内部)・図書館・特別研修棟空調設備改修工事・図書館・特別研修棟外壁改修工事・図書館・特別研修棟外壁改修工事・第1 宿泊棟ンャワー室設置等工事 ・ 第1 宿泊棟ン・ヤワー室設置等工事 ・ 第1 宿泊棟ン・ヤワー室置等工事 ・ 第1 宿泊棟ン・ヤワー室置等工事 ・ 第1 宿泊棟ン・サワー室とのでとで、空間設備の整備を実施した。また第1 宿泊棟フアメニティ向上を図るととして、外壁及び屋上防水工事を行いとなる安定的施設環境の向上を目的とした施設整備を実施した。また第1 宿泊棟内においては、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行い、施設利用者のアメニティ向上を図ると共に、別棟の浴室棟が不測の事態となった場合においても、入浴施設の持続性を確保するなど、サービスの向上を目的とした施設整備を実施した。さらに、研修生力・大浴施設の持続性を確保するなど、サービスの向上を目的とした施設整備を更新し、施設利用の向上を制力とした施設整備を更新し、施設利用の放き、次子の他事項> ・ これらのことがら、施設・設備の整備を受動し、を持ていて、対応、安全・安心への対応、施設・設備の整備及び施設を発しての対応、をかまて対しより良い環境での研修を提供するための対応を目的に優先的に整備を行った。 ・ これらのことから、施設強靱化への対応、を朽化への対応、安全・安心への対応、施設・設備の整備及び施設	(=17 fre = 17 le >			機能の強靭化を図り、機	構連宮及び研修利用の扱		+ 11. fefer) - 3. 10. [A 1] 1. 3. 1			
に実施されているか。 第1宿泊棟内においては、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行い、施設利用者のアメニティ向上を図った。 第1宿泊棟内においては、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行い、施設利用者のアメニティ向上を図った。 事業名 特別研修棟等改修工事 (事業内訳) ・図書館・特別研修棟等改修工事 ・図書館・特別研修棟外壁改修工事 ・図書館・特別研修棟外壁改修工事 ・ 第1宿泊棟シャワー室設置等工事 子算規模:185,650 千円(財源:施設整備費補助金) ②機構の財源による施設・設備の整備 機構が行う業務について、効率化等経費の見直しにより捻出した財源を活用して、施設・設備の老朽化への対応、災害時の避難場所としての対応、参加者に対しより良い環境での研修を提供するための対応を目的に優先的に整備を行った。 ア 施設の健全性向上のための整備 た記録・設備の充実に取り組んでいる。 特別研修棟は、コロオ福以降一般化となったオンライン 施設・機構と思示すなえ、スタジオ・オンライン 海環基整備の表達基際に応じて保有の見 道しし、外壁及び屋上防水工事を行い連物の健全化を図り、更に空調設置機器の更新工事を行うこと。 として、外壁及び屋上防水工事を行い連物の健全化を図り、更に空調設置機器の更新工事を行うこと。 また第1宿泊棟内においては、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行い、施設利用者のアメニティ向上を図るとまた。第1宿泊棟内においては、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行い、施設利用者のアメニティ向上を図るとまた。16記を書業を表した。また第1宿泊棟内においては、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行い、施設利用をアメニティ向上を図ったとした施設整備を実施した。さらに、研修生プラザの建物付帯設備である空調設備を更新し、施設利用の健全化及び、サービス内にを可能を発情である空間設備を更新し、施設利用の健全化及び、サービス持続性の強化を図った。 これらのことから、施設強靭化への対応、を朽化への対応、安全・安心への対応、施設・設備の整備及び施設	11 III D = 1111		***************************************	1 - 7 - 17 - 18 - 18 - 1- 1	* E * A *	. , ,,,,,,,			/ 公然の細題>	
第1宿泊棟内においては、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行い、施設利用者のアメニティ向上を図った。 事業名 特別研修棟等改修工事 事業名 特別研修棟等改修工事 (事業内訳) ・図書館・特別研修棟空調設備改修工事 ・図書館・特別研修棟外壁改修工事 ・図書館・特別研修棟外壁改修工事 ・第1宿泊棟シャワー室設置等工事 ・第1宿泊棟シャワー室設置等工事 ・第1宿泊棟シャワー室設置等工事 ・第1宿泊棟の財源による施設・設備の整備 機構が行う業務について、効率化等経費の見直しにより捻出した財源を活用して、施設・設備の老朽化への対応、災害時の避難場所としての対応、参加者に対しより良い環境での研修を提供するための対応を目的に優先的に整備を行った。 ア 施設の健全性向上のための整備	728	~	壁改修工事を行りこ	とで、建物耐久性の同上	:を図り長寿命化に寄与し		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	/ 10. 11.01.7.7	1 04 1 1010	
用者のアメニティ向上を図った。 事業名 特別研修棟等改修工事 (事業内訳) ・図書館・特別研修棟等改修工事 ・図書館・特別研修棟空調設備改修工事 ・図書館・特別研修棟外壁改修工事 ・図書館・特別研修棟外壁改修工事 ・第1宿泊棟シャワー室設置等工事 ・第1宿泊棟シャワー室設置等工事 ・第1宿泊棟かによる施設・設備の整備 横構が行う業務について、効率化等経費の見直しにより捻出した財源を活用して、施設・設備の老朽化への対応、災害時の避難場所としての対応、参加者に対しより良い環境での研修を提供するための対応を目的に優先的に整備を行った。 ア 施設の健全性向上のための整備	に実施されているか。				ika zazzak war			- 0		
事業名 特別研修棟等改修工事 (事業内訳) ・図書館・特別研修棟空調設備改修工事 ・図書館・特別研修棟外壁改修工事 ・図書館・特別研修棟外壁改修工事 ・第1宿泊棟シャワー室設置等工事 ・第1宿泊棟シャワー室設置等工事 ・第1宿泊棟シャワー室設置等工事 ・第1宿泊棟がによる施設・設備の整備 機構が行う業務について、効率化等経費の見直しにより捻出した財源を活用して、施設・設備の老柄化への対応、災害時の避難場所としての対応、参加者に対しより良い環境での研修を提供するための対応を目的に優先的に整備を行った。 ア施設の健全性向上のための整備 直しの検討を行うこと。 された・中核的な建物である。環境基盤整備として、空調設備の故障リスクを低減し、研修事業保わる安定的施設環境の向上を目的とした施設整備を実施した。また第1宿泊棟内においては、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行い、施設利用者のアメニティ向上を図ると共に、別棟の浴室棟が不測の事態となった場合においても、入浴施設の持続性を確保するなど、サービスの向上を目的とした施設整備を実施した。さらに、研修生プラザの建物付帯設備である空調設備を更新し、施設利用の健全化及び、サービス持続性の強化を図った。 これらのことから、施設強靱化への対応、老朽化への対応、を行化への対応、安全・安心への対応、施設・設備の整備及び施設		×11. 1)増設工事を行い、施設を					
事業名 特別研修棟等改修工事 (事業内訳) ・図書館・特別研修棟空調設備改修工事 ・図書館・特別研修棟空調設備改修工事 ・図書館・特別研修棟登改修工事 ・図書館・特別研修棟外壁改修工事 ・第1宿泊棟シャワー室設置等工事 予算規模:185,650千円(財源:施設整備費補助金) ②機構の財源による施設・設備の整備 機構が行う業務について、効率化等経費の見直しにより捻出した財源を活用して、施設・設備の老朽化への対応、災害時の避難場所としての対応、参加者に対しより良い環境での研修を提供するための対応を目的に優先的に整備を行った。 「施設の健全性向上のための整備		用者のチス	ニアイ同上を図った	0		7.12 4 11-11.				
(事業内訳) ・図書館・特別研修棟空調設備改修工事 ・図書館・特別研修棟外壁改修工事 ・第 1 宿泊棟シャワー室設置等工事 予算規模: 185,650 千円(財源:施設整備費補助金) ②機構の財源による施設・設備の整備 機構が行う業務について、効率化等経費の見直しにより捻出した財源を活用して、施設・設備の老作化への対応、災害時の避難場所としての対応、参加者に対しより良い環境での研修を提供するための対応を目的に優先的に整備を行った。 ア 施設の健全性向上のための整備		市光 力 #	コロボルオがルターす						旦しの疾的です	1)
・図書館・特別研修棟外壁改修工事 ・図書館・特別研修棟外壁改修工事 ・第1宿泊棟シャワー室設置等工事 予算規模:185,650 千円(財源:施設整備費補助金) ②機構の財源による施設・設備の整備 機構が行う業務について、効率化等経費の見直しにより捻出した財源を活用して、施設・設備の老朽化への対応、災害時の避難場所としての対応、参加者に対しより良い環境での研修を提供するための対応を目的に優先的に整備を行った。 「たんと、では、別棟の浴室棟が不測の事態となった場合においても、入浴施設の持続性を確保するなど、サービスの向上を目的とした施設整備を実施した。さらに、研修生プラザの建物付帯設備である空調設備を更新し、施設利用の健全化及び、サービス持続性の強化を図った。 「これらのことから、施設強靱化への対応、老朽化への対応、安全・安心への対応、施設・設備の整備及び施設		4 214 11								
・図書館・特別研修棟外壁改修工事 ・第1宿泊棟シャワー室設置等工事 ・第1宿泊棟シャワー室設置等工事 ・第規模: 185,650 千円(財源:施設整備費補助金) ②機構の財源による施設・設備の整備 機構が行う業務について、効率化等経費の見直しにより捻出した財源を活用して、施設・設備の老朽化への対応、災害時の避難場所としての対応、参加者に対しより良い環境での研修を提供するための対応を目的に優先的に整備を行った。 しより良い環境での研修を提供するための対応を目的に優先的に整備を行った。 ア施設の健全性向上のための整備 で図書館・特別研修棟外壁改修工事 境の向上を目的とした施設整備を実施した。 なと共に、別棟の浴室棟が不測の事態となった場合においても、入浴施設の持続性を確保するなど、サービスの向上を目的とした施設整備を実施した。さらに、研修生プラザの建物付帯設備である空調設備を更新し、施設利用の健全化及び、サービス持続性の強化を図った。 これらのことから、施設強靱化への対応、老朽化への対応、安全・安心への対応、施設・設備の整備及び施設		() / () / ()	•/	北收工事					<その他事項>	>
・第1宿泊棟シャワー室設置等工事 予算規模:185,650 千円(財源:施設整備費補助金) ②機構の財源による施設・設備の整備 機構が行う業務について、効率化等経費の見直しにより捻出した財源を活用して、施設・設備の老朽化への対応、災害時の避難場所としての対応、参加者に対しより良い環境での研修を提供するための対応を目的に優先的に整備を行った。 ア 施設の健全性向上のための整備 また第1宿泊棟内においては、シャワー室及び化粧室等の増設工事を行い、施設利用者のアメニティ向上を図ると共に、別棟の浴室棟が不測の事態となった場合においても、入浴施設の持続性を確保するなど、サービスの向上を目的とした施設整備を実施した。さらに、研修生プラザの建物付帯設備である空調設備を更新し、施設利用の健全化及び、サービス持続性の強化を図った。 これらのことから、施設強靱化への対応、老朽化への対応、安全・安心への対応、施設・設備の整備及び施設		———	1 1 7 1 7 1 1 2 1 1 1 2 1 7 1 7 1 7 1 7	· · · · ·					_	
等の増設工事を行い、施設利用者のアメニティ向上を図ると共に、別棟の浴室棟が不測の事態となった場合においても、入浴施設の持続性を確保するなど、サービスの向上を目的とした施設整備を実施した。さらに、研修生機構が行う業務について、効率化等経費の見直しにより捻出した財源を活用して、施設・設備の老朽化への対応、災害時の避難場所としての対応、参加者に対しより良い環境での研修を提供するための対応を目的に優先的に整備を行った。 「たいても、入浴施設の持続性を確保するなど、サービスの向上を目的とした施設整備を実施した。さらに、研修生プラザの建物付帯設備である空調設備を更新し、施設利用の健全化及び、サービス持続性の強化を図った。 「これらのことから、施設強靱化への対応、老朽化への対応、を全・安心への対応、施設・設備の整備及び施設を開入の対応、を全・安心への対応、施設・設備の整備及び施設を開入の対応、を全・安心への対応、施設・設備の整備及び施設を開入の対応、を全・安心への対応、施設・設備の整備及び施設を開入の対応、を全・安心への対応、施設・設備の整備及び施設を開入の対応、を全・安心への対応、施設・設備の整備及び施設を開入の対応、を全・安心への対応、施設・設備の整備及び施設を開入の対応、を全・安心への対応、施設・設備の整備及び施設を開入の対応、を全・安心への対応、施設・設備の整備及び施設を開入の対応、を全・安心への対応、施設・設備の整備及び施設を開入の対応、を全・安心への対応、施設・設備の整備及び施設を開入の対応、を全・安心への対応、施設・設備の整備及び施設を開入の対応、を全・安心への対応、施設・設備の整備及び施設を開入の対応、を全・安心への対応、施設・設備の整備及び施設を開入の対応、を全・安心への対応、施設・設備の整備及び施設を開入の対応を開発を開入の対応を開入の対応を開入の対応を開入の対応を開入の対応を開入の対応を開入の対応を開入の対応を開入の対応を開入の対応を開入の対応を開発を開入の対応を開入の対応を開入の対応を開発を開入の対応を開入の対応の対応を開入の対応を開入の対応を開入の対応を開入の対応を開発を開入の対応を開入の対応を開入の対応を開入の対応を開発を開入の対応を開発を開入の対応を開発を開入の対応を開入の対応を開発を開入して対応的対応を開入の対応を開入の対応を開発を開入しているが対応を開入しているが対応を開入の対応を開入の対応を開入の対応を開入の対応を開発を開発を開発を開発を開発しているが対応を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を		———	117717712 1711 1 2 172	•		30 / 1 - 1 / 1				
予算規模:185,650 千円(財源:施設整備費補助金) ②機構の財源による施設・設備の整備 ②機構が行う業務について、効率化等経費の見直しにより捻出した財源を活用して、施設・設備の老朽化への対応、災害時の避難場所としての対応、参加者に対しより良い環境での研修を提供するための対応を目的に優先的に整備を行った。 ア 施設の健全性向上のための整備 ると共に、別棟の浴室棟が不測の事態となった場合においても、入浴施設の持続性を確保するなど、サービスの向上を目的とした施設整備を実施した。さらに、研修生プラザの建物付帯設備である空調設備を更新し、施設利用の健全化及び、サービス持続性の強化を図った。 これらのことから、施設強靱化への対応、老朽化への対応、を全・安心への対応、施設・設備の整備及び施設		- 第11日日	1休ンイソー主成直守	上 尹						
②機構の財源による施設・設備の整備 機構が行う業務について、効率化等経費の見直しにより捻出した財源を活用して、施設・設備の老朽化への対応、災害時の避難場所としての対応、参加者に対しより良い環境での研修を提供するための対応を目的に優先的に整備を行った。 ア 施設の健全性向上のための整備		子質 担 성	i · 105 650 壬田(財)	面・拡設敷借患は助合)						
②機構の財源による施設・設備の整備 機構が行う業務について、効率化等経費の見直しにより捻出した財源を活用して、施設・設備の老朽化への対応、災害時の避難場所としての対応、参加者に対しより良い環境での研修を提供するための対応を目的に優先的に整備を行った。 ア 施設の健全性向上のための整備		J JP /701/3	e. 100,000 1 (#1)	水·旭以至州貝州切亚/						
機構が行う業務について、効率化等経費の見直しにより捻出した財源を活用して、施設・設備の老朽化への対応、災害時の避難場所としての対応、参加者に対しより良い環境での研修を提供するための対応を目的に優先的に整備を行った。 これらのことから、施設強靱化への対応、老朽化への対応、を全・安心への対応、施設・設備の整備及び施設		の機構の別	海による施設・設備	の敷借						
て、施設・設備の老朽化への対応、災害時の避難場所としての対応、参加者に対しより良い環境での研修を提供するための対応を目的に優先的に整備を行った。 ア 施設の健全性向上のための整備		0 571111			り捻出した財源を活用し					
しより良い環境での研修を提供するための対応を目的に優先的に整備を行った。 ア 施設の健全性向上のための整備 これらのことから、施設強靱化への対応、老朽化への 対応、安全・安心への対応、施設・設備の整備及び施設		02411411								
これらのことから、施設強靱化への対応、老朽化への ア 施設の健全性向上のための整備 対応、安全・安心への対応、施設・設備の整備及び施設							, , <u>a , , , , , , , , , , , , , , , , ,</u>	A10 C K4 > 1C0		
ア 施設の健全性向上のための整備 対応、安全・安心への対応、施設・設備の整備及び施設		0.000	THE CALL) 0.2-2-2-4/4/6-C H #7(2,2, -1E MI C 1 > /C0		から、施設強靱化への	の対応、老朽化への		
		ア 施設の	健全性向上のための	整備			- 1			
┃ ・研修生プラザは参加者の交流及び福利厚生等の多目的利用を目的とした建物で┃ の有効活用に対する独自の取組において、中期計画にお ┃					利用を目的とした建物で					

あると同時に災害時の一時避難所としても機能を果たす。建物付帯設備が老朽化 し頻繁に故障等が発生していたことから設備を更新し、施設利用の健全化と参加 者に向けてのサービス向上化を図った。

イ 環境改善と省エネ化のための整備

・第1宿泊棟の階段室においては、採光取入れに有効な窓等が無いことから、日中でも照度が不足し階段歩行中に危険も伴っていたことから、照明器具を高効率なLED照明に一新し、照度の改善を行うとともに、省エネルギー化を図った。

ウ 施設の長寿命化のための整備

・外壁塗装等が著しく劣化している建物である洗濯棟について改修工事を実施 し、施設の長寿命化を図った。

(2) 施設・設備の有効活用の推進

集合型研修の増加に伴い、参加者に温かい食事を提供するため、3年間不在となっていた食堂事業者を、地元の社会福祉法人に業務委託することにより再開した。

また、施設提供事業として、学校教育関係者、地域の社会教育活動関係者等を 対象とした研修等での利用を促進した。研修施設の利用においては、文部科学省 が主催する管理主事研修の会場として、さらに英語検定の試験会場としての利用 のほか、令和5年度は新たに日本語検定試験の会場としての利用があった。

体育施設(体育館)は、前年度から引き続き、地元プロバスケットボールチームが茨城県の小中高校生を対象としたバスケットボール教室を実施するための会場として定期的に利用しているほか、つくば市を本拠地とするプロバレーボールチームが主催する子供向けバレーボール教室の会場、また、市内で活動する新体操サークルが幼少年を対象とした新体操教室の会場として、利用があった。このほかにも、県内及び地元住民の利用促進を図るなど地域貢献に努めた。

(3) 研修・宿泊施設の管理について

施設の維持管理・運営業務については、「公共サービス改革基本方針」(平成 27 年 7 月閣議決定) に基づいた民間競争入札を平成 28 年度に実施し、平成 29 年度 ~令和 2 年度に同業務を実施した。令和 5 年度は、当該年度を 5 年契約の 3 年目として、新たに同業務を円滑に実施している。

ける所期の目標を達成しているため、自己評価評定をB とした。

<課題と対応>

これまで、施設・設備の有効活用を推進してきたが、 今後も、施設貸出の範囲の拡充等に引き続き努めるとと もに、保有の必要性等についても不断の見直しを行う。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関す	1. 当事務及び事業に関する基本情報					
4-2	人事に関する計画					
当該項目の重要度、難易度	_	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001447			

2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
人件費 (決算額)	_	271,610 千円	286, 687 千円	325, 168 千円	353,748 千円			平成30年度より、免許状更新講習及
常勤職員の給与水準 (年齢・地域・学歴勘案)	対国家公務員 100以下	97.9%	103. 2%	101.5%	102.0%			び免許法認定講習等の認定事務並び に教員資格認定試験の実施事務が文 部科学省より移管

3	3. 各事業年度の業務に係る目標、	、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
	中期目標、中期計画、年度計画				
	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	i	主務大臣は	による評価
	土な計画相保守	業務実績	自己評価	評定	A
	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価評定:A>	<評定に至った	理由>
	人件費(決算額)	【実施状況】	【根拠理由】	以下に示すと	とおり、中期計画
	・常勤職員の給与水準	(1)機構のミッションを実現するための組織体制の構築	(1) 中央教育審議会審議のまとめに示された「令和の		、上の業務の進捗
		①「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて	日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に	が認められるた	め、自己評価書
	<その他の指標>	中央教育審議会の審議まとめの中で、具体的に、教職員支援機構の果たすべき役	向け、機構に求められる役割を果たすため、 <u>新たに「次</u>	の「A」との評価	
	職員研修の実施、人事配置の	割についても示され、研修受講履歴管理システムの構築・運用に参画すること、ま	世代型教職員研修開発センター」を新設し、教職大学院	ると確認できた	0
	状況	た、教育委員会等と質の高い研修コンテンツ(標準的な動画コンテンツなど)を継	や教育委員会とより一層協働していくための体制を整備		

<評価の視点>

人事に関する計画(人件費の 削減、常勤職員の給与水準、職 昌研修や他機関のとの人事交 流) が適切に実施されている か。

た、教育委員会等と質の高い研修コンテンツ(標準的な動画コンテンツなど)を継 | や教育委員会とより一層協働していくための体制を整備 続的・計画的に共同作成すること等が求められている。 このような状況の中、今後、機構に求められる役割を果たすために、以下のとお

り組織体制・人事配置の見直しを図り、「令和の日本型学校教育」を担う新たな教 師の学びの姿の実現に向けて機構として対応するための組織体制の構築を図った。

- ・新たな教職員の学びの姿の実現に向けた取組を推進するため、令和5年度から新 たに「次世代型教職員研修開発センター」を設置した。当該センターの所掌業務は、 「中央教育審議会で提言された『令和の日本型学校教育』に係るものの企画立案、 連絡調整及び実施に関すること」としており、全国の教育委員会から派遣された特 別研修員を中心に、主に「探究型研修」などの新たな研修の開発に関することや、 「新たな学び」を牽引するオンライン研修の開発等を行っている。令和5年度は、 埼玉県、長野県、山梨県、京都府、高知県、長崎県の6県からの職員が、特別研修 員として派遣されている。
- ・事業部と次世代型教職員研修開発センターは、相互に連携しながら業務を行うこ ととしており、協力して研修業務を行うなど、各事業の内部連携の強化を図ってい る。これにより、相互に知見を共有し合える体制が整備できたとともに、効率的な 業務運営を実現できた。

②プロパー職員等の人材育成

若手プロパー職員が業務を進めていくに当たり、機構に求められている社会的使 命を意識し、意欲と誇りをもって活躍できるよう、職員として必要となる資質・能 力等の早期育成を図るために、令和4年度に策定された「プロパー職員等育成プラ

- した。このことにより、機構内においては、関係部署で 相互に知見を共有し合える体制が整備できるとともに、 効率的な業務運営を実現できた。
- (2)「プロパー職員等育成プラン」に基づき、中長期的 な視点からの人事に関する計画を策定・実行するととも に、従来より実施されていた定期面談とは別に、人事監 督者(総務部長、総務企画課長)が全プロパー職員との 面談を実施することにより、組織内のコミュニケーショ ンを強化し、きめ細かいサポート体制が取れるよう職場 環境を整えた。また、メンター制度(採用1年目の職員 に対して、若手先輩職員が定期的に面談)におけるメン タリング期間を6カ月から1年間に延長するとともに、 職務経験のある新規採用職員についてもメンター制度の 対象として運用することで、新規採用職員の入職後の不 安を和らげ、部署を超えた職員間の連帯感の強化を図る ことに寄与した。
- (3) 教職員の養成・採用・研修の一体的改革を担う中 核拠点のミッションの実現を図るため、様々なキャリア やバックグラウンドを有する多様な専門的人材を関係諸

「新たな教師の学びの姿」の実 現のため、「次世代型教職員研修 開発センター」を新設し、教職大 学院や教育委員会とより一層協 働していくための体制を整備す ることで、関係部署で相互に知 見を共有し合える体制整備、効 率的な業務運営につながる見直 しを行ったことは評価できる。

「プロパー職員等育成プラン」 に基づいた人事計画の策定・実 行や、人事監督者による面談の 実施によりきめ細やかなサポー ト体制を構築したことは、今後 の同機構の更なる発展につなが るものと期待される。

また、他機関との積極的な人 事交流に取り組んでいること や、「国内研究員制度」の活用も、 同機構の活性化につながるもの と考えられる。

ン」に基づき、中長期的な視点から人事に関する計画を実行している。本プランでは、当機構の特徴でもある他機関からの人事交流を活かしつつ、プロパー職員が自立し、プロフェッショナルとして活躍できる組織を目指し、プロパー職員が組織の中心的役割を担うことを念頭に様々な業務を経験させ、組織横断的な視点を養成すること等の方針を定めることにより人材育成・強固な組織づくりを図っていく。

これに加え、従来より実施されていた定期面談とは別に、人事監督者(総務部長、総務企画課長)が全プロパー職員との面談を実施することにより、各職員の職業的な目標やキャリアプラン、抱えている懸念を共有するとともに、コミュニケーションを強化することにより、きめ細かいサポート体制が取れるよう職場環境を整えた。

また、令和4年度から導入されたメンター制度(採用1年目の職員に対して、若手先輩職員が定期的に面談)について、メンタリング期間を6カ月から1年間に延長するとともに、職務経験のある新規採用職員についてもメンター制度の対象として運用することとした。

このことにより、通常1年間のサイクルで計画されている業務の全期間を先輩職員の支援のもとで勤務できることとなり、新規採用職員の入職後の不安を和らげるとともに、何かあれば気軽に相談できる関係性を構築することにより、組織を超えた職員間の連帯感の強化を図っている。

③職員採用

機構の社会的役割が重要視される中、今後の組織の安定的・発展的運営の観点から、国立大学法人等採用試験合格者からの新規採用職員として2名を採用し、また令和5年度合格者からも3名の内定者を決定し、うち2名を令和5年度中(令和5年12月及び令和6年2月)に採用した。採用後は、新規採用職員の計画的育成として、当機構の新規採用オリエンテーションにおいて、機構職員としての心構えや日本の教育制度等について学ぶ機会を設けるとともに、国立青少年教育振興機構主としての新規採用職員研修への受講機会を設けている。

また、中堅層を拡充するための新たな採用形態として、行政機関等の職務経験の ある者を対象とした機構独自の採用試験(小論文試験及び面接)を実施し、係長職 及び課長補佐職への採用並びに登用を行い、今後の円滑な組織運営に向けての適切 な人材配置(人材配置の適正化)を図った。

さらに、調査研究部門の強化のため、大学院において、教育制度学、教育行政学、教育・学校経営学等を専攻し、修士以上の学位を有する者を公募し、研修特別研修員として2名を採用した。優れた若手研究員を研修特別研究員として採用することにより、実際に教員研修・運営等を行いつつ、教員研修の企画実施の能力を育成するとともに、その研究能力を生かした調査研究事業の充実強化を図った。

④人事交流を含めた適切な人事配置

多様な関係諸機関からの専門的人材の積極的な受入れ等による人事交流を行うとともに、プロパー職員の資質向上とキャリア形成を図るための積極的な登用を行った。

令和5年度における人事交流等機関は以下のとおりで、人数は18人となっている。

文部科学省(6人)、宮城県教育委員会(2人)、千葉県教育委員会(1人)、茨城 原教育委員会(1人)、京都府教育委員会(1人)、席児島県教育委員会(1人)、京 良県教育委員会(1人)、京都市教育委員会(1人)、筑 波大学(2人)、高エネルギー加速器研究機構(1人)

⑤人事評価制度の導入(試行)

令和6年4月から実施することとしている人事評価制度の運用に先立ち、令和5

機関から人事交流等により登用しており、多様性のメリットを生かしたのJTを意図的に実施し、重要な資源である職員の資質向上を絶えず行っている。また、「新たな教職員の学び」を企画立案できる職員を養成するため、新たに国内研究員制度を令和4年度に創設し、令和5年度に職員1名を研究員として決定した。本制度は、理事長が職員一人一人と丁寧に対話を重ねる中で着想を得たものであり、本制度により派遣された機構職員が、教職大学院での実践研究を通じて学びを深め、その成果を機構の研修等に還元することで、機構職員の資質向上及び研修等の高度化を図ることに寄与する。さらに、機構職員によるつくば市内の学校訪問を通じて、機構、リションの再認識、及び事業実施に必要な専門的資質の向上を図った。

(4) 健全な職場環境の形成のために、機構行動規範に基づく組織運営を行うとともに、理事長が職員の声を直接聞くために少人数の職員の懇談の場を設けるなど、風通しの良い職場づくりを行っている。また、PLCとして対話や情報共有を行う場を活用することで、業務理解の促進と事業全体について考える風土作りに寄与した。さらに、全職員を対象としたメンタルヘルス研修を実施するとともに、ハラスメントの防止等についても、相談窓口の周知や全職員を対象としたハラスメント研修の実施などの取組を実施することで、健全な職場環境の形成を図った

職員の安全衛生管理体制について、常時職員数が50名 以上になったことにより生じる法的義務等に対応した規程の見直し、職場環境の整備等、広く安全衛生活動に取り組んだ。

これらのことから、新たな教師の学びを実現するため、プロパー職員の計画的育成や、教育委員会等との人事交流、新規採用職員の円滑な職場への適応を支援するメンター制度の推進、さらに積極的な人事交流等による多様性のメリットを生かした OJT の実施や国内研究員制度の運用などを通じて、組織体制の活性化を図り、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られたため、自己評価評定をAとした。

<課題と対応>

引き続き、養成・採用・研修の一体的改革を担う全国 的な中核拠点として必要な人材となる職員の育成、組織 の活性化を図る必要がある。

さらには、他機関の研修へ職員を参加させたり、職員を講師とした研修会を開催したりするなど、職員の資質向上に向けた様々な取組が行われている。

<今後の課題>

引き続き、養成・採用・研修の 一体的改革を担う全国的な中核 拠点として必要な人材の育成に 努めることが求められる。

<その他事項>

__

年 10 月から、課長補佐級(専門員を含む)以上の職員に対し、試行的に運用を開始した。

この人事評価制度は、能力評価と業績評価の二つの軸で構成されており、客観的で透明性のある評価を実施することにより、役職員間の信頼感を築くとともに、当該評価の実施過程における評価者・被評価者間のコミュニケーション等を通じて、職員の資質向上、組織内意識の共有化や組織パフォーマンスの向上が期待できる。

なお、人事評価制度を試行的に運用するに当たり、評価者及び被評価者である課 長補佐級 (専門員を含む) 以上の職員に対し、人事評価の基礎に関する研修の機会 を提供することで、適切な運用に向けた制度の正しい理解促進を図った。

(2) 役職員の給与水準

文部科学大臣の検証結果において、これまでも役員の報酬及び職員の給与について、ともに「適切である」となっており、その検証結果や取組状況を機構ホームページにおいて公表している。

また、機構職員の給与は、「一般職の職員の給与に関する法律」に準拠しており、 国家公務員と同様の給与体系としている。ラスパイレス指数については、年齢・地 域・学歴勘案で102.0となり、国家公務員の割合を上回っているが、住居手当受給 割合が高いこと、及び高度業務を担える人材の確保を図る必要があること等が要因 と考えられる。

※ ラスパイレス指数:機構の職員の給料月額と国家公務員の給料月額を比較するため、年齢・地域・学歴の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数

(3) 職員の資質向上のための研修

職員の資質向上のため、以下の取組により、機構業務の実施に関する企画・立案 能力等の専門性を高め、意識向上を図った。

①0TT (オン・ザ・ジョブ・トレーニング) による職員の資質向上

教職員の養成・採用・研修の一体的改革を担う中核拠点というミッションの実現のためには、機構職員の多様な専門的人材の資質向上が極めて重要である。このため、様々なキャリアやバックグラウンドのある多様な専門的人材を関係諸機関から人事交流等により登用しており、プロパー職員と協働する環境を形成し、多様性のメリットを生かした OJT を意図的に実施し、人事交流者及びプロパー職員の資質向上を行った。

②各種研修会への参加

今後の教職員の資質能力向上に関する政策の動向や新たな教育課題に対応し、実 効性のある教職員への総合的な支援や研修の企画・運営を行うという機構の目標を 達成するためには、職員の資質向上が不可欠であることを踏まえ、財務省や文部科 学省主催の各種研修・セミナー・説明会等へ延べ102名が参加した。

階層別研修については、新型コロナウイルス感染症予防対策のために他機関からの受講を控えていた筑波大学より受講受入れ再開の連絡を受けたことから、コロナ禍で本研修参加の機会を失っていた該当者を推薦し、主任級、係長級、課長補佐級それぞれの職位の階層別研修の受講機会を得ることができた。

また、当機構では、新たな研修の在り方や新たな教職員の学びに資するため、全職員向けに有識者による、演習・演劇ワークショップを取り入れた研修を実施することで活発な意見交換の機会を設けるなど、当機構への期待や役割、在り方を見つめなおし、研修等各種事業の更なる充実を図る取組を行った。

さらに、機構の職務を遂行する上で必要となる資質能力について、職員自身が振り返り、自主的なキャリアアップの意識を涵養するため、全職員を対象とした「ス

キルアップ研修制度」を設け、自らのキャリアアップに必要な外部研修等(放送大学を含む)の受講を幅広く認めるとともに、研修の受講料や旅費等の一部を機構が支援することにより、自主的な研修・セミナーの受講を促進している。

加えて、令和5年度は、メンタルヘルス研修及びハラスメント防止研修を、サブスクリプション型オンライン研修サービスを活用し実施した。これら研修の受講期間中は、8,500本のコンテンツから自ら必要と思われる研修の受講を奨励し、主体的に学べる学習の場の提供を行った。

③NITS 会議の場を活用した職員の学びの共有

3 (1) に記載のある NITS 会議の場を活用し、全役職員を対象に、職員が研修 運営等の事業を通じて得た学びを共有する時間を設けた。機構のミッションに関わる「職員の学びの在り方」を共有することで、職員一人一人が「学び」について考えるきっかけとし、組織の活性化及び職員の資質向上を目指している。

④国内研究員制度の運用

主体的かつ探究的に学ぶ教師の在り方を支援できるよう、機構において「新たな教職員の学び」を企画立案できる職員を養成するため、令和4年11月に「国内研究員制度」を導入した。

国内研究員については、機構内選抜試験を実施し、当該試験を通過した1名が、 教職大学院を受験・合格し、国内研究員となっている。

当該研究員は、「学校拠点方式」により、職員としての業務を遂行しながら教職 大学院に通学し、教職大学院における学びを機構における研修の実施や研修に関す る指導・助言・援助の場面に活用している。

特に、令和5年度より新規に実施しているコア研修や、「研修観の転換」に向けて職員同士で学び合う場である「研修マネジメント力育成プログラム」では、当該研究員が主担当として事業の企画・立案・運営を担い、取組を進めた。また、機構内で「探究型研修」や「研修観の転換」に向けて新たに企画検討を行う際も、教員経験や学識経験のある職員に混ざり、従来以上に主体的に意見を述べ、企画や運営に参画できている。今後も、当該研究員は「新たな教職員の学び」に関する実践研究を行い、教職大学院の修了を目指しつつ、その成果を随時機構の研修等に還元していくことが見込まれ、次年度以降も継続して制度運用を進めていく。

⑤つくば市内の学校訪問を通じた専門的資質の向上

つくば市教育委員会との連携協定を締結したことにより、職員のつくば市内学校訪問が可能となったため、令和5年度には市内16校に延べ38名の機構職員が訪問を行った。この訪問により、学校現場における授業の様子や児童生徒の姿を直接視察するとともに、教職員と意見交換を行うことで、学校現場の抱える課題や教職員の思いや取組などをヒアリングした。訪問した職員の中には管理系の職員などもおり、普段知ることのできない学校現場の様子を知ることで、機構のミッションの再認識、及び事業実施に必要な専門的資質の向上を図った。

(4) 健全な職場環境の形成

健全な職場環境の形成に資するため、次のとおり機構の行動規範を制定している。「私たちは、全国の教職員へのより良い支援(Customer Satisfaction)を行うため、気づいたことを言い合える風通しの良い組織を作り、安心、信頼、満足できる明るく健全な職場環境の形成(Employee Satisfaction)に努めます。また、個人の尊厳を尊重するとともに、一切の差別行為及びハラスメント行為を行いません。」

具体的な取組としては、理事長が職員の声を直接聞くために、理事長と少人数の職員の懇談の場を設けるなど、風通しの良い職場づくりを行っている。また、令和4年度に発足したPLC(プロフェッショナル・ラーニング・コミュニティ)では、

若手プロパー職員が中心となり、対話や情報共有を行うための場を組織している。 この PLC では、様々な課の職員が集まって意見交換を行うことで、所属する課以外 の業務理解を促進するとともに、業務に関する様々なテーマについて検討を行うこ とで、多角的な視点で事業全体について考え、提案する風土作りを行っている。

ハラスメント防止に関わる取組として、「ハラスメントを正しく知る」をテーマとした Web を利用したハラスメント研修を役職員が受講し、ハラスメントの基礎知識や近年取り上げられることが多くなってきたハラスメントの具体例などについて学び、ハラスメントについての正しい理解を深めた。当該研修の受講率は100%となっている。当該研修以外にも、ハラスメント防止等に関する規程及びハラスメント防止等のためのガイドラインに則り、相談窓口の周知を図るなど、日頃からハラスメントの防止に取り組んでいる。

職員の健康安全管理体制については、産業医の選任や安全衛生委員会の設置、ストレスチェックの実施等、努力義務であった要件についても実施してきたところではあるが、令和5年度以降、つくば本部の職員数が常時50名以上となったことから、労働安全衛生法等の法的義務等に対応した健康安全管理体制となるよう、「職員健康安全管理規程」の各条項の全面的な見直し・改正を行った。これらの規程に則り、安全衛生委員会の委員として、新たに安全管理者及び衛生管理者を選定するとともに、毎月実施されている安全衛生委員会の議事録周知を図ることにより、広く安全衛生活動について各職員の協力を得て実施している。

(5) 令和6年能登半島地震被災地への職員派遣について

令和6年能登半島地震の被害に遭い、輪島市・珠洲市・能登町の中学生が白山市・金沢市の施設に一時的に二次避難していたが、文部科学省から二次避難先の中学生に対して学習指導を行う職員の派遣依頼があり、鹿児島県の特別研修員(英語科)を3月4日から15日までの約2週間派遣した。

4	7	の 4	会ま	< 情報	

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
4-3	内部統制の充実・強化			
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001447	

2. 主要な経年データ

	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
		_	_	_	_	_		_	_

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

屮期目標、	中期計画、	牛度計画
-------	-------	------

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
土な評価拍標寺	業務実績	自己評価	評定	A	
<主か定量的指標>	<主要な業務宝績>	< 自己証価証完 · A >	<誣定に至った	理由 >	

<主な定量的指標>

<その他の指標> 内部統制の充実・強化に 向けた取組状況

<評価の視点> 内部統制の充実・強化に 向けた取組が適切に実施 されているか。

【実施状況】

(1)機構のミッションの啓発

「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けた取組など、今 後、機構に求められる役割を果たすために、以下のとおり機構のミッションや理事長の 理念を組織内の各層に浸透させた。

- ・教職員支援機構への社会的要請に即応し、より有効かつ効率的に機構のミッションを 果たすために、経営戦略会議を開催した(令和5年度は4回実施)。経営戦略会議は、 理事長、理事及び幹部職員が出席し、各部署の所掌を超えて検討が必要な重要事項につ いて意見を出し合う場とした。令和5年度には、機構が新たな教師の学びの姿の実現に 向けて策定している「NITS 戦略」の振り返りと改定案、令和6年度の事業計画、東京 事務所の運営方針等について、検討を行った。経営戦略会議の場で協議を行うことで、 機構のミッションを踏まえた組織的な意思決定を実現することができた。
- ・令和4年度まで実施していた「事務連絡会」の在り方を見直し、令和5年度から新た に「NITS 会議」として、全役職員が参加する会議を隔週オンラインで実施した。会議 の目的を「全職員が機構のミッションを意識して業務に取り組めるようにする」とし、 そのための内容として、「教育政策の概観」「各係からの報告」「三役(理事長、理事、 審議役)からの発言」「研修報告(学びの共有)」等を行った。会議に参加できない職員 にも資料を共有するとともに、事後の録画視聴を可能とすることで、全ての職員に偏り なく情報を共有できるよう努めた。
- ・上記「NITS 会議」の運営においては、より効果的に会議の目的を達成できるよう、 7月に全職員を対象にアンケートを実施し、そこで出された意見を反映する形で、時間 配分や会議構成の変更等の改善を図った。これにより、職員がより主体的に会議に参加 することができ、ミッションを意識した業務の遂行につながっている。今後も会議の目 的を達成するため、常に職員の声に耳を傾けながら、不断の見直しと改善を図ってい

・プロパー職員を理事長秘書とし、中央教育審議会委員や学識者として理事長が参加す る会議・講演等に同席することで、機構に求められる役割や教育の動向等をいち早く機 構内に情報共有をした。

【根拠理由】

- (1)「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学び の姿の実現に向けた取組など、今後、機構に求められる 役割を果たすために、様々な機会を活用して、機構のミ ッションや理事長の理念を組織内の各層に浸透させてい る。経営戦略会議を計4回行うとともに、令和5年度か ら新たに「NITS 会議」を実施し、ミッションへの意識づ けと情報共有を図った。また「NITS 会議」の運営におい て、アンケートを実施し職員の意見を反映させることで 主体的な参加を促し、ミッションを意識した業務遂行に つなげた。
- (2) 理事長が職員と直接意見交換をできる機会を設け るとともに、小規模法人であることの特性を生かし、理 事長が日常的なモニタリング等を行うことで、各職員が 主体的に目的意識を持って業務を遂行できるよう、啓発 を図ることができた。また、リスク対応計画や事業継続 計画書(BCP)の見直しと周知を通じて、適切にリスク管 理を行うとともに、災害発生時に適切に事業を継続でき るようにした。さらに、「NITS アイデア投稿フォーム」を 新たに設置し、寄せられた意見に対応することで、風通 しの良い職場環境の形成に寄与するとともに、業務改善 等を図った。

また、理事長による日常的モニタリングを通じた内部 統制の強化に関する取組については、好事例として独立 行政法人評価制度委員会で紹介された。

(3) 監事監査、機構内に設置する監査室による内部監

以下に示すとおり、中期計画 に定められた以上の業務の進捗 が認められるため、自己評価書 の「A」との評価結果が妥当であ ると確認できた。

新たな教師の学びの姿の実現 に向け、理事長のリーダーシッ プの下、新たに全職員を対象と した「NITS 会議」を実施するほ か、理事長と職員が直接意見交 換できる機会を設け、職員一人 一人に機構のミッションを共有 し職員の自主性を高めるととも に、風通しのよい組織風土の醸 成に努めていることは高く評価 できる。

また、事業継続計画書(BCP)の 見直しと周知により、大規模災 害等の緊急事態が発生しても適 切に事業を継続できる体制を整 えるとともに、「規程管理システ ム | の運用を通じて、業務の効率 化を図るとともに、ガバナンス 体制を強化したことは評価でき

(2) 内部統制の充実・強化に関する取組

組織の業務の適正を確保するための仕組みとして、監事や監査室による監査の実施 や、各種の規程の整備を定期的に行っている。また、役員会において、機構における内 部統制の充実について役員間での意見交換を行っているほか、評議員会を組織し、機構 の管理運営に関する重要事項について、審議を行うとともに、意見を聴取している。こ のほか、内部統制委員会(令和5年度は11月に開催)を始めとした規程に基づく各種 委員会を設置し、適切な管理運営を行っている。

日常的な業務運営においては、今後の教職員の資質能力向上に関する政策の動向や 新たな教育課題に対応し、実効性のある教職員への総合的な支援や研修の企画・運営を 行うため、これまで以上に役職員間の情報共有を密に行うとともに、組織内の風通しを 良くしながら、各職員が主体的に目的意識を持って業務を遂行できるよう啓発を図っ ている。小規模法人であることの特性を生かし、理事長が職員と直接意見交換をできる 機会を設けるとともに、日常的なモニタリング等を行っている。

また、各業務の運営上のリスクについて、リスクの発生防止、リスクが発生した場合 の損失の最小化を図るためにとりまとめたリスク対応計画を職員に周知するととも に、各部署で適宜見直しを図ることにより意識啓発を図った。事業継続計画書(BCP) についても、災害や感染症等の不測の事態に備え、不断の見直しを行っている。

さらに、職員が日々の業務や事業の方向性等について意見できる機会を提供するた | 価評定をAとした。 め、新たに「NITS アイデア投稿フォーム」と称したオンラインフォームを設置し、そ のリンクを組織内のポータルサイトに掲載した。誰でもいつでも投稿することができ、 制度面や細かな手続きに関する意見など、令和5年度は計7件の投稿があった。誰でも 気軽に意見ができることで、風通しの良い職場環境の形成に寄与できたとともに、寄せ られた意見への対応を通じて、研修講師への謝金支給の基準明確化について検討する など、業務改善等を図ることができた。

上記一連の取組については、総務省より好事例として令和5年度中にヒアリングを 受け、令和6年4月15日の第48回独立行政法人評価制度委員会で紹介された。

(3) 監査の実施

機構の業務について、監事、機構内に設置する監査室及び会計監査人により、法令、 機構の諸規程及び社会規範等に則り、適正に実施されているかを公正かつ客観的に内 外から監査し、機構の健全な発展と社会的信頼性の保持に資する上で、改善に係る指 摘、助言及び提案を受けて、業務の改善に活かした。

監事監査

2名の監事により、以下の項目について令和5年度監査計画に盛り込み、監査を実施 した。

ア 業務監査

- ・中期目標及び中期計画等に基づき実施される業務
- 理事長の意思決定の状況
- 内部統制システムの構築・運営状況

イ 会計監査

- 年次監査(財務諸表、事業報告書、決算報告書)
- ・月次監査(予算の執行状況、資産の状況、契約の状況等)

ウ その他

- ・第三者機関の意見等が、業務運営に適切に反映されていることの確認
- ・閣議決定において定められた事項の取組状況

業務監査については、中期計画、年度計画に対する実施状況について、業務が順調に 推移しているかに留意しつつ、各課からの業務実施状況についての資料による調査、オ

査、会計監査人による外部監査により、機構の健全な発 展と社会的信頼性の保持に資する上で、有効な指摘や改 善に係る助言及び提案を受けて、業務の改善に生かした。

(4)「規程管理システム」の運用を通じて、諸規程の正 確かつ効率的な整備の実現を図るとともに、職員が閲覧 | 断の見直しが必要である。 する際の利便性向上により、業務の効率化・活性化、規 節意識の向上、ガバナンス体制の強化に寄与した。また、 「コンプライアンス教育」研修等の実施により、コンプ ライアンスや情報セキュリティに関する意識啓発を図っ

これらのことから、経営戦略会議及び NITS 会議の実施 によるミッションの浸透、理事長の日常的モニタリング による職員の意識向上、アイデア投稿フォーム設置によ る風通しの良い職場風土の形成、監事監査及び内部監査 等を通じた業務の改善などの取組において、中期計画に おける所期の目標を上回る成果が得られたため、自己評

<課題と対応>

内部統制・ガバナンスの充実・強化は、機構の安定的 で発展的な運営の観点から重要であり、今後とも不断の 取組が必要である。

<今後の課題>

内部統制の充実・強化は、機構 の安定的で発展的な運営の観 点から重要であり、今後とも不

<その他事項>

ンラインでの関係者からのヒアリングによる監査として実施された。会計監査については、月次監査において提示書類に基づき、予算執行、収支・資金運用状況、前月分収支計算書、預金残高の確認や、契約の状況等についての所要の会計書類に基づき行われた。

監査における監事からの助言を受けて、リスク対応計画記載のリスク評価の影響度などについて、より実態に即した内容とするよう精査することとした。

② 会計監査人による外部監査

機構は、独立行政法人通則法第39条に規定する会計監査人の監査を受けなければならない法人には指定されていないが、独立行政法人会計基準等に準拠した財務諸表等を適正に記載するため、従前より同法律に準じて会計監査人と監査契約を締結している。監査にあたっては、契約事務の業務フローや契約決議書類の把握・確認から財務諸表等の作成に至る決算処理まで外部監査を実施した。

役員の退職給付引当金について、出向などにより当該給付を要しない場合には、その 旨を会計実施細則に規定することが望ましいとの指摘があり、対応中である。

③ 職員による内部監査

監査室が中心となって、内部監査体制の充実を図っている。

監査室では、令和5年度内部監査計画に基づき、機構の業務運営及び会計処理について、適法性、妥当性の観点から内部監査(業務監査及び会計監査)を実施した。

会計監査においては、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立 女性教育会館及び当機構の4法人による間接業務等の共同実施の一環として、他法人 の職員を監査員として受け入れて実施し、各法人が抱える課題と対処や監査方法等、多 岐にわたり有意義な意見・情報の交換ができた。

資産の管理状況を確認するために、機構が保有する不動産以外の全有形固定資産について、固定資産実査を行った。

内部監査においては、テレワークの申請手続きに一部不備が見られたことについて 改善するなど、指摘を受けた事項について、適切に対応を図るとともに日々の業務の改 善に活かしている。

(4) 公益通報窓口の設置と運用

機構では、法令違反等の不正行為を通報するための内部通報窓口を、監査室に設置している。令和5年度において、監査室に通報のあった公益通報の件数は0件であった。

(5) 規程整備・運用の効率化

機構の健全な発展と社会的信頼性の保持に資するため、組織の内部において適用されるルールや業務プロセスを整備し、運用することは重要である。その要である機構の諸規程の整備・運用においては、令和4年度に導入した「規程管理システム」を引き続き運用している。本システムにより、諸規程の整備を正確かつ効率的に行えるようになったとともに、職員が閲覧する際の利便性が高まったことで、業務の効率化・活性化、諸規程に基づいて業務を行うことへの意識向上、組織のガバナンス体制の強化を図ることに寄与した。

(6) 倫理・コンプライアンスの意識向上の取組

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(平成 19 年 2 月文部科学大臣決定)」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成 26 年 8 月文部科学大臣決定)」に基づき、機構全職員を対象とした「コンプライアンス教育」研修を実施した。また、コンプライアンスや情報セキュリティに関する意識啓発を図るため、全職員を対象に、ハラスメント防止研修及び情報セキュリティにかかる自己点検をオンラインで実施した。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
4-4	業務の電子化の推進及び情報セキュリティの確保			
当該項目の重要度、難易原	[-	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID001447	

2. 主要な経年データ (参考情報) 基準値 評価対象となる指標 達成目標 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 当該年度までの累積値等、必要な情報 (前中期日煙期間最終年度値等)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 中期目標、中期計画、年度計画 法人の業務実績・自己評価 主務大臣による評価 主な評価指標等 業務実績 自己評価 評定 В <主な定量的指標> <主要な業務実績> <自己評価評定:B> <評定に至った理由> 【実施状況】 【根拠理由】 中期計画に定められたとお (1) ICT 環境整備・業務の電子化 LAN 整備、サーバー管理等、ICT に伴う周辺整備を不断 り、概ね着実に業務が実施され <その他の指標> LAN 整備、サーバー管理等、ICT に伴う周辺整備を不断に行うことで、業務で使用する事 に行うことで、業務で使用する事務系情報システムの運 たと認められるため、自己評価 情報セキュリティ対 務系情報システムの安定的な運用を行えるようにするとともに、オンライン研修における 用、オンライン研修における Web 会議システムの利用、 書の「B」との評価結果が妥当で 策の推進状況 Web 会議システムの利用、及び研修資料のペーパーレス化等を安定的に行った。また、令和 研修資料のペーパーレス化等を安定的に行った。 あると確認できた。 4年度から再開した集合・宿泊型研修において、受講者が自身のパソコンを持参する研修 内部業務の電子化については、7月から新たな事務系 <評価の視点> 情報システムを導入したことで、更なる機構のサービス の BYOD 化を行っている。 <今後の課題> 内部業務の電子化については、オンプレミスによる運用から一部クラウドサービスを活 機能の充実・高度化を図るとともに、標的型攻撃等によ 情報セキュリティ対 「政府機関等のサイバーセキ 策が適切に実施され ┃ 用した運用とするため、7月から新たな事務系情報システムを導入した。このことにより、 る情報セキュリティインシデント対策のためのセキュリ ュリティ対策のための統一基準 ているか。 更なる機構のサービス機能の充実・高度化を図るとともに、標的型攻撃等による情報セキ ティ機能の強化を図ることができた。また、文書管理の 群」の改定を踏まえた利用手順 電子化を行ったことにより、法人文書の体系的・効率的 ュリティインシデント対策のためのセキュリティ機能の強化を図ることができた。また、 書等の改定を引き続き進めて行 法人文書の体系的・効率的な管理、所在把握や履歴管理、検索の簡易化、及び機密の確保、 な管理、所在把握や履歴管理、検索の簡易化、及び機密 改ざん防止等に寄与するため、法人文書管理の電子化を行った。7月から、業務で使用す の確保、改ざん防止等に寄与した。 くことが求められる。 る共有フォルダを法人文書ファイル管理簿に対応した構成に体系化するとともに、10月か 情報セキュリティの確保に関しては、政府の方針等に らは電子決裁システムの運用を開始した。 基づき、情報化・セキュリティ連絡会を開催するととも <その他事項> に、情報セキュリティポリシーを見直し、新たな手順や (2)情報セキュリティ対策 基準等を定めた。また、全役職員を対象に情報セキュリ 最高情報セキュリティ責任者(理事)を筆頭とし、全課長及び各課システム担当者を構 ティにかかる自己点検を実施し、その解説を行うことで 成員とした「情報化・セキュリティ連絡会」を開催し、組織全体で情報共有や意識向上を 役職員の情報セキュリティに関する知識理解を促進する 図った。また、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」(令和5年 とともに、情報セキュリティインシデントへの対応等に 7月サイバーセキュリティ戦略本部決定)を踏まえ、機構で定める情報セキュリティポリ ついての共通理解を図った。 シーを見直し、改定を行うとともに、新たに「情報危機対策チーム/CSIRT 内規」「情報セ また 発生した情報セキュリティインシデントに対し キュリティインシデントへの対処手順」等を策定した。さらに、情報データの取り扱い等 適切な対策を行った。 に関わることとして、外部サービスの利用判断基準や、業務委託に係る委託判断基準及び 委託先の選定基準、機器等の選定基準及び機器等の納入時の確認・検査手続等を定め、明 これらのことから、新事務系情報システムの導入や文 文化することで、情報セキュリティに関する組織内における共通理解を図った。 書管理の電子化等による内部業務の ICT 化を図るととも に、情報セキュリティポリシーの見直しや自己点検等の (3) 職員に対する研修の実施 実施により、情報セキュリティ対策を講じるなど、中期 計画における所期の目標を達成しているため、自己評価 情報セキュリティインシデントの発生状況及び情報セキュリティ環境の変化等を踏ま

え、組織に対するリスクを防ぐために、1月に全役職員を対象に、情報セキュリティにかかる自己点検を実施した。また、全役職員が参加するNITS 会議において、本点検結果の解説を行った。これにより、全役職員への情報セキュリティに関する知識、遵守事項、対策内容等の理解を促し、情報セキュリティインシデントへの対応等についての共通理解を図った。

(4)情報セキュリティインシデントへの対応

令和5年度中に、電子メール関連システムへの不正アクセスというインシデントがあり、個人情報等漏洩のおそれがあることが判明したが、文部科学省へ報告するとともに、当該システムに係る製品の利用を停止し、セキュリティ対策を強化した製品への契約の変更を行うことで、適切な対策を行った。今後もセキュリティ対策の強化に努めるとともに、セキュリティ関係機関等とも連携しながら、一層のセキュリティ対策に努めていく。

評定をBとした。

<課題と対応>

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティに関する規程等の整備を行ってきたところ、当該基準群が令和5年度に改定されたことを受け、現在、利用手順書等の改定を行っている。引き続き、整備した手順書等の定期的な内容確認と改定を進めていく必要がある。

4. その他参考情報

J添)中期目標、中期計 項目別調書 No.	中期目標	中期計画	令和 5 年度計画
1-1 学校教育	Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の
関係職員に対する	関する事項	関する目標を達成するためとるべき措置	質の向上に関する目標を達成する
研修	1. 学校教育関係職員に対する研修	1. 学校教育関係職員に対する研修	ためとるべき措置
	(1) 実施する研修の基本的な内容	(1) 実施する研修の基本的な内容	1. 学校教育関係職員に対する研修
	i 各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長、副	i 各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長、副	(1) 実施する研修の基本的な内容
	校長・教頭、中堅教員、次世代リーダー教員、4~8年経	校長・教頭、中堅教員、次世代リーダー教員、4~8年	中期計画に基づき、国として実施する責務を有
	験教員及び事務職員等に対する学校経営力の育成を目的	経験教員及び事務職員等に対する学校経営力の育成を目	する研修について、別紙1の「1.教職員等中央
	とする研修	的とする研修	研修」、「2.学校経営に関する基盤研修」及び「3.
	ii 学校経営の観点から教職員の意識・意欲を高め学校の組	ii 学校経営の観点から教職員の意識・意欲を高め学校の組	教育課題に対応する指導者養成研修」のとおり各
	織基盤の強化を目的とする研修	織基盤の強化を目的とする以下の研修	研修を実施するほか、機構が企画する研修を関係
	iii 各学校や地域における現代的な教育課題に関する研修の	iii 各学校や地域における現代的な教育課題に関する研修	機関との協働により実施する。
	マネジメントを推進する指導者の養成等を目的とする研修	のマネジメントを推進する指導者の養成等を目的とする 以下の研修	また、上記の各研修以外に国の教育政策上、緊 急に実施する必要性が生じた研修については、関
	iv 国の教育政策上、緊急に実施する必要性が生じた学校教	iv 国の教育政策上、緊急に実施する必要性が生じた学校教	
	育関係職員の研修については、関係行政機関からの要請又	育関係職員の研修については、関係行政機関からの要請	る。
	は委託等により実施する。	又は委託等により実施する。	なお、「第5次男女共同参画基本計画」(令和2
	155,454,1 513,20,27 50	y the same of the	年 12 月 25 日閣議決定)を踏まえ、主催する研修
			における女性教職員の割合を 25%以上とするこ
			とを目標としつつ、特に女性教職員の割合が低い
			下記の研修については、過去の実績等を勘案した
			上で、女性教職員の割合についての目標値を個々
			に設定する。令和5年度においては、主催する研
			修のうち6割の研修で目標を達成する。
			(目標値 20%以上) ・教職員等中央研修のうち校長研修
			・教職員等甲光研修のすら校長研修・体力向上マネジメント指導者養成研修
			・キャリア教育指導者養成研修
			(目標値 10%以上)
			・生徒指導基幹研修
			・いじめ問題理解基幹研修
			• 学校安全指導者養成研修
			・学校教育の情報化指導者養成研修
		(2)研修の高度化及び体系化	(2) 研修の高度化及び体系化
		研修事業については、教職員の生涯を通じた職能成長を促	国として実施する責務を有する研修のうち、教
		すため、育成指標に基づく職務階層及び年齢階層別に、学校	職員等中央研修については、課題探究力の育成を
		経営力の育成を目的とする研修を行うとともに、学校経営の	目的とするコア研修と、学校経営力や課題解決力
		観点から学校の組織基盤の強化を目的とする研修、各地域での教室問題に対応する理解の企画、実施される影響を	の育成を目的とする教育行政リーダー研修、校長
		の教育課題に対応する研修の企画・実施を担う指導者の育成 を図る研修等、社会的な研修ニーズ等に応じた多様な研修プ	研修、副校長・教頭等研修、中堅教員研修、リー ダー教員育成研修、事務職員研修を実施する。コ
		を図る研修寺、任芸的な研修――人寺に応した多様な研修ノログラムを構築し、実施する。	ダー教員育成研修、事務職員研修を美施する。コープ研修は「研修観の転換」を特に象徴するもので
		ログノムを構築し、美趣する。 研修プログラムの開発に当たっては、機構の調査研究との	あり、1年又は2年の「探究型」の研修として実
		往還により研修の一層の充実と高度化を導くとともに、教職	施する。また、教育行政リーダー研修では、教育
		大学院等との緊密な連携により教職員等のマネジメント能力	委員会等が学校に対して、学校組織の内発的な改
		大学院等との緊密な連携により教職員等のマネジメント能力	 委員会等が学校に対して、学校組織の内発的な i

向上に繋げることに傾注する。教職員自らが解決すべき課題

を見極め、その方法を熟慮し、学校と地域全体で協調しつつ

取り組む姿勢を育成することを最優先し、研修の体系化を図

善を促す「働きかけ」を効果的に行う力の向上を

目指す。研修で学んだことが一層実践で活用され

ることを意図し、各研修においてインターバル型 (一定期間の間隔を空けて複数回に分けて実施)

(3)集合・宿泊型研修とオンライン研修のベストミックスを指向するハイブリッド型研修の確立

教職員が居住地にいながらにして、研修の受講に専念できるよう、ICTを活用したオンライン研修が標準になるよう努める。双方向性の確保や演習方法の改善を図ることで、利便性のみならず研修成果も高めることとする。一方、集合・宿泊型研修においてはその特性を最大限に生かすため、オンライン研修も活用しつつ、対面・集合演習の一層の充実を図るとともに、リーダー性の伸長や人的ネットワークを形成する。このような取組を通じて、両研修形態のベストミックスを指向するハイブリッド型研修の在り方を追求する。

(4)地域センター(連携協定を締結した教職大学院のうち、都 道府県等と大学の連携・協働並びに教職員の養成・採用・研 修の一体改革の地域拠点となる大学)を拠点とした高度で多 様な研修機会を提供する仕組みの構築

教職大学院をはじめとした大学と教育委員会による教職生活全体を通じた教職員の資質能力向上を支援するネットワークについて、さらなる連携協働体制の基盤を整備するとともに、教職大学院等との連携協力の下、各地域において多様な研修の機会を提供するものとする。

とりわけ、教職員の養成・採用・研修の一体改革と教職員 の資質能力の向上に資する取組を全国展開するため、前期に 地域センターの土台の整備に取り組んだ。その拠点機能を拡 充するため関係機関のネットワークを強化するとともに、地 域センターの強みや特色を生かした研修の開発をさらに進 め、その成果をICTの活用により全国に発信するなど、機能 や役割の新展開を図る。

(5) 研修の目標とする成果の指標

研修全般の目標とする成果の指標については、以下の①、 ②のとおり、研修機能の強化を図ることを最重要指標とする。

- ①調査研究の成果や関係機関との連携を通じて、教職員研修 の高度化及び体系化を図る。
- ②ICT 活用やオンライン研修の一層の充実を進めるととも に、集合・宿泊型研修とオンライン研修を最適に組み合わ せることで研修効果の最大化を目指すハイブリッド型研 修を確立する。

各研修の目標とする成果指標については、以下に掲げるよ うな方法を基本として研修ごとに定め、達成状況を把握す の実施形態を導入する。

学校経営に関する基盤研修、教育課題に対応する指導者養成研修は、原則3日間のオンライン研修とし、それぞれの研修の特性に応じて、最適な実施形態を探る。

(3)集合・宿泊型研修とオンライン研修のベストミックスを指向するハイブリッド型研修の確立教職員等中央研修は集合・宿泊型研修とし、学校経営に関する基盤研修と教育課題に対応する指導者養成研修は原則オンライン研修として実施し、調査研究と関連づけながら、両研修形態のベストミックスを指向するハイブリッド型研修の在り方を追求する。

特にオンライン研修における講義・演習・課題・フォローアップ等の最適な方法の組合せについては、ナショナルセンターとして先導的な取組を実施する。それらの取組の検証については調査研究プロジェクトを継続し、研究成果を踏まえて研修の最適化とその普及について検討する。

(4) 地域センター(連携協定を締結した教職大学院のうち、都道府県等と大学の連携・協働並びに教職員の養成・採用・研修の一体改革の地域拠点となる大学)を拠点とした高度で多様な研修機会を提供する仕組みの構築

前年度までの地域センターの活動をさらに発展させ、当機構のミッションに掲げる教職員の養成・採用・研修の一体改革と教職員の資質能力の向上に資する取組を充実するとともに、各地域における教育委員会との連携体制の構築を図りつつ、成果を全国に波及するための取組を推進する。

具体的には、急激に変化する教育現場への支援 は待ったなしの状況であり、喫緊の教育課題に対 応する研修、地域センターの強みや特色を生かし た研修等の開発をさらに促進する。

(5) 研修の目標とする成果の指標

中期計画に定めた、研修全般の目標とする成果の指標については、以下の①、②のとおり、新たな研修フェーズに対応した研修体系を確立することを最重要指標としており、その達成に向けた着実な進展を図る。

- ①調査研究の成果や関係機関との連携を通じ て、教職員研修の高度化及び体系化を図る。
- ②ICT 活用やオンライン研修の一層の充実を進めるとともに、集合・宿泊型研修とオンライン研修を最適に組み合わせることで研修効果の最大化を目指すハイブリッド型研修を

- (2) 研修の目標とする成果の指標
- i 調査研究の成果や関係機関との連携を通じて、教職員研修 の高度化及び体系化を図る。
- ii ICT 活用やオンライン研修の一層の充実を進めるととも に、集合・宿泊型研修とオンライン研修を最適に組み合わせ ることで研修効果の最大化を目指すハイブリッド型研修を 確立する。

各研修の目標とする成果指標については、以下に掲げるような方法を基本として研修ごとに定め、達成状況を把握するとともに、その達成を図る。上記(1) i の研修の成果指標は、以下の①~③とする。

- ①研修は、集合・宿泊型研修とオンライン研修とのベストミックスを基本に標準定員を設定して実施するほか、標準定員に対する参加率が、90%以上となるようにする(前中期目標期間の参加率実績(平均値):109.8%)。
- ②受講者に対して、研修終了後に研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、95%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得るほか、80%以上から「大変有意義であった」の最高評価を得る(前中期目標期間の有意義率(大変有意義率)実績(平均値):99.5%(88.9%))。
- ③学校及び教育委員会等から参加する受講者に対して、研修終了後、1年程度の期間内に研修成果の活用状況(研修企画、研修講師、他校訪問等)についてのアンケート調査等を実施し、85%以上から「機構での研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る(前中期目標期間の成果活用率実績(平均値):98,9%)。

また、学校から参加する受講者に対しては、校内研修等(勤務校において開催する研修会、随時行われる勉強会及び教職員会議等の定例会議等における発表等)への活用状況について、85%以上から「機構での研修成果を校内研修等に効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。(前中期目標期間の校内研修活用率実績(平均値):91,9%)。

上記(1) ii、iiiの研修は原則オンライン研修で実施することとし、研修効果の最大化を図る観点から研修と調査研究を連携・往還させながら、集合・宿泊型研修の要素を組み込んだ最適な組合せを3年間(令和5年度まで)で検討し、確立する。そのため、上記(1) ii、iiiの研修の定量的な成果指標については中期計画において定める。

るとともに、その達成を図る。達成できなかった場合は、 研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。

上記 (1) i の教職員等中央研修の成果指標は、以下の① ~③とする。

- ①演習・協議を中心とし、集合・宿泊型研修とオンライン研修とのベストミックスを図るとともに、最適な人数による 班構成(ユニット)を基本に標準定員を設定して実施する ほか、標準定員に対する参加率が、90%以上となるように する。ユニット数については、年度計画において定める。
- ②受講者に対して、研修終了後に研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、95%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得るほか、80%以上から「大変有意義であった」の最高評価を得る。
- ③学校及び教育委員会等から参加する受講者に対して、研修 終了後、1年程度の期間内に研修成果の活用状況(研修企 画、研修講師、他校訪問等)についてのアンケート調査等 を実施し、85%以上から「機構での研修成果を効果的に活 用できている」などのプラスの評価を得る。

また、学校から参加する受講者に対しては、校内研修等 (勤務校において開催する研修会、随時行われる勉強会及 び教職員会議等の定例会議等における発表等)への活用状 況について、85%以上から、「機構での研修成果を校内研修 等に効果的に活用できている」などのプラスの評価を得 る

上記(1) ii、iiiの研修は原則オンライン研修で実施することとし、研修効果の最大化を図る観点から研修と調査研究を連携・往還させながら、集合・宿泊型研修の要素を組み込んだ最適な組合せを3年間(令和5年度まで)で検討し、確立する。

そのため、定量的な成果指標については暫定的に以下の ①及び②とし、3年間(令和5年度まで)で最適な組合せ を検討し、確立した上で、中期計画における成果指標の見 直しを行う。

- ①標準定員に対する参加率が、90%以上となるようにする。
- ②受講者に対して、研修終了後に研修内容・方法等についてのアンケート調査等を実施し、集合・宿泊型研修とは異なり、集団・グループではなく個別的な学びとなることが前提となることを踏まえ、80%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得る。

確立する。

また、中期計画に定めた、各研修の目標とする 成果の指標について、研修ごとに以下に掲げる方 法により達成状況を把握するとともに、その達成 を図る。達成できなかった場合は、研修内容・方 法の見直し等、必要な措置を講じる。

別紙1の「1. 教職員等中央研修」の成果指標は、以下の①~③とする。

- ①演習・協議を中心とし、集合・宿泊型研修とオンライン研修とのベストミックスに向けた取組を着実に進めるとともに、演習・協議に最適な人数(20人程度)による班構成(ユニット)を基本に設定する標準定員を、別紙1のとおり定め、標準定員に対する参加率が、90%以上となるようにする。
- ②受講者に対して、研修終了後に研修内容・方法、 研修環境等についてのアンケート調査等を実施 し、95%以上から「有意義であった」などのプ ラスの評価を得るほか、80%以上から「大変有 意義であった」の最高評価を得る。
- ③学校及び教育委員会等から参加する受講者に対して、研修終了後、1年程度の期間内に研修成果の活用状況(研修企画、研修講師、他校訪問等)についてのアンケート調査等を実施し、85%以上から「機構での研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。

また、学校から参加する受講者に対しては、校 内研修等(勤務校において開催する研修会、随時 行われる勉強会及び教職員会議等の定例会議等 における発表等)への活用状況について、85%以 上から、「機構での研修成果を校内研修等に効果 的に活用できている」などのプラスの評価を得 ス

なお、アンケート調査等の結果を踏まえ、研修成果活用の具体的な取組につい て分析を行う等、研修内容の改善について検討を行う。

別紙1の「2.学校経営に関する基盤研修」及び「3.教育課題に対応する指導者養成研修」は原則オンライン研修で実施することとし、研修効果の最大化を図る観点から多様な研修方法・形態等を組み込み、最適な組合せを3年間(令和5年度まで)で検討し、確立することとしており、達成に向けた取組を着実に進める。それまでの間、定量的な成果指標については暫定的に以下の①及び②とする。

- ①標準定員に対する参加率が、90%以上となるようにする。
- ②受講者に対して、研修終了後に研修内容・方法・

(3) 研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入

研修の実施に当たっては、個々の研修内容等について、国の教育政策の方向性や地方自治体等の研修ニーズ等を適切に把握し、効果的・効率的な研修の実施が可能となるよう、研修内容・方法等の見直しを行うほか、オンライン研修の活用や関係機関及び大学等との連携及び教員研修に関する調査研究等を行い、より一層の研修内容の高度化を図るとともに、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な演習や協議をより多く取り入れ、研修効果を高めるため、最適な人数による班構成(ユニット)を基本に研修を行う。

また、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館及び機構の4法人は、研修のより効率的・効果的な実施に資するため、その連携について検討する。

(4) 研修の内容・方法の見直し

研修について、独立行政法人として実施する必要性、研修の 効果、都道府県ごとの受講者数、毎事業年度の評価結果等に ついて不断に検証し、必要な場合には、内容・方法の見直し

(6) 研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入

研修の実施に当たっては、個々の研修内容等について、国の教育政策の方向性や地方公共団体等の研修ニーズ等を適切に把握し、効果的・効率的な研修の実施が可能となるよう、研修内容・方法等の見直しを行うほか、年度計画において、オンライン研修の活用や関係機関及び大学等との連携及び教員研修に関する調査研究などの適切な方法を定め、それにより一層の研修内容の高度化を図る。

また、研修効果を高めるため、少人数グループによる課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な演習や協議をより多く取り入れる。さらに、演習や協議の成果を共有し相互作用を生み出すため、20 人程度で構成するユニットを活用する。オンライン研修についても、研修方法や形態に工夫しつつ最適な演習・協議の在り方を探っていく。

国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、 国立女性教育会館及び機構の4法人は、研修のより効率的・ 効果的な実施に資するため、その連携について検討する。

(7) 研修の内容・方法の見直し

研修について、独立行政法人として実施する必要性、研修 の効果、都道府県ごとの受講者数、毎事業年度の評価結果等 について不断に検証し、必要な場合には、以下の基準により、 内容・方法の見直し等、所要の措置を講じる。 形態等についてのアンケート調査等を実施する。多様な研修方法・形態等を組み込むことを踏まえ、80%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得る。

(6)研修の効果的・効率的な実施のための方法の 導入

研修の効果的・効率的な実施を図るため、以下 に掲げる方法を導入する。

- ①国の教育政策の方向性や地方公共団体等の研修 ニーズ等を適切に把握するとともに、大学、関 係機関及び企業等との連携協力を一層進めるほ か、調査研究の成果を活用し、研修内容の高度 化を図る。また、新たな教育課題等に迅速に対 応するためのセミナーを企画実施する。
- ②効果的・効率的な研修の実施が可能となるよう、 研修内容・方法等の見直しを行うとともに、全 国各地の研修改善のモデルとなるよう成果の発 信に努める。また、集合・宿泊型研修とオンラ イン研修のベストミックスを指向するハイブリ ッド型研修や、研修で学んだことを一層実践で 活用されることを意図したインターバル型研修 等、多様な研修の在り方を検討する。
- ③個々の研修においては、機構の研修プロデューサーが、研修全体の目標を明確に設定するとともに、当該目標に照らした適切な研修内容の構築に努める。その内容を事前に講師と共有し、研修の実施を通して研修の趣旨が受講者に浸透するよう、研修プロデュース・ファシリテートの機能を発揮する。
- ④課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な演習や協議をより多く取り入れ、研修効果を高める。また、演習や協議の実施にあたっては、全ての受講者が積極的に発言し、思考を深めることができるよう、別紙1に掲げるユニットを基本に行う。
- ⑤政府関係機関の地方移転に関する基本方針(平成28年3月22日 まち・ひと・しごと創生本部決定)に基づき提案地方公共団体と連携して開催する。

また、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館及び機構の4法人において、研修のより効率的・効果的な実施に資するため、その連携について検討する。

(7) 研修の内容・方法の見直し

研修について、独立行政法人として実施する必要性、研修の効果、都道府県ごとの受講者数、事業年度の評価結果について不断に検証し、必要な

等、所要の措置を講じる。 研修の見直し基準 場合には、中期計画に定めた研修の見直し基準に なお、研修の見直しの必要性を判定するための基準等につ 研修成果の活用状況等についてのアンケート調査等にお より、内容・方法の見直し等、所要の措置を講じ いては中期計画において定める。 いて、「機構での研修成果を効果的に活用できている」割合が 【重要度:高】 50%を下回った場合には、見直し等の措置を講じる。 ・研修の見直し基準 新たな課題に対応した教育が学校現場で効果的に実践され ただし、上記(1) ii、iiiの研修は、集合・宿泊型研修と 研修成果の活用状況等についてのアンケート るよう、研修事業の再構築を図るとともに、校内研修等の活 オンライン研修のベストミックスを指向するハイブリッド 調査等において、「機構での研修成果を効果的に 性化を促進していくことは、教員の資質向上を図る上で極め 型研修を確立するまでの間、研修と調査研究を連携・往還さ 活用できている」割合が50%を下回った場合に せる必要があることから、研修の見直し基準を適用しない。 て重要であるため。 は、見直し等の措置を講じる。 【困難度:高】 ただし、別紙1の「2. 学校経営に関する基盤 調査研究の成果や関係機関との連携を通じて、教職員研修 研修 及び「3. 教育課題に対応する指導者養成 の高度化及び体系化を図ること並びに ICT 活用やオンライン 研修」は、集合・宿泊型研修とオンライン研修の 研修の一層の充実を進めるとともに、集合・宿泊型研修とオ ベストミックスを指向するハイブリッド型研修 ンライン研修を最適に組み合わせることで研修効果の最大化 を確立するまでの間、研修と調査研究を連携・往 を目指すハイブリッド型研修を確立することは、新たな研修 還させる必要があることから、研修の見直し基準 の仕組みを構築する取組であるため。 を適用しない。 1-2 公立学校 2. 公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定 2. 公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定 2. 公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する する任命権者に対する専門的な助言 する任命権者に対する専門的な助言 指標を策定する任命権者に対する専門的な助言 の校長及び教員の 本事業は、平成 29 年4月の機能強化以降、本法人が有 教員は高度で専門的な職業人であり、キャリアステージ 各任命権者が策定する公立学校の校長及び教員 資質の向上に関す る指標を策定する する知見や全国的なネットワーク等を活用した専門的な助 や社会の要請に応じて目指すべき育成指標を明示し、これ の資質に関する指標、研修計画及び実施される研 任命権者に対する 言や好事例の収集、指標データベースの作成等により、各任 を踏まえて教員研修を計画・実行して、生涯を通じて資質 修の充実等に資するよう、ICT 環境の整備が進む 専門的な助言 能力を高めていくことが必要である。また、育成指標と研 中で必要とされる資質能力の向上の在り方を含 命権者が抱える指標と研修に関する課題の解決をリードす 修計画を連携・往還させて、これらの見直しを図っていく る拠点としての役割を果たしている。 め、機構の研修実施機能、調査研究機能及び関係 各任命権者による指標及び研修計画の改善等に対して、 ことが求められる。 機関間ネットワーク機能を活用した専門的助言 引き続き必要な専門的助言を行い、積極的に支援していく 各任命権者が策定する育成指標、研修計画の改善及び実 等を行う。 ものとする。 施される研修の充実等に資するよう、機構の研修実施機 専門的助言等を行うに当たっては、指標等に関 能、調査研究機能及び関係機関間ネットワーク機能を発揮 特に、「GIGA スクール構想」の推進により、学校教育にお する相談窓口及び「情報交換の広場」を開設する し、引き続き専門的助言等を行う。 ける ICT 環境の整備が進められる中で、教員に必要となる とともに、全国の指標の分析を行う。 資質能力として ICT 活用能力や情報セキュリティ能力の一 特に、「GIGA スクール構想」の推進により、学校教育にお 層の向上が求められていること等に留意する。 けるICT環境の整備が進められる中で、教員に必要となる 【重要度:高】 資質能力として ICT 活用能力や情報セキュリティ能力の一 指標は、教員がキャリアステージに応じて身に付けるべ 層の向上が求められていること等に留意する。 き資質能力を明示化するものであり、教員の研修計画の改 善充実を図る上で重要であることから、機構が有する知見 やネットワーク等を活用した専門的な助言等を行うこと は、教員の資質向上を図る上で極めて重要であるため。 1-3 学校教育 3. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び 3. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び 3. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指 関係職員を対象と 導、助言及び援助 援助 した研修に関する 機構が有する関係機関間ネットワークのハブ機能、研修実 機構が有する関係機関間ネットワークのハブ機能、研修実 指導、助言及び援 施機能、調査研究機能の有機的連携を図り、情報発信を強化 施機能、調査研究機能の有機的連携を図り、情報発信を強化 助 するとともに、学校教育関係職員の研修の充実に係る指導、 するとともに、学校教育関係職員の研修の充実に係る指導、 助言及び援助を行う。 助言及び援助を行う。 (1) 都道府県教育委員会等への指導、助言及び援助 (1) 都道府県教育委員会等への指導、助言及び援助 都道府県教育委員会等において、より充実した学校教育関 都道府県教育委員会等において、より充実した学校教育関 助 係職員に対する研修が実施できるよう、以下の指導、助言及 係職員に対する研修が実施できるよう、以下の指導、助言及 び援助を行う。 び援助を行う。

(1) 都道府県教育委員会等への指導、助言及び援

都道府県教育委員会等において、より充実した 学校教育関係職員に対する研修が実施できるよ う、以下の指導、助言及び援助を行う。

①教職員への指導、助言及び援助

ア オンライン研修動画コンテンツの充実

都道府県教育委員会等のニーズを踏まえ、校内 研修シリーズや学習指導要領編、実践力向上シリ

①教職員への指導、助言及び援助

・オンライン研修動画コンテンツの充実

オンライン研修動画コンテンツについて、都道府県教

育委員会等のニーズを踏まえ、校内研修シリーズや学習

①教員等への指導、助言

オンライン講座の一層の充実、情報交換機会の提供を行う

また、学校現場における優れた実践事例の表彰を行い、その

ほか、教員の資質向上に関する情報発信を行う。

取組を普及し、教職の魅力を発信する。

- ②教育委員会等への指導、助言及び援助
 - 教職員研修の将来像の提案

機構が実施する研修の高度化・体系化を一層推進するとともに、集合・宿泊型研修とオンライン研修とのベストミックスに向けた検討・実践を早急に進め、教職員研修の将来像を提案・牽引していく。

・教育委員会等の研修への指導、助言及び援助 教育委員会等の研修企画・立案担当者を対象とする会議 を開催する。

また、地方公共団体単独での実施が困難な研修等については、地方公共団体からの要請を受けて援助を行う。

指導要領編の一層の充実を図る。

- ・教職員の資質向上に関する情報発信 教職員の資質向上に関する情報をオンラインにより広 く情報発信し提供する。
- ・学校現場における優れた実践の表彰及び取組の普及 学校現場において教育課題の解決に取り組んだ優れ た実践を表彰するとともに、その取組を普及し、教職の 魅力を発信する。
- ・教職員が大学や教育委員会等の学校教育関係諸機関の職員との情報交換を行う場の提供

教職員が大学や教育委員会等の学校教育関係諸機関 の職員との情報交換を行う場の提供を行う。

- ②教育委員会への指導、助言及び援助
 - ・教職員研修の将来像の提案をはじめとした教職員研修の改善・充実に資する情報提供

機構が実施する研修の高度化・体系化を一層推進するとともに、集合・宿泊型研修とオンライン研修とのベストミックスに向けた検討・実践を早急に進め、研修と調査研究の両輪で教職員研修の在り方を追求し、その成果をもって教育委員会が実施する教職員研修の将来像を提案牽引していくなど、教職員研修の改善・充実に資する情報提供を行う。

情報提供に当たっては、教育委員会と大学等との連携 促進のために研究協議等の意見交換を行う場の提供や、 研修手法等の普及のための機構職員の講師派遣等を行 う。

- ・教育委員会等の研修への指導、助言及び援助 教育委員会等の研修企画・立案担当者を対象とする会 議を開催する。また、教育委員会と大学等の学校教育関 係諸機関の職員との情報交換を行う場の提供を行う。
- ・教育委員会等の研修の企画立案・運営を担う人材育成 各教育委員会における研修の高度化・体系化を推進す るため、教育委員会における研修の企画立案・運営にお いて中核的な役割を担う人材を機構に派遣させ、0JT に よる実地研修、調査研究等を通じて、その育成を図る。
- ・地方公共団体からの要請を踏まえた研修等の援助 地方公共団体単独での実施が困難な研修等について は、地方公共団体からの要請を受けて援助を行う。

ーズ、基礎的研修シリーズ等の一層の充実を図り、教員等の自主的な研修を促す環境作りに寄与するとともに、研修効果を最大限に発揮できる、集合研修との組み合わせについても検証を行う。また、文部科学省との連携の下、令和6年度からの教員研修プラットフォームの本格稼働に向けた準備を行う。

イ 教職員の資質向上に関する情報発信

教職員の資質向上に関する情報を、ホームページやメールマガジン等により広く情報発信し提供する。

ウ 学校現場における優れた実践の表彰及び取 組の普及

学校現場において教育課題の解決に取り組ん だ優れた実践を表彰するとともに、その取組を普 及し、教職の魅力を発信する。

エ 情報交換を行う場の提供

教職員が大学や教育委員会等の学校教育関係諸 機関の職員との情報交換を行う場の提供を行う。 ②教育委員会への指導、助言及び援助

ア 教職員研修の将来像の提案をはじめとした 教職員研修の改善・充実に資する情報提供

機構が実施する研修の高度化・体系化を一層推進するとともに、研修と調査研究の両輪で教職員研修の在り方を追求し、その成果をもって教育委員会が実施する教職員研修の将来像を提案・牽引していくこととしており、その達成に向けた着実な進展を図る。

また、教職員研修の改善・充実に資する情報提供を行う。情報提供に当たっては、教育委員会と大学等との連携促進のために研究協議等の意見交換を行う場の提供や、研修手法等の普及のための機構職員の講師派遣等を行う。

イ 教育委員会等の研修への指導、助言及び援助 教育委員会等の研修企画・立案担当者を対象と する会議を開催する。また、教育委員会と大学等 の学校教育関係諸機関の職員との情報交換を行 う場の提供を行う。

さらに、教育委員会等が実施する研修への支援 等を行うため、研修に関する相談窓口を設置す ス

ウ 教育委員会等の研修の企画立案・運営を担う 人材育成

新たな教職員研修の開発を行うとともに、新たな教職員研修の企画立案・運営を担う人材の育成を図るため、教育委員会における研修の企画立案・運営において中核的な役割を担う人材を機構に派遣させ、OJTによる実地研修、調査研究等を通じて、その育成を図る。

エ 地方公共団体からの要請を踏まえた研修に

(2) 教職大学院等との連携

教職大学院等の大学等とのネットワークを構築し、機構の 全国的な教員研修・支援のハブ機能の整備・充実を図る。ま た、教職大学院等の大学等の院生や教員の研究・交流等を支 援するため、以下の取組を行う。

①教職大学院との連携協定

教職大学院等の大学との連携協定の締結を進め、関係機関間のネットワークのハブ機能の強化を図る。

②教職大学院の教員等に対する支援

教職大学院等の大学との連携を推進するため、「独立行政 法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえ、教職大学院の教職員の研究・交流支 援のための場を提供する。

③教職大学院の院生等に対する支援

教職大学院の院生等に対する支援のため、機構が行う研修を受講する機会を提供する。また、教職を志す学生等に対し、学びの機会を提供する。

④海外の大学等に対する支援

国際連携ネットワークの構築に取り組み、国際貢献を図りつつ、相互に学び合う機会を創出する。

【重要度:高】

機構が教員の養成・採用・研修を通じた体系的かつ総合的 支援拠点としての使命を果たす上で、機構が有する関係機関 間ネットワークのハブ機能、研修実施機能、調査研究機能の 有機的連携を図り、学校教育関係職員の研修の充実に関する 指導、助言及び援助を行うことは、極めて重要な取組である ため。

【凩難度:高】

機構が実施する研修の高度化・体系化を一層推進するとともに、集合・宿泊型研修とオンライン研修とのベストミックスに向けた検討・実践を早急に進め、教職員研修の将来像を提案・牽引することは、都道府県教育委員会等における将来の教職員研修の在り方を方向付ける取組であるため。

(2) 教職大学院等との連携・協力

教職大学院等の大学等とのネットワークを構築し、機構の 全国的な教員研修・支援のハブ機能の整備・充実を図る。ま た、教職大学院等の大学等の院生や教員の研究・交流等を支 援するため、以下の取組を行う。

①教職大学院との連携協定

教職大学院等の大学との連携協定の締結を進め、関係機 関間ネットワークのハブ機能の強化を図る。

②教職大学院の教職員に対する支援

教職大学院の教員等の研究・交流支援のための会議を開催し、教職大学院等と教育委員会が連携・開発した研修プログラムの普及を図るほか、教員養成及び現職研修のカリキュラム向上を促進する。

③教職大学院の院生等に対する支援

教職大学院の院生等に対する支援のため、機構が行う 研修を受講する機会を提供する。また、教職を志す学生 等に対し、学びの機会を提供する。

④海外の大学等に対する支援

国際連携ネットワークの構築に取り組み、国際貢献を図りつつ、相互に学び合う機会を創出する。

関する事業への援助

地方公共団体単独での実施が困難な事業について、別紙1の「4.地方公共団体からの要請を踏まえて実施する事業」のとおり実施する。

(2) 教職大学院等との連携・協力

教職大学院など国内外の大学等とのネットワークを構築し、機構の全国的な教員研修・支援のハブ機能の整備・充実を図る。そのため、教職大学院等との連携協力協定の締結を基に、相互の取組の充実を図るとともに、教職大学院等の大学等の院生や教員の研究・交流を支援する。また、海外の大学や政府機関等と連携し、海外の教員を対象とした研修等を実施する。

①教職大学院との連携協定

教職大学院等の大学との連携協定を継続し、かつ、連携の質の高度化を図るとともに、当機構のミッションに掲げる教職員の養成・採用・研修の一体改革と教職員の資質向上に資する取組を進め、全国に波及するための協働体制の構築を図り、関係機関間ネットワークのハブ機能を強化する。

②教職大学院の教職員に対する支援

教職大学院の教員等の研究・交流支援のための 会議を開催し、教職大学院等と教育委員会が連 携・開発した研修プログラムの普及を図るほか、 教員養成及び現職研修のカリキュラム向上を促 進する。

③教職大学院の院生等に対する支援

教職大学院の院生等に対する支援のため、機構が行う研修を受講する機会を提供する。また、教職を志す学生等に対し、基礎的研修シリーズ等を情報発信するなど、利活用の促進を進めるとともに、学びの機会を広く提供する。

④海外の大学等に対する支援

タイ王国政府や国内外の教職大学院等と連携し、タイ王国の教員等に対する研修を実施する。

4.4
A. 147 113 A.7
を受訪り
務必るの
校職りすそ
がた對び
員当こ及及
戦と質でも
再り 質手
ほご貨の
関行な

4. 学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関す る調査研究及びその成果の普及

教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として、養成・採用・研修の改革に資する専門的・実践的な調査研究を計画的に行うこととし、集合型研修とオンライン研修のベストミックスに関する調査研究を含め、中期目標期間中に5件程度実施する。

教員の資質向上に係る緊急度の高い課題を調査研究テーマとし、機構の研修事業をはじめとした各種の事業との有機的連携を強化するものとする。

特に、養成・採用・研修の一体的改革、研修の高度化・体 系化、教職への優秀な人材の確保など、教員政策に寄与する ものとする。

調査研究の成果については、機構の研修事業をはじめとした各種の事業に適切に還元させるとともに、文部科学省等と連携しながら調査研究の成果の普及を図るものとする。

【重要度:高】

養成・採用・研修の一体的な改革を進めていく上で、教職員の資質向上に関する様々なエビデンスを獲得・蓄積し、機構が実施する各種事業の企画・立案への反映や教育委員会等に調査研究の成果を普及していくことは、教職員の資質向上、教職への優秀な人材の確保を図る上で極めて重要であるため。

4. 学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関す る調査研究及びその成果の普及

教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として、養成・採用・研修の改革に資する専門的・実践的な調査研究を計画的に行うこととし、集合型研修とオンライン研修のベストミックスに関する調査研究を含め、中期目標期間中に5件程度実施する。

教員の資質向上に係る緊急度の高い課題を調査研究テーマとし、機構の研修事業をはじめとした各種の事業との有機 的連携を図る。

特に、養成・採用・研修の一体的改革、研修の高度化・体 系化、教職への優秀な人材の確保など、教員政策へ寄与する ものとする。

調査研究の成果については、機構の研修事業をはじめとした各種の事業に適切に還元させるとともに、文部科学省等と連携しながら調査研究の成果の普及を図るものとする。

- 4. 学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な 資質に関する調査研究及びその成果の普及
- (1) 調査研究の実施

教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として、養成・採用・研修の一体的改革、研修の高度化・体系化、教職への優秀な人材の確保など、 我が国の教員政策に資する調査研究を計画的に行う。

教員の資質向上に係る緊急度の高い課題を調査研究テーマとする。特に、令和4年答申等の趣旨を踏まえた調査研究テーマに取り組む。具体的には、以下の課題に対応した調査研究を推進する。

- ①現場のニーズを踏まえた実証的研修体系モデルの構築
- ②ポストコロナ時代の新たな研修スタイルの確立
- ③教職員等中央研修の高度化・体系化
- ④校内研修プロデュース、ファシリテーション
- ⑤教職の魅力向上
- ⑥ICT を活用した学習指導の充実

調査研究を進めるに当たっては、教育委員会と 連携し、学校や教育委員会が抱える課題を適切に 把握できる仕組みの構築を図る。

(2) 成果の普及

調査研究の成果については、機構の研修事業をはじめとした各種の事業に適切に還元させるととともに、文部科学省等と連携しながら、その成果の普及を図る。

1-5 免許状更 新講習及び免許法 認定講習等の認定 に関する事務

5. 免許状更新講習等の認定に関する事務

教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)に基づく免 許状更新講習等の認定について、教育職員免許法施行規則 (昭和 29 年文部省令第 26 号)を踏まえ、文部科学省と 緊密な連携を図り、本講習の認定に関する事務を確実に遅 滞なく実施する。

(令和4年の教育職員免許法の一部改正に伴い、免許状更 新講習の認定に関する事務は廃止する)

5. 免許状更新講習等の認定に関する事務

教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)に基づく免 許状更新講習等の認定について、教育職員免許法施行規則 (昭和 29 年文部省令第 26 号)を踏まえ、文部科学省と 緊密な連携を図り、本講習の認定に関する事務を確実に遅 滞なく実施する。

(令和4年の教育職員免許法の一部改正に伴い、免許状更 新講習の認定に関する事務は廃止する)

5. 免許法認定講習等の認定に関する事務

免許法認定講習等の認定に関する事務について、文部科学省と緊密な連携を図りつつ、関係法令を踏まえ、本講習の認定に関する事務を確実に実施する。

1-6 教員資格認 定試験の実施に関する事務

6. 教員資格認定試験の実施に関する事務

教育職員免許法 (昭和 24 年法律第 147 号) に基づく教 員資格認定試験の実施について、教員資格認定試験規程 (昭 和 48 年文部省令第 17 号) を踏まえ、文部科学省と緊密な 連携を図り、秘密保持に十分留意した上で、本試験の問題作 成を行うとともに、試験実施に関する事務を確実に行う。

6. 教員資格認定試験の実施に関する事務

教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)に基づく教 員資格認定試験の実施について、教員資格認定試験規程(昭 和 48 年文部省令第 17 号)を踏まえ、秘密保持に十分留意 した上で、本試験の問題作成を行うとともに、試験実施に関 する事務を確実に行う。

6. 教員資格認定試験の実施に関する事務

教員資格認定試験の実施に関する事務について、関係法令を踏まえ、本試験問題作成及び試験実施に関する事務を確実に実施する。

2 業務運営の効率化に関する事項

IV 業務運営の効率化に関する事項

(1) 経費等の縮減・効率化

機構の業務運営に際しては、「独立行政法人改革等に関する 基本的な方針」(平成 25年 12月 24日閣議決定)等を踏ま Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 経費等の縮減・効率化

機構の業務運営に際しては、「独立行政法人改革等に関する 基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等を踏ま Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

機構の業務運営に際しては、一般管理費について、経費節減のための見直しを継続して行い、計画的な削減に努めることとし、前年度に比較して

え、業務の見直し、調達等の合理化を進め、中期目標期間中、 え、業務の見直し、調達等の合理化を進め、中期目標期間中、 1%以上、また、業務経費についても前年度に比 毎事業年度において、一般管理費については対前年度比1% 毎事業年度において、一般管理費については対前年度比1%以 較して1%以上の効率化を図る。 以上、業務経費についても対前年度比1%以上の効率化を図 上、業務経費についても対前年度比1%以上の効率化を図る。 なお、一般管理費については、経費削減の余地 なお、一般管理費については、経費削減の余地がないか自己 がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見 なお、一般管理費については、経費削減の余地がないか自己 評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行い、経費の削減の 直しを行い、経費の削減の一層の推進を図る。 評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行い、経費の削減 契約については、「独立行政法人における調達 一層の推進を図る。 の一層の推進を図る。 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取 等合理化の取組の推進について」(平成27年5月 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取 組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基 25 日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施す 組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基 づく取組を着実に実施する。 づく取組を着実に実施する。 また、国立特別支援教育総合研究所、国立女性 (2) 間接業務等の共同実施 (2) 間接業務等の共同実施 教育会館及び国立青少年教育振興機構と共同し 同閣議決定を踏まえ、国立特別支援教育総合研究所、国立青 同閣議決定を踏まえ、機構は、国立特別支援教育総合研究 た間接業務等の実施に当たっては、費用対効果等 少年教育振興機構、国立女性教育会館及び機構の4法人は、 所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館と共同して、 を検証しつつ継続して行う。 契約業務においては、調達等合理化計画を着実 効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施 効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を実施すること し、その取組を一層推進する。 とし、その取組を一層推進する。 に実施し、競争契約における一者応札件数の割合 (3) 予算執行及び業務運営の効率化 (3) 予算執行及び業務運営の効率化 を 10%未満とするなど適正な調達を行い、契約 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取 監視委員会において点検を実施する。 組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基 組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基 さらに、物品等の購入に当たっては、環境負荷 づく取組を着実に実施する。 づく取組を着実に実施するとともに、より一層の適正化を図る の低減に資するべく引き続き環境物品等の調達 また、研修の ICT 化のための環境整備を進めるとともに、 こととし、その具体的な目標を年度計画で定める。 を推進する。 また、研修の ICT 化のための環境整備を進めるとともに、 また、研修の ICT 化のための環境整備を進める 内部業務の電子化を進める。 内部業務の電子化を進める。 とともに、内部業務についてもペーパーレスを推 進し、電子化に向けた取組を進める。 3 財務内容の改 V 財務内容の改善に関する事項 Ⅲ 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 Ⅲ 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び 善に関する事項 (1) 自己収入の確保 (1) 自己収入の確保 資金計画 固定経費の削減、財務内容等の透明性の確保に努 国が実施する責務を有する研修等の実施という性格に十分 国が実施する責務を有する研修等の実施という性格に十分 留意しつつ、受益者負担の適正化を図るとともに、施設の有 留意しつつ、受益者負担の適正化を図るとともに、施設につ め、適切な予算管理を行うとともに、研修・宿泊 効利用促進等により自己収入の確保を図る。 いては、更なる利用促進に向けた取組を行うことにより自己 施設について、ホームページ等を通じ外部に向け また、自己収入の取扱いにおいては、定期的に各施設の料金 収入の確保を図る。 た更なる利用促進を図り、自己収入の確保を図 を検証するとともに、毎事業年度に計画的な収支計画を作成 自己収入の取扱いにおいては、実績を勘案しつつ、毎事業年 度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営を し、当該収支計画による運営を行う。 自己収入の取扱いにおいては、新型コロナウイ 行う。 ルス感染症の影響により、自己収入が年度計画策 また、定期的に近隣施設の料金を検証しつつ、貸付料金の設 定時の見通しよりも下回る可能性も勘案しつつ、 定を行い、自己収入の拡充を図る。 収支計画の作成及び必要に応じた見直しを行い、 当該収支計画による運営を行う。 (2) 固定経費の節減 (2) 固定経費の筋減 また、近隣施設の料金等を検証しつつ、貸付料 管理業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行 管理業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行 金の設定を行い、自己収入の拡充を図る。 うこと等により、固定経費の節減を図る。 うこと等により、固定経費の節減を図る。 1. 予算 別紙2のとおり。 (3) 財務内容等の透明性の確保 (3) 財務内容等の透明性の確保 2. 収支計画 機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決 機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決 別紙3のとおり。 算情報の公表の充実等を図る。 算情報の公表の充実等を図る。 3. 資金計画 1. 予算(中期計画の予算) 別紙4のとおり。 別紙1のとおり。 2. 収支計画 別紙2のとおり。 3. 資金計画 別紙3のとおり。 IV 短期借入金の限度額 IV 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額は4億円とする。 短期借入金の限度額は4億円とする。

		短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合や想定されていない退職手当の支給などにより緊急に必要となる経費として借入することが想定される。 VII 剰余金の使途機構の決算において剰余金が発生したときは、独立行政法人教職員支援機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善並びに施設・設備の整備等に充てる。	短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合や想定されていない退職手当の支給などにより緊急に必要となる経費として借入することも想定される。 V 剰余金の使途機構の決算において剰余金が発生したときは、研修事業の充実、研修に関する指導、助言及び援助等の充実、調査研究事業の充実、免許法関連事務の充実、機能強化・組織見直し、施設・設備整備等の充実に充てる。
4-1 長期的視 野に立った施設・ 設備等の整備・管 理の実施	VI その他業務運営に関する重要事項 1. 中長期的視点に立った施設・設備等の整備管理の実施 (1) 施設・設備については、老朽化対策及び研修の ICT 化のための環境整備等、中長期的視点に立った計画的な整備を推進する。 (2) 従来の集合・宿泊型の研修に加えて、ICT 機器を活用したオンライン研修の拡充、両研修形態のベストミックスを指向するハイブリッド型研修にふさわしい、また、感染防止・衛生管理を含め受講者が安全かつ安心して研修に取り組める環境を実現する施設・設備等の整備を積極的に進める。 (3) 機構の保有する研修施設について、貸出対象の拡充を行い、施設の有効利用促進に取り組む。また、研修事業の在り方を検討し、その確立を図った上で、教職員の受講環境の整備の観点から、他法人や関係機関等の施設を利用して研修を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行う。 (4) 各施設(研修・宿泊・運動)の稼働率等の成果指標については、研修効果の最大化を図る観点から集合・宿泊型研修とオンライン研修の最適な組合せを3年間(令和5年度まで)で検討し確立することとしていることを踏まえ、中期計画において定める。	 ▼ その他主務省令で定める業務運営に関する事項等 1. 施設及び設備に関する計画 別紙4のとおり。 施設・設備については、中長期的視点に立った整備計画を 策定し、老朽化対策を計画的に行うとともに、従来の集合・ 宿泊型の研修に加えて、ICT 機器を活用したオンライン研 修の拡充、両研修形態のベストミックスを指向するハイブ リッド型研修にふさわしい、また、施設・設備のバリアフ リー化を進めるほか、感染防止・衛生管理を含め受講者が 安全かつ安心して研修に取り組める環境を実現する施設・ 設備等の整備を積極的に進める。 また、施設の貸出対象の拡充を行い、施設・設備の有効利 用促進に取り組むとともに、研修事業の在り方を検討し、 その確立を図った上で、教職員の受講環境の整備の観点から、他法人や関係機関等の施設を利用して研修を実施する 可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行う。 各施設の稼働率については、集合・宿泊型研修とオンライン研修とのベストミックスを3年間(令和5年度まで)で 検討し確立した上で、中期計画の見直しにより設定する。 	■ その他主務省令で定める業務運営に関する事項等 1. 施設・設備に関する計画 ・施設・設備の老朽化対策を計画的に行うとともに、従来の集合・宿泊型研修に加えて、ICT機器を活用したオンライン研修の拡充、両研修形態のベストミックスを指向するハイブリッド研修にふさわしい施設・設備等の整備を行う。 ・施設・設備等のバリアフリー化を進めるほか、感染防止・衛生管理を含め、受講者が安全かつ安心して研修に取り組めるよう、施設・設備等のがよいで研修に取り組めるよう、施設・設備等のが表して研修に入り組めるよう、施設の有別の相を引き続き促進し、施設の有効利用を図る。 ・運動施設について、地域のスポーツ施設下、対災拠点等として有効活用するため、ホームペットで、受情である。 ・運動施設について、地域のスポーツ施設では、が受控等への周知を行うとともに、ホームペットで、対しては、研修を通じた貸出可能に対して、対しては、研修事業の有効利用を図る。 なお、研修施設・運動施設の貸出は、新型コでの、対しては、研修事業の在りが組む。・保有施設については、研修事業の在りが組む。・保有施設については、研修事業の在りが組む。・保有施設については、研修事業のを検討し、その確立を図った上で、受講者における受講環境の整備の観点から、他法人や関係機関等の施設を利用して研修を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行う。
4-2 人事に関する計画	2. 人事に関する計画 機構に求められる社会的使命を全うし、教員の養成・採用・研修を通じた体系的かつ総合的支援拠点としての業務を実施するため、組織体制を整備するとともに、その活性化を図ることが重要であることから、デジタル技術を利活用できる人材など、多様な専門的人材を確保・育成するため、関係機関・団体との人材交流を視野に入れた人材確保・育成方針を策定し、その取組を進める。 また、役職員の報酬・給与・退職手当については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24	2. 人事に関する計画 機構に求められる社会的使命を全うし、教員の養成・採用・研修を通じた体系的かつ総合的支援拠点としての業務を 実施するため、組織体制を整備するとともに、その活性化を 図ることが重要であることから、デジタル技術を利活用でき る人材など、多様な専門的人材を確保・育成するため、関係 機関・団体との人材交流を視野に入れた人材確保・育成方針 を策定し、その取組を進める。 また、役職員の報酬・給与・退職手当については、「独立 行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24	2. 人事に関する計画 ・機構のミッションを実現するために必要な人 材育成を目指し、プロパー職員の資質向上とキャリアアップを図る。その観点も踏まえ、外部機関との人事交流を積極的に活用する等、デジタル技術を利活用できる人材を含め、多様な専門的人材を確保・育成し、適切な人事配置を行う。 ・手当を含む役職員給与については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年

日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の給与を参酌し、その適

正化を図るとともに、給与水準を公表する。

12月24日閣議決定)を踏まえるとともに、国

家公務員の給与水準も十分考慮し、その検証結

果や取組状況を公表する。

日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の給与を参酌し、その適

正化を図るとともに、給与水準を公表する。

1			
4-3 内郊鉢制	3 内郊統制の玄宝・疏化	3 内郊郷制・ガバナンスの本字・疏ル	・教員研修等の企画・立案、実施、評価等のより一層の充実を図るため、また、機構職員としてのスキルアップを図るため、所内及び所外の研修会への参加機会を支援する。
4-3 内部統制の充実・強化	3. 内部統制の充実・強化 理事長のリーダーシップの下、機構の業務及びそのマネジメントに関する内部統制・ガバナンスの充実・強化を図るため、その体制の整備・運用を推進していくとともに、不断の見直しを行う。さらに、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で、組織及び業務の運営がなされるよう、機構のミッションや理事長の理念を組織内の各層に浸透させるとともに、役職員のモチベーション・使命感を向上させる取り組みを行う。また、内部統制が有効に機能しているかどうかについて、監事監査及び内部監査等により検証するとともに、その結果を業務の改善に反映させる。	3. 内部統制・ガバナンスの充実・強化 理事長のリーダーシップの下、機構の業務及びそのマネジメントに関する内部統制・運用を推進していくとともに、不断の見直しを行う。さらに、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で、組織及び業務の運営がなされるよう、機構のミッションや理事長の理念を組織内の各層に浸透させるとともに、役職員のモチベーション・使命感を向上させる取り組みを行う。また、内部統制が有効に機能しているかどうかについて、監事監査及び内部監査等により検証するとともに、その結果を業務の改善に反映させる。	3. 内部統制・ガバナンスの充実・強化 独立行政法人教職員支援機構法を踏まえ、教 職員に対する総合的支援を行う全国拠点を明確して、会に、対 の使命を果たすため、機構組織の役割を明確として、会に、中期目標及び中期計画に基づシシッションを有効かつ対 のを関すしたが、機構に対して、大きのでは、大きなのででは、大きなのででは、大きなのででは、大きなのででは、大きなのででは、大きないででは、大きないのでは、大きないいのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないいいでは、大きないいのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないいのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、ないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、ないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、ないのではないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのではないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのではないのでは、ないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのでは
4-4 業務の電子化の推進及び情報セキュリティの確保	4.業務の電子化の推進及び情報セキュリティの確保機構全体で、ICT環境の整備に努め、機構が主催する研修の充実、受講者の利便性の向上を図るとともに、内部業務の電子化を進める。その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。また、サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)に基づき策定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定。平成30年7月25日改定)に従って、引き続き、情報セキュリティ対策を推進する。さらに、外部機関が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価し、サイバー攻撃等への対応の強化など必要となる情報セキュリティ対策を講じる。	4.業務のICT 化の推進及び情報セキュリティ対策の確保機構全体で、ICT 環境の整備に努め、機構が主催する研修の充実、受講者の利便性の向上を図るとともに、内部業務の電子化を進める。その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。また、サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)に基づき策定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定。平成30年7月25日改定)に従って、引き続き、情報セキュリティ対策を推進する。さらに、外部機関が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価し、サイバー攻撃等への対応の強化など必要となる情報セキュリティ対策を講じる。	4.業務の電子化の推進及び情報セキュリティの確保 ・機構全体で、ICT環境の整備に努め、ICT活用やオンライン研修の一層の充実を推進するとともに、内部業務の電子化を図る。 ・政府の方針等も踏まえ、情報セキュリティに関する規程及び運用手順等を遵守し、これに基づき PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策を講じるとともに、機構で利用する全ての情報システムについて安全で適切な運用を継続して行う。 ・情報セキュリティに関する研修等を実施し、役職員等の情報セキュリティに関する意識啓発を図る。